深井孫七郎「大坂店勤番日記」 三井文庫史料叢書

その一~その二(天明六・七年の大坂両替店)

三井文庫

発行

史料紹介

深井孫七郎「大坂店勤番日記」その一

――天明六・七年の大坂両替店―

ら翌七年二月六日までの一年分のみで、それも途中八月から一〇の死に至るまでであるが、残存する勤番日記は、着任した当日か六年(一七八六)二月七日から同八年(一七八八)七月三日のそ両替店に残されていたものである。深井孫七郎の在坂期間は天明た京両替店の重役手代、深井孫七郎の手になる日記であり、大坂

一大坂店勤番日記」は、三井大坂両替店に勤番として派遣され

御用金と、六年七月の全国にかけられた融通金が田沼失脚の直接に至った時期であるが、たまたま天明五年十二月に出された大坂一〇月にかけては、恰度権勢を誇った老中田沼意次の罷免、失脚との「大坂店勤番日記」の欠除した分である天明六年八月から月の間の分を欠いている。

を境にして大坂両替店が田沼末期の政策にふり回される前半と、の引金になったといわれている。「勤番日記」は、欠除した部分(1)

失脚後の後半に分けられるとでもいえそうである。しかし全体的

みれば天明期の幕府や諸藩との交際、諸商人、町との関わりが

日常的にとらえられているのみならず、安永持分け期間中の越後日常的にとらえられているの事が見られる。両者とも大坂両替店自身作成した「日記録」があるので、両者をつき合わせてみれ自身作成した「日記録」があるので、両者をつき合わせてみれば、欠本部分に限らず、内容を相補い合い、より豊かなものにすることができよう。両者には共通の記事が結構多い。深井孫七郎が店を離れている期間の事柄、逆に店の方で書き漏した事柄を互いに補塡し合っている節もまま見受けられる。両者とも大坂両替店店にとって一番重要な幕府御用に関する記事が多いのはもちろんであるが、対諸藩の御用関係の記事も多く、特に三井家とは因縁の深い笠間藩牧野家(老中)関係の記事が目につく。

し、宝暦一〇年(一七六〇)二月組頭となった。翌宝暦一一年春初出勤したが、延享四年(一七四七)六月に京両替店へ勤務替え 55筆記者の深井孫七郎は、初め堀孫七といい寛保二年に京糸店へ

彼地店(=大坂店)、近来不勘定之儀、時節トは乍申、

全体取

勤番となったことについては、次のようないきさつがある。 守(武州忍藩)と土岐美濃守(沼田藩)の二家の御用を担当して 日付をもって加判名代役に昇格した。京両替店の中では、元〆役 書き始め頃は元方掛名代であったが、在坂中の天明六年八月一六 代とし、二代深井助九郎は京両替店の元〆役までいった家督の家 深井家に養子に入った。深井家は、糸店出身の深井幸右衛門を初 いた。この京両替店の重手代であった深井孫七郎が、大坂両替店 丸山弥兵衛に次ぐ地位である。屋敷方としては大坂城代阿部能登 である。孫七郎は深井家三代目として名がある。この勤番日記の

その一番手が深井孫七郎であった。勤番料は半季分で金六両、 郎(名代)、西田新四郎(後見)ほかに支配役の寺井頼兵衛と揃っ を筆頭に、 |家=現伊皿子家三代高登||が、京都店の重役を一人「引越勤め」| は堂島一丁目の大坂両替店抱屋敷内であった。 間で半季交代の勤番制をとるということに落ちついたのである。 ていたが、結局のところ、深井、藤田、五十川、西田の四重役の させるようもちかけたのである。京両替店には元〆役丸山弥兵衛 の大坂店上部の手薄な状況をみた三井家の長老三井宗巴(中立売 口孫兵衛と後見役の山中半兵衛の二人だけになってしまった。と った中井嘉平次が急死し、経営に携わる重役陣が元方掛名代の井 天明五年(一七八五)一一月、大坂店の重役(勘定名代)であ 深井孫七郎、 藤田助右衛門(勘定名代)、 五十川清太 宿

> 肝要ニ候、其外取〆り方風義相直シ、倹約等随分相立候様万事 気ヲ入、立直シ候様ニ取計可被申候 組筋之仕方万端巨細ニ不行届様ニ相見得、此義第一取直シ申事

> > 356

貸付金返済滞りを機に、右の引用史料にもみられるごとく慢然と 勤番料の申渡書の前書の部分である。大坂両替店は、 た。要は深刻な経営立直しが必要になっていたのである。 した赤字経営が続き、天明期は最も落ち込んでいる 時 期 で あっ 右は、天明六年正月付で三井三郎助の名で四重役に宛てられた 加賀藩への

貸、家質貸、質物賃、河内の新田経営等々、多用な営業科目を抱 られるようになった。これも深井の指導によるものと思われる。 ら筑前米に変る)、 のちには為替打銀の相場も日々欠かさずつけ 取り組んでいる。また営業に関わる金や銭・米(肥後米、五月か 貸付相手との交渉、証文、帳簿の作成、京都、 えている。これらの業務に付随する様々の実務、例えば、幕府や ている。これらの相場は、店の「日記録」にはつけられていなか 入、退役した者に至るまでの塞り銀を調べるなど、店の取締にも ったのであるが、天明七年から「勤番日記」と同じ様につけ始め 深井は大坂へ着くと早速抱屋敷の検分をはじめ、店使用人や出 大坂両替店は、御金蔵銀の下貸付や、蔵米を引当とする 屋敷 江戸店との連絡そ

深井が赴任してきた当時は、先にあげた元方掛名代 井 口 孫 後見の山中半兵衛の下に、杉本久次郎、岡田喜三郎という支配

の他に携わる奉公人はどれ程いたであろうか。

(6) の下は平手代が九ないし一〇名程、子供が五名程いる。ほかに雇の下は平手代が九ないし一〇名程、子供が五名程いる。ほかに雇の下は平手代が九ないし一〇名程、子供が五名程いる。ほかに雇配役となって、二人で御用方を勤めることになるけれども、井口配役となって、二人で御用方を勤めることになるけれども、井口配役となって、二人で御用方を勤めることになるけれども、井口配役となって、二人で御用方を勤めることになるけれども、井口配となった。

て、独自の利益収取を図る、という営業形態であったからであろるのに対し、両替店は三都の各店舗がそれぞれの経営基盤をもった版の営業、人事を京都において一本に統轄するという機構であまで制度としてあったという記録は見当らない。呉服店が江戸・大坂の営業、人事を京都において一本に統轄するという機構であるのに対し、両替店は三都の各店舗がそれぞれの経営基盤をもっるのに対し、両替店一巻)のように、京都店から重役を江戸・大坂勤番として、独自の利益収取を図る、という営業形態であったからであろるのに対し、両替店一巻)では呉服店グループ そもそも両替店グループ (=両替店一巻)では呉服店グループ

について少し触れておとう。とこで、この「勤番日記」の前半部分に出てくる二つの御用金

うとその対策に苦慮し、裏にまわって紀州家の援助を願い出た。前で金七万両という大金を課せられ、少しでも低い金額に押えよ府御用金が賦課された。越後屋大坂本店は、三井八郎右衛門の名天明五年十二月十三日、大坂市中の富家に融通貸付のための幕

一方、両替店は本店からの依頼によって記述されている。 一方、両替店は本店からの依頼によって京都店の支配役(天明六年二月通勤支配となる)寺井瀬兵衛を、八郎右衛門の使いとして、大坂町奉行佐野備後守家老森繁平との交渉に当らせている。両替たの理由で、御用金上納を免除されるであろうということであった。両替店では万が一に備え、免除の願書を提出する。深井孫七郎が勤番として着任した直後から出てくる御用金関係の記事は、市のような大坂両替店の立場によって記述されている。 両替右のような大坂両替店の立場によって記述されている。 石のような大坂両替店の立場によって記述されている。

説有之」と書き送っている。江戸の三井店四軒(本店、向店、芝んに五か年継続して賦課された大規模な御用金で、大坂に設置する会所において大名への貸付を行なうというものである。この御る会所において大名への貸付を行なうというものである。この御宛て世間の噂を「兎角此方ヲ山師之様ニ申作シ、此度之義相願候定なった。御用金取扱になったことについて、江戸店は京都店にになった。御用金取扱になったことについて、江戸店は京都店にになった。御用金取扱になったことについて、江戸店は京都店にになった。御用金取扱になったととについて、江戸店は京都店にになった。御用金取扱になった人様に対して、近回の資用金というのは、七月五日に江戸両替店から緊急ももう一つの御用金というのは、七月五日に江戸両替店から緊急ももう一つの御用金というのは、七月五日に江戸両替店から緊急

深井は天明八年七月三日病い急変して勤番先の大坂 で 死 亡 し

が、その後の番状によって交代延引が伝えられている。(10)では、八月に入れば勤番を交代して京に戻るよう指令がでていた 匁を納めねばならず、多くの抱屋敷をもつ三井家にとって、この 点でも深刻な問題であった。深井孫七郎には、七月十一日の段階 ったかが知られる。この御用金令では、町人は間口一間に付銀三 いう。右の書状をみても、いかにこの御用金が悪評且つ迷惑であ 此度不存寄ユ印御用被仰付候ニ付而ハ、大坂ニ重立候頭役無之(鹽通金)

両替店)はこのため「店々安全之為」三廻山に参詣したと

有之事、中々内役之者ニ而ハ勤リ兼可申存候、孫七郎事ハ年来 両年も詰越可被申候、其内ニハ代り役も出来、交代為致可申候 御用方勤来候事ニ付申渡候、尤大坂店取締方も兼帯ニ候、尤一 頭役申渡候趣意ハ、此度之御用甚太切成事、其上武家方応対も ユ印御用被仰渡候得ハ、助右衛門交代相止させ申候、孫七郎ユ印 頭役申出候様ニ可致候、助右衛門交代被申出聞届候得共、其後 候而ハ相済申間敷、幸孫七郎在坂取締方も致事ニ候得ハ、ユ印 全国の反撥を買った融通御用金は、「関東筋出水ニ付」という

名目で八月二三日差留の内意が示された。老中田沼意次の罷免と に移して通い勤めすることになる。 この直後、病気がちだった井口孫兵衛が死去、深井は家族を大坂 より深井孫七郎の役割は大坂店取締に重点をおくものとなった。 なる直前の日である。九月十三日に正式に御触が出され、これに

一同

同 二月六日 二月六日~

五七一一三 五七一一二 代で勤番につくことになった。さらに京糸店支配退役の石田十兵 残る三人、藤田助右衛門、五十川清太郎、西田新四郎が一カ月交 になっていたために、以前深井とともに輪番に名のあがっていた る必要があったが、京都店でも天明八年大火の直後の混乱で繁雑 た。大坂店は中井、井口の上に深井まで失ない、上部に人を入れ

衛を大坂両替店に通勤支配として再勤させることとなった。

のでご了解願いたい。分載の仕方は左のとおりである。 制約上、一度に掲載することができない。二回に分けて掲載する る。墨付分を合わせると全三〇五丁にも及ぶ分量のため、 形体は半紙サイズ、全五冊を二分冊に合綴して収蔵 さ れてい 紙幅の

〇一回目

「大坂店勤番日記」	〇门回目	「同」	「同」	「大坂店勤番日記」
天明七年二月六日 天明六年十一月一日~		同 七月二八日 天明六年六月二五日~	同 六月二四日天明六年四月一日~	同 年三月廿九日天明六年二月七日~
別一五七一一二		別一五七二一二	別一五七二一一	別一五七一一一

1 中井信彦『転換期幕藩制の研究』第一章第二節。 天明五

がそれぞれ担当していたということであろうか。

はなく、幕府への対抗上紀州家が動いたとされる。州家に懇願したことから、単なる「領分の町人」のためにで年十二月の大坂市中御用金令に、三井が御用金免除のため紀

)°

- (2) 三井文庫所蔵史料 本一~一一一
- (3)「京両替店筋代々取調書控」(三井文庫所蔵史料 追六一(欠本三九冊)。 (欠本三九冊)。

あり、天明六年当時は平手代である。

〇―一)。 なお、 本文史料中にみえる深井助九郎は四代目で

- (4) 「《京都内番来状》」(三井文庫所蔵史料 別八一三二)。 三井家は、宝暦期以来の打ち続く内紛と経営不振により、安三井家は、宝暦期以来の打ち続く内紛と経営不振により、安中立売家(二男家、現伊皿子家)、竹屋町家(四男家、現小石川町家)の四家の持ち分となっている。京両替店から重役を「引越勤」させず勤番とした理由の一つに、「随分爰元店ハ人数打越勤」させず勤番とした理由の一つに、「随分爰元店ハ人数打越勤」させず勤番とした理由の一つに、「随分爰元店ハ人数打成」させず勤番とした理由の一つに、「随分爰元店ハ人数打成」ということを挙げている。「四軒之引請壱人ツ、有之」ということを挙げている。「四軒之引請壱人ツ、有之」という言味ははっきりしないが、同苗四軒の財産管理を重役四人う意味ははっきりしないが、同苗四軒の財産管理を重役四人う意味ははっきりしないが、同苗四軒の財産管理を重役四人う意味ははっきりしないが、同苗四軒の財産管理を重役四人
 - (6) 本文史料三月六日の記事に、「店若キ者九人共遺過銀」とあるが、「《天明五巳年秋季中手代子供小遺銀入目々録》」とあるが、「《天明五巳年秋季中手代子供小遺銀入目々録》」文帳」(同 本一六三七)》によると、住込みは岡田喜三郎、文帳」(同 本一六三七)》によると、住込みは岡田喜三郎、杉本久次郎を除くと、子供と思われる二名を含め七名いることになる。史料を対照すると、平手代でも住込みでなく、通とになる。史料を対照すると、平手代でも住込みでなく、通とになる。史料を対照すると、平手代でも住込みでなく、通いであったらしい者が五名程いたことが判る。なお、組頭の竹内文次郎を通いである。
- (7) 岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十(7) 岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十八方、岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十八方、岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十八方、岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十八方、岡田彦次郎は、元大坂両替店支配格。天明二年十二月十八方、大丁町田彦次郎は、「元来其土地ニーケ年も居住候得は、諸色万端になる意見を書き留めたのが、右の帳面である。半季交代為になる意見を書き留めたのが、右の帳面である。半季交代の古代、其所之気ニ移差繰已下共ニ却而難見得」と新鮮な目で、大田退役と同時に雇勤(編託のようなもの)になっている。 一八、其所之気ニ移差繰已下共ニ却而難見得」と新鮮な目で、大田退役と同時に雇勤(嘱託のようなもの)になっている。

かか…とこれが、多保四年に定められた「名代要式」に名代役制については、享保四年に定められた「名代要式」に名代役

の勤として記載がある。

(9)「《内番来状》」(三井文庫所蔵史料 別八〇九乙)。

巴より交代延引の内意が示されている。(1)「同右」 八月四日付。 但し七月一八日付ですでに三井宗

(樋口知子)

例

一、読みやすくするために読点を適宜につけた。欄外書は当該の一、漢字、仮名ともに現行の字体を用いた。

した。 条項の後へ※印をつけて「 」で括り、右肩に(欄外)と注記

ことが困難な個所は省いてある。使用されている付帳は左の一、符帳は、できるだけ行間に実数を付したが、技術的に入れる

二種類である。

一二三四五六七八九十百千貫匁分

イセマツサカエチウシ舟仙〆ゝ入

曽野見江佐留所於戒敬

を入れる余白がないため、そのままにしてある。献立の中で「午尻」とあるのは「午房」のことである。注記

「天明六午二月七日ゟ同三月廿九日迄(表紙)

大 坂 店 勤 番 日 記

(別一五七一一一)

深井孫七郎」

午二月七日 晴天 銭ウゝセ入マ厘 肥後米サシチゝセ入金サシサゝヱ入イ厘 昼ヱ入サ厘

着坂ニ付為届左之通 料理汁 ちさ (館)おろし大根 平皿 世長いも 大佐を

焼物なし

今朝五ツ時前着坂ス

奥村 中西庄 清水并 小畠

本店 井口

中 中井嘉 野崎 三好門

小野 竹内 中西 石井

但着為悦本店中西氏并支配人一人被参侯、 其外両替店掛り之衆中追々被参候

右之通山中半兵衛同道相廻ル 中食並之通り 汁大根小口切 平塩鯛あら

着坂為祝儀夜分盃事有之

(鉢) りょうほう 同したし物

吸物調切身 小皿同ぬた 硯蓋玉子煮ぬき

> 着坂為届丸山ゟ広岡迄宛書状一通、 但此度ゟ半季代り大坂店勤番被仰付候付、大坂店并別宅之衆 儀無用可然旨ニ付、其訳着坂之上内々申達ス、勿論帰京之 中江土産物持参之儀、於京都勤番四人申合候処、時節柄之 宿元江 一通

二月八日 初午 銭ウゝセ入ウ厘金サシサゝヱ入サ厘 米相場休 砌も主中様方井 別宅中五 土産物不致旨示合置候事

大坂店遊金イ仙両、銀舟野シ〆ゝ京都店工登ス、 宰領藤次郎并権現様御社稲荷江 も参詣、夫ゟ天満天神江参詣ス、尤子供案内也 御両殿稲荷、大屋様御屋敷同、田沼様御屋敷同

大坂店改 (候付、今夕右ニ 付添為差登申候、右金方不残大坂店改 で、今夕右ニ 付添為差登申候、右金方不残大坂店改 幸七、京都出入藤兵衛付添罷登ル、尤藤兵衛儀者孫七郎召連下り

今晩四ツ半時ゟ思案橋西詰大津屋新助方ゟ出火、南隣信濃屋弥 初午ニ付昼赤飯 左衛門、播磨屋忠次郎、川崎屋清兵衛、右四軒焼失、夜半時 汁天王寺かふら 向畑菜からしあゑ

火鎮申候

但西御役所程近ニ付久次郎、文次郎并若キ者共為御見舞罷越 有之候処別条無之、将又山中半兵衛宅弐町程間有之候、 候、炭屋五郎右衛門、炭屋善五郎隣家ニ付人遣ス、右何 も為見舞飯酒煮染等夫々為持遣ス、且平野町抱屋敷程近ニ 右

京本店上島太郎兵衛紀州ゟ今日罷帰り候由ニ而入来、彼地御聞

播磨屋忠次郎方者戸崎弥兵衛娘参り居候由、尤火元は大津

屋ニ而二階ゟ焼出候由ニ御座候

新田ゟ拙者出坂為悦何れも罷越婦

肥後米サシチゝサ入一月九日 小雨 金サシサゝヱ入イ厘 昼ヱ入

御届申置侯 間御内意相伺申候融通御用金願書弥明十日御麦江 差上候段内々西御役所エ 遁火為恐悦久次郎罷出候、右之節森氏エ 懸御目、此西御役所エ 遁火為恐悦久次郎罷出候、右之節森氏エ 懸御目、此

一月十日 晴天 金サシサゝエ入イ厘 昼エ入サ厘

御申聞被成候、右之通之趣候得者無故障相済可申と被存候御申聞被成候、右之通之趣候得者無故障相済可申と被存候是、右願書御留置被成候間差置罷帰り可申旨被仰聞候付、引取会、右願書御留置被成候間差置罷帰り可申旨被仰聞候付、引取会、右願書御留置被成候間差置罷帰り可申旨被仰聞候付、引取会、右願書御留置被成候間差置罷帰り可申旨被仰聞候付、引取会、右願書御留置被成候間差置罷帰り可申旨被仰聞候付、引取会、和調取即刻御前立被仰上、無程御立出安井新十郎殿御立候処、仰春地間接成候、右之通之趣候得者無故障相済可申と被存候

字野藤五郎伊勢代参無故障相勤、今夕請も宜候旨、尤今夕舟ニ帰京候旨

次郎京都ゟ今朝罷帰り候宇野藤五郎伊勢代参無故障相勤、今夕方罷帰り候、且又小野藤

二月十一日 晴天 金サシサゝヱ入ヱ厘 昼ヱ入サ厘

付、右之段も京店立及通達候 村、右之段も京店立及通達候 村、右之段も京店立及通達候

二月十二日 晴天 金サシサンチ入サ厘 昼ウ入サ厘

今日相記候用向無之候

二月十三日 晴天 肥後米サシチゝチ入銭ウゝセ入ヱチ厘金サシサゝウ入マ厘 昼チ入チ厘

家方為見分半兵衛同道罷越左之诵

高麗橋一町目南側

表口十二間 八郎右衛門様御名前 元方持

〆麦口拾八間余 右本店地面也

表口六間余

元五郎様御名前

表口拾三間 宗龍様御名前

元方持

八百屋町角

高麗橋一町目本店東隣

表口三間

元方持

但此屋敷地尻凡カシセ坪程本店互地貸 (六十二) (六十二) (六十二)

高麗橋一町目北側

表口六間半 但加藤東助貸宿賃凡月舟ツシト程之由 (百四十名) (百四十名) 元方

表口四間半 宗龍様御名前

元方持

右同町北側

但合羽屋江 貸

平野町一町目

表口弐十五間半 源右衛門様御名前

御持分

裹行弐拾間 代享保銀舟セシ〆ゝ(百二十貫目) 但此屋敷三ヶ所ニ続有之

表口六間

小野藤次郎名前

大坂店持

代銀シマ〆サ舟ゝ寒行七間

白髪町南側角屋敷

表口弐拾七間半

,郎右衛門様御名前

大坂店持

代銀セ舟シウ〆ゝ裏行二十三間

山本町

表口八間

次郎右衛門様御名前

大坂店持

代銀マシカ〆サ舟ゝ(三十六貫五百目)

奈良物町

表口拾弐間三尺九寸

阿波屋伊兵衛名前

大坂店持

裹行拾四間四尺

が銀サシィダサ舟、 (十一貫五百目) (五十一貫五百目) (五十一貫五百目)

古手町 表口七間五尺

代銀マシ〆セ舟ゝ (三十貫三百目)

次郎右衛門様御名前

本天満町

363

大坂店持

表口拾五間 源右衛門様御名前 御江戸堀二町目南側	代享保銀シサ〆サ舟ゝ 裏行二十間 次郎右衛門様御名前 御妻口七間七寸弐歩 次郎右衛門様御名前 御棍木町	代文字銀舟サシマ〆ゝ 但右三ケ所続屋敷也裏行三十六間四尺余	寸山中半兵衛名前	代銀チシウ〆サ舟ゝ 裏行西二十九間 寒行南二十九間 大坂裏口拾間 大間 次郎右衛門様御名前 大坂老田 単島新地一町目	ではまう帳切を舟サシゲンニ而マ舟サシカゲン裏行和五拾壱間裏行北四十七間四尺三寸 次郎右衛門様御名前裏口四拾九間半
御 持 分	御 持 分	也	大 坂 店 持	大 坂店 持	大坂店持
裏行七間表口四間四尺	玉水町浜側 但本店地面并右靱匠 裹行十三間三尺	本靱町本店地尻 東行弐拾間 (三十八貫目) 東行弐拾間 (三十八貫目)	高麗橋三町目両替店地面右三ケ所両町南北続屋敷也代享保銀セシイ〆ゝ代享保銀セシイ〆ゝ裏行十四間・・源	表口拾五間(四十二貫百五十二列二十八十一十二貫百五十二列二分六)カ風を持ち、一十二貫百五十二列二分六)カ風を持ち、一十二貫百五十二列二分六)の一十一貫百五十二列二分六)の一十二貫百五十二列二分六十三間半	右
次郎右衛門様御名前	町浜側 但本店地面并右靱町地尻共一ケ年地代サ〆ウシ、行十三間三尺 八郎右衛門様御名前 元方持に口弐間	源右衛門樣御名前	面敷也が一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	古即司人即名前五十五名)
元 方 持	ダウシン 元方持	御 持 分	御 持 分	1 注 う う	申

位6六七八町位も可有之候、委細之儀は相知レ不申候、尤右出 場所と一所ニ相成、戌刻前火鎮り申候、長サ凡壱里、余巾一町 之水、

本郷二町目、

壱町目、湯島六町目焼、大根畑廿二日之焼残

但右弐ケ所続屋敷 京町堀四町目

表口三拾四間

備後町四町目 裹行二十間

裹行二十間

表口八間

元方持

元五郎様御名前

次郎右衛門様御名前 元方持

右之通追々致見分候処、 候ハ丶借人可有之、且西浜側之所貸蔵建候ハ丶余程蔵敷上り可 兵衛と申者、右借家之内中之通南側殊之外及大破候間、 何卒及相談呉侯様相願罷在侯 四郎兵衛町家守支配兼居申候笠屋五郎 建直シ

二月十四日 晴天 肥後米サシエゝウ入銭ウゝセ入チ厘金サシサゝウ入セ厘 昼チ入サ厘

江戸両替店6二月六日出書状到着、今六日午刻過小石川白山御 道橋牧野遠江守様御屋敷其外御屋敷方、小笠原様御屋敷、 御籏本様方、 殿前ゟ出火、乾風強大火ニ相成、火口数ケ所ニ而焼立、町方、 本様方桜馬場火消屋敷ニ而火留ル、一方は丸山ゟ菊坂元町、御茶 丸山阿部様、小石川右京様御屋敷焼、春日町ゟ水

> 是者 四五軒焼火鎮り申候段為申登候 相仕舞申候、右同刻本材木町五町目中程河岸通りゟ出火有之、 女中立退被申、 火西北風強、店表近辺互藁灰吹来り、小石川辺風下ニπ御屋敷方 町方も同様店表通り通り被申候付、 店表も不残

間用意可被致旨、 右御台所并京両替店ゟも案内申来り候、依之 八郎兵衛様御儀当地御用向ニ付明後十六日夕舟ニ御下り被遊候

奥向掃除等申付置候

京都ゟ内番状ヲ以杉本久次郎、竹内文次郎御用有之候間為差登 次郎儀者久次郎帰坂之上為差登可申段申来り候、依之今夕舟ニ 久次郎一人罷登 可申旨、乍然両人共御用方相勤申候付、先久次郎計罷登り、文

二月十五日 夕方ゟ純天(ママ) 晴天 肥後米涅槃ニ付休日銭ウゝセ入カヱ厘金サシサゝチ入マツ厘 昼チ入サ厘

今日相記候用向無之候、 但天王寺五 参詣

二月十六日 折々小雨 純天 肥後米右同断銀ウトセ入チ厘金サシサトウスプ 7 厘

ウシセ〆サ舟ゝ 手前 セシイ〆ゝ(九十二貫五百月) チシカ〆サ舟今朝御為替銀請取文次郎罷出ル、左之通 × 右割合之通無故障請取申候 ,銀セ舟〆ゝ渡り高(二百貫目) 内小玉セシ〆ゝ(二十貫目) セシイ〆ゝチシカ〆サ舟、 有

> 上納五月十八日 上十 田組組

右両人此度通勤支配役望性銀等被仰渡候

而入来、依之為挨拶岡田喜三郎罷越ス 京本店田中嘉右衛門当地本店用向ニ付、 昨夕舟ニ罷下り候由ニ

二月十七日雨天 肥後米サシエゝサ入銭ウゝセ入チウ厘金サシサゝウ入カヱ厘 昼ウ入サ軍

暮半時ゟ快晴

八郎兵衛様御儀、昨夕舟ニ御出坂、舟中無御故障昨夜八ツ時過 而替店工 御着坂被遊候、御供木村利兵衛

但御着舟中ゟ御案内有之候得者、 支配人一人舟場迄御出迎申 依之勤番孫七郎玄関迄御出迎申上候、井口、山中者夜中之 通り被遊候上、何れも罷出御着坂御悦申上ル仕来り之由、 出ル、通勤支配已下組頭迄玄関前土間に出迎、夫ゟ奥に御 上ル、扨両替店御着之節、後見役已上店詰合之分玄関迄罷

当地本店奥村次右衛門殿、中西庄右衛門殿、清水藤兵衛殿、支 兵衛五今夕於本店御寄合御座候間、両人共出座可致旨、尤暮時 江 被参、八郎兵衛様御逢被遊候事、右之節奧村氏、孫七郎、孫 配人一人組頭一人、且京本店田中嘉右衛門殿御着為御悦両替店 過猶又案内可有之段被申聞候、依之承知之旨及返答置

儀ニ付罷出不申、翌朝御着坂御悦申上ル

一京両替店 是这文配役昨十六日於京都月並御寄会之上左之通 大坂両替店 右同断 杉本久次郎 此度上京ス

> 松野安次郎 一 乾 市右衛門 是迄組頭役定次郎事

一京両替店 是这組頭格右三人此度支配役被仰付候

右此度組頭本役被仰付候 一糸店

右此度組頭本役被仰付候是認知役

右此度支配役被仰付候右即 生

右此度支配格被仰付候 是路支配役

東弥助

一多十郎

之願差出申候、誠無拠趣ニ相聞得候付、願之通首尾能御暇、 右年来無滯相勤申候処、持病度々差発難相勤御座候付、御暇

右之通何れも結構被仰渡候段、京都店ゟ通達有之候、依之当時

望性銀等被仰付候

尤竹内文次郎自分御役替御礼申上候事 八郎兵衛様御逗留被遊候付、深井、井口、山中共御礼申上候、

爰元店杉本久次郎、竹内文次郎儀此度御役替被仰付候付、諸向 御礼相廻り相済申候、依之文次郎御礼状之儀、京都主中様方御 御礼状之儀、久次郎者上京ニ付 彼地主中様方并店々且当役中エエ

右同断 京両替店

大坂両替店

^{右同断} 竹内文次郎

平井吉兵衛是遙組頭格

孫次郎

二両 郎文次郎江申越候、依之文次郎御礼状者京都江三通差登せ候計 御役替之衆中連名ニして差下相済申候由、杉本久次郎方ゟ喜三 通計為差登申候、尤江戸并松坂江之御礼状之儀者竹内氏共京都 連名宛壱通、本店筋当役中惣宛一通、 江戸、松坂江者指下不申侯、 尤当地本店并当役中五今日御 両替店筋惣宛壱通、 有三

礼相廻申候事

爰元店諸帳面着坂已後致一覧、猶又是迄之仕法等承り候処、 方ゟ為差登申候、尤右帳面扣別ニ有之写略ス 得申候、尤当店退役之衆中も同様之儀ニ付、向後相改可申と井 頭者勿論、平手代并子供且出入方之面々ニ至迄夥敷塞り銀相見 角入組候仕方ニ而、容易ニ相分り兼申候、然ル処、当店支配組 山中なも及内談、存寄之趣別帳面ヲ以京都店な今夕孫七郎 何

八郎兵衛様御儀今日本店ゟ天満天神江御参詣被遊、 無程御帰店

杉本、竹内御役替被仰付候付立寄会有之、店惣中江申達候事

今夕本店御寄会立八郎兵衛様御出勤被遊候、尤暮時過本店ゟ若 但暮早々や キ者店相片付候間、 御出勤被成下候様案内申来り候上御出被遊

右御寄合は孫七郎、孫兵衛引続罷越候処、本店役人一通り挨拶 則御役替左之通 有之、直二二階江案内有之、右於席御役替并年褒美等被仰渡候、

> 奥田吉太郎 支配役

/古森幸右衛門 民谷藤次郎 組頭役

(村山勘助 (千葉善次郎

/小島久兵衛是迄支配役

右之通被仰渡相済候而、 夫ゟ惣中江年褒美被仰付候、尤人数十 規矩文兵衛 望性銀被仰渡候首尾能御暇

賄方ニ而 夜食出ル 二而御夜食差上、孫七郎、 孫兵衛、京本店田中嘉右衛門三人は 平□□ほうせん 汁たいらき

弐三人程宛五六段ニ罷出ル、右相済候上八郎兵衛様御一方二階

御立会本店惣中於会所御寄会有之ル、依之孫七郎、孫兵衛者 右之通差出被申、何れも一通り挨拶有之、 手次第無挨拶引取ル、尤後之御寄会エオ両人共出座不致候 いり酒 しいたけ すくい玉子 無程又々八郎兵衛様 焼物小鯛

昼カゝイ入

二月十八日朝之内天気で中雨天夜中雨天 肥後米休日 銭ウゝセ入ツサ厘 金サシカゝセマ厘

本店次右衛門殿、庄右衛門殿、 八郎兵衛様御儀今早朝ゟ角芝居江御出被遊候 仰渡候面々共為御礼不残入来 藤兵衛殿并 昨夜御役替御暇等被

本店工昨夜之挨拶且御役替被仰付候面々工悦旁孫七郎、 罷越ス、喜三郎・罷越ス 但田中嘉右衛門殿も入来

両替店筋御役替被仰付候為悦、

本店別宅衆中并支配人中共入来

367

孫兵衛

中井敬純百ヶ日ニ付店ゟ西方寺江壱人参詣可致処、 方互断申遣ス 無人ニ付幸

二月十九日終日雨天 肥後米サシヱゝチ入銭ウゝセ入カ厘金サシサゝウ入ツサ厘 昼チ入サ軍

今朝坂崎江両替仲間組々行司罷出候様、昨夜申来り候付、 越候処左之通 則罷

旧冬小判弐朱判無差別致通用候様猶又被仰渡候付、弐朱判継 賃之儀相伺候処、右継賃表立相究候儀者 御差 支之 儀 御座 候 取渡之節銘々可為対談次第旨被仰渡候間、此段相心得可

高麗橋三町目町内申合左之通 八郎兵衛様今日本店立御出、無程御帰り被遊候 右之通申通有之候付、手前組合エ右之趣廻文ヲ以申達候事

番人廻り方覚

金棒三度 割竹三度 立番三人 立番三人

りん一度 直廻り

自身番

但たゝき番夜半ゟ八ツ迄之間一度、尤風吹候節者不限一度ニ候事

かね一度 借屋衆廻り

金棒一度

右之通一時ニ九度宛宵ゟ明六ツ時迄無滞入念相廻り候様申付候 垣外番

間、其度毎札御受取可被成侯、以上

八郎兵衛様御儀当地御用向相済候付、天気次第明朝御乗船御帰 京被遊候御積りニ付、本店奥村次右衛門殿御暇乞被申上候、尤 天明四辰十月十九日

右之趣京都江も申遣

二月廿日朝之内丙降 二月廿日朝之内天気

肥後米ヱシサゝセ入銭ウゝセ入ヱ厘

昼ウ入

八郎兵衛様御儀今朝六ツ時御乗船御帰京被遊候、尤為御暇乞本 御舟場迄御見立申也、且御供木村利平次者道明寺御代参被仰付 店於玄関御暇乞申上ル、支配人者同土間ニ而御暇乞申上、夫ゟ 参詣、今夕舟歟明昼舟ニ帰京之積ニ候 罷出候儀御用捨之御使被遣候処、其内井口、山中者致出店候付 店ゟ支配人壱人、組頭一人罷越ス、本店、両替店、別宅御暇乞

昨日西御役所融通掛りゟ今日四ツ時罷出候様口上ニ而申来り候 当月御月番小田切土佐守様、寺尾善左衛門様、下シ番十人組ニ候 之趣申達内々相尋候処、気遣成義曽而無之候、是者極内々之儀 付、即刻森氏工為内聞文次郎罷越候処、早速御逢被成候付、右 方ゟ申渡方之儀何そ相替候儀有之候ハヽ可被申聞候、先日被差 ニ有之候、次郎右衛門殿方ハ最早相済有之趣ニ御座候、 明日表

森氏御内証京都ゟ一昨日御帰坂被成候付、今日為悦生肴一折久 敷旨御申聞被成候、尤森氏方ニてハ久次郎俄ニ無拠内用有之、 「中当分不快罷在候段申上候処、左候ハ、文次郎印形ニー差上可 御申聞、 次郎、 哉ニ付、 郎罷越懸御目、程能及挨拶候処、 申旨被申聞候付、 認明日差上候様被申聞、 金ニ而も奉差上候筈と申儀被書加可然、尤趣意ニ相替儀無之旨 分宜候得共、御用向数十ケ所被相勤候付而者格別ニ相進ミ、縦少 融通掛り安井新十郎殿御逢、去ル十日被差出候願書之趣ニ而随 依之程能御礼申上退出ス、扨今廿日西御役所江文次郎罷出候処 も及申間敷候、兎角此上者御物入無数様致進度旨懇ニ被申聞候、 御憐愍ヲ以御赦免被成下候様と書加エ可然旨被申聞候、就夫先 ても奉差上度奉存候得共、近来不繰合ニ付乍恐御断奉申上候、 用向多ク相勤罷在候付而者、此度之御趣意猶更難有奉存、少金ニ 出候願書ニ而随分宜候得共、旦那被申候者是迄別紙書付之通御 は、右下書之通御認出候ハ、無滞相済可申候間、必々気遣致間 日申入候於江戸表最早御手入も可有之歟ニ候得共、格別其儀ニ 上京仕候段申上置候、右之通之趣ニ御座候得は、無程相済可申 差上可申旨至極柔和ニ被申聞候、右相済候上即刻森印五文次 文次郎ゟ差送り申候、尤於京都御逗留中芝居井知恩院町 江戸表手入ニも及申間敷哉之旨京都店五委細及通達候 此間差上候願書者御差戻シ被成、改下書御渡右之通相 御請申上置候、尤右御下書者明日本紙と一所 例書者御差戻シ不被成候、依之久次郎 昨日御内々御咄申候通り候得

> 候向方は津村東之町俵屋九兵衛借屋近江屋忠兵衛と申者方江 様被申聞候付、 外方二而蜜談申度旨被申聞候、 今初夜前店門口工侍壱人被参、 相成候旨被申聞、 片付申、右請人者備中屋七兵衛と申者、右両人之証文取之相片 シ申度候付、極蜜右之者居所相尋申候間、片付向委細申聞呉候 有之候得共、無拠訳有之一旦捨候得共、此節右之様子ニ寄引戻 方ជ相片付被申候哉、今ニ無難罷在候哉、右捨子実籏本之忰ニ 於玄関懸御目候処被仰聞候者、 面談申上候も如何ニ有之候、不苦候間御通り被成候様申取、 町内会所ニ而も逢可申候得共、 於抱屋敷振舞申候段申来り候 候処、右捨子爰元世話ニ而相片付被申候由内々及承候、右者 則御役所へも右之趣御届申上候段相咄申候処、 則其節之扣帳操出し、御役所立之届方井相片付 右片付先名所覚書被致、罷帰り被申候事 夫ニてハ表向ニ相成迷惑候間、 其節表ニ庄助居合、外方ニ而 番頭江内々相尋度儀有之候、尤 一昨年正月当町内江男子捨有之 彼地世話 御

三月廿一日 風立 風立 東天

肥後米休日銀ウンセスチウ厘金サシサンエスチ原

帰り可申旨被仰聞候付、猶又程能及挨拶引取申候、夫ゟ森氏五井御下書共差出候処御請取、今日者殿様御留守ニ候間差上置罷御懸り松井官左衛門殿、安井氏江懸御目、猶又口上取繕、右願書融通筋願書昨日之御下書之通相認、今日西御役所江文次郎持参、

願書例書者別ニ扣有之写取略之ス も致参上候処御客来有之様子ニ付一 通り申置罷帰り申候、 尤右

二月廿二日 雪降余寒強 昼八ツ時ゟ折々 肥後米休日 銭ウゝセ入チウ厘 金サシサゝカ入ウ厘

杉本久次郎御用向相済、 内番状ヲ以申来り候付、同人為差登候儀相止申候、則右之趣文 次郎五申聞せ候 り候ニは不及申、 も有之候付、追而御用向有之候節上京、其節御礼申上此度罷登 書付一通文次郎ゼ相達候、尤右同人為御礼上京之儀此節無人ニ 節竹内文次郎御役替被仰渡御書付持帰り候付、則今夕立会右御 此間御礼為差登候付、右ニ而相済可申旨昨夕 昨夕舟ニ罷帰り今朝無難致着候、 右之

今日天王寺立 参詣ス 杉本久次郎此度於京都御役替被仰渡、今日致帰坂候付、 店初其外別宅之衆中工為御礼相廻り申候 当地本

二月廿三日 天気 余寒強 肥後米サシエゝエ入銭ウゝセ入サカ厘金サシサゝカ入マツ厘 昼同事

〆銀野舟〆ゝ渡り高(二百貫目) 今朝御為替銀為請取文次郎罷出左之通 ウシセ〆サ舟(九十二貫五百目) 小玉セシ〆ゝ共(三十貫目) (八十六貫五百目) セシイ〆ゝ 上納五月廿六日 上田組

> 右同日清水御為替左之通 ツシカ〆ゝ(四十六貫目) 手前 ツシマグサ舟(四十三貫五百目) 上田組

〆銀舟〆ゝ(百貫目) り被申可然存候、尤此儀拙者ゟも一両日中可申遣候得共、猶又 之通ニ而大方済寄候間、乍御太儀為挨拶瀬兵衛殿毎ニても罷下 兎角失壁無之様致進度候間、此段京都へも可然可申遣、将又右 様、且又此間も申入候通、何れニ於江戸表御手入ニも及申間敷、 ゟ落着致遣候故、最早被仰付候儀決而有之間敷候間、致安心候 も江戸表立御伺被遺仰候得共、其元之儀別而年来数十ケ条御用 御客来有之懸御目不申候ニ付、猶又今日参上懸御目及挨拶候処、 融通筋願書一昨日相納候付、其節森印立文次郎為挨拶罷越候処、 向被相勤候事ニ候得者、此度之御用金不被仰付候様取繕、此方 右割合之通無故障請取申候 昨日差上候願書ニ而随分相済可申候、扨先日之願書并例書と 渡り高 小玉シ〆ゝ共(十貫五百目) 上納右同断

宜可及通達旨、呉々懇意被申聞候付、程能御礼申上退出ス

ィ

外セゝツ入入目イグセ舟ゝ 手前 (一貫三百目)

懸り与力衆へも差送り申積、尤安印ハ随分気ヲ付可申、 安東両氏ハ致同様差送り可申、併手前、 候間、此儀者猶致勘弁熟談致可申旨申聞 上田同様も如何可有之 松井、

右之通之趣ニ付、今夕京都江委細及通達候、尤瀬兵衛殿罷下り 左候ハヽ当店筋之儀得と相片付申候上ニ而出坂可然哉之段申遣 被申候儀、本店者勿論、当店筋之挨拶も差含罷下り可被申候、 若森氏ゟ寺井氏出坂之儀申参り候共、 右之趣差含味合能返

二月廿四日 少暖気成 晴天 肥後米サシエゝチ入銭ウゝセ入チ厘金サシサゝカ入マツ厘 昼カ入サ厘

書ニ可被及旨為申登候

南都御役所御為替被仰付、 上田方当番ニ付罷越候処今日渡、 左

マメカ州へ(三貫六百匁) 外ヱゝセ入入目 手前 外カゝウ入チ厘セ毛入目マ 〆ツ 舟ウシゝ ウ入マ 厘イ(三貫四百九十匁九分三厘一毛) 丰 十人組

マ

外インカ入 入目 ・ 外インカ入 入目

上田組

外シサトウ入チ厘セ毛。入目が銀ヱ 〆チ 舟ウシトウ入マ厘イ毛渡り高上納五月廿六日三十年賦御取立

マ舟 マ舟 外カス 入

上出

組

十人組

が銀セ〆ヱ舟ヱゝサ入チ厘ツ毛渡り高上納 御貸付之利 右同日

> 外サゝツ入ィ厘サ毛 入目

右之通無故障請取割合申候

肥後米サシエゝウ入晴天暖気 金サシサゝカ入セマ

二月廿五日

厘

昼カ入イ厘

今日道明寺江店代参兼帯ニ而孫七郎参詣ス 天神講今日相勤候、尤是迄夜食ニ而家督并退役衆中江廻文ヲ以 為知遣候得共、此度ゟ相改天神講、影待共中食ニ相改、尤家督 退役衆中江之廻文も相止申候、乍然折節参合被申居候ハヽ格別 但献立是迄之通 汁 かわか し 平場とうふ 茶食

二月廿六日 五ツ過ゟ雨降 肥後米サシエゝエ入銭ウゝセ入サカ厘 昼 マ入サ厘

二月八日昼日光山出火有之、坊中之内四拾六院并町家も少々焼 状ゟ申来候 失致候由、且久能山御供所も此間致焼失候風聞有之候旨江戸店

二月廿七日 雨天 米相場休日 銭ウゝセ入サカ厘 金サシサゝセ入サカ厘

京都店ゟ爰元店取〆り方一件返書并取調へ方帳面等今日致到着 趣立会、夫々申渡候事 候付、則今夕致寄会、 支配人中者勿論、 惣若キ者江 京都差図之

幕時過雨止 米相庭休日 一月廿八日 雨降 金サシツゝウ入サ厘 屋ヱ入

状今日京都店ゟ爰元店エ下ル申候旨被仰聞候段、江戸店ゟ京都店エ通達有之候付、則右通達申候旨被仰聞候段、江戸店ゟ京都店エ通達有之候付、則右通達と候処御聞請宜、此上は大坂表ゟ之御通達次第無故障相済可差上候処御聞請宜、此上は大坂表ゟ之御通達次第無故障相済可

二月廿九日 快情、金サシツゝウ入

夕京店互向為差登申候当地本店井京店よも申来り候付、竹井東蔵方互計歓状相認、今当地本店井京店よも申来り候付、竹井東蔵方互計歓状相認、今進、右之方ゟ竹井東蔵方互被像付、当月十六日婚礼相済申候旨宗十郎様御妹御喜勢様御儀、今般一融様ゟ小野田宗休老方互被

光休日 一月晦日 一雨天 金サシツゝチ入ツサ厘 昼サゝセ厘

... 今暁六ツ時前伏見堀西両国町浜納屋一ケ所焼失、早速相鑢り申

夜中雨降 米休日 | 一月朔日 | 朝之内小雨 | 金サシツゝウ入ゟサゝ

一周防紅花三十丸質入置主富島二町目肥前屋七兵衛、請人右同町

右之趣申来り候付、京都店へも聴合之儀今夕申遺候ニ付ツゝサ入之積、当時直打サゝカ入位之由、入目高シ〆ゝ迄(四匁五分)(五匁六分)(五匁六分)(十貫目)阿波屋三郎右衛門方ゟ申来、尤一丸ニ付凡八貫目入、右引当百目

長堀平野屋又兵衛久々病気有之候処、養生不相叶昨夜致死去候当月御月番佐野備後守様御金奉行酒井与左衛門様下シ番手前也右之趣申来り候付、京都店へも聴合之儀今夕申遣候

予明斗里方者コ會大根 アごもず 十より段、子息五十川源太郎ゟ為相知候

右同所 昼 汁三っ葉 焼物はまち 夜分酒有今朝料理方猪口鱠大根 平に見る 汁よめな

看長に 飯たこも は

二月二日 雨降 金サシサゝイ入サ軍ゟセ入

一今日相記候儀無之候

夜中風立 夜中風立 お相庭休日三月三日 朝之内晴

罷出候、尤上ケ物なし、 御城代御中屋敷井御家中立者久次郎罷今朝御礼御両殿井御家中、御金方且天満与力衆へ久次郎、文次郎

| 今朝料理方 鱠をでき であんかけ 強力を根 であとうふ 社

今日御礼孫七郎本店并井口、山中宅へも罷越候、

尤兼而申合脇

出候、且笠間御屋敷江者文次郎罷出候

汁はまくり 平山升め 酒有看なし とりかい 平線 あんかけ 汁常之通

右同所昼赤飯

三月四日朝之内鈍天 三月四日朝之内鈍天 (* ド) 米休日 銭ウゝイ入ゟイ厘 金サシサゝゟイセ厘 昼ツゝウ入サ厘

今日相記候儀無之候、 御触有之京都江 登

三月五日 夜中共 雨降 肥後米サシウゝヱ入銭ウゝヱチ厘 豆入

引

ウシセグサ舟ゝ 手前 チシカグサ舟(九十二貫五百目) (八十六貫五百目) (八十六貫五百目) エセシ〆ゝ 上紅(二十貫目) (二十貫目) ヤシイ〆ゝ

上田組

上納六月六日

右割合之通無故障請取申候

ď

の銀セ舟ダン(二百貫目)

渡り高

小玉

月六日 昼時過ゟ天気朝之内小雨 肥後米休日 銭ウゝ也 金サシツゝツ入サ厘ゟサ入

今夕店寄会相勤左之通

竹内文次郎遣過銀且宿元拝借銀等之儀ニ付猶又急度申付、 其上ニも随分出情相納候様猶又申渡、 岡田喜三郎遣過銀之内江御役料一割通り宛半季毎返納、 右之趣請書取之置候

岡田彦次郎遣過銀セ〆ウ舟マシゝイ入イ厘、則絹井文次郎連名請書取之置候 家守役ニ付無宿料ニ而相住居申候、依之此度相改外並ニ宿 一貸銀有之候付、 右之内ヲ以此度為相済候、 且右之者居所 右同人ゟ外方

> 料申付候、 已来相改半季毎銀舟チシゝ宛遣候段申渡、則右等之訳「百八十匁)(百八十匁)・付候、将又右同人雇料是迄半季ニ銀カシゝ宛遣し候得・ 札取之置候

醬油代銀有之候ハ丶右舟ゝ之内¤引継可遺候間、舟ゝゟ内定、三五七九十極月六度ニ銀舟ゝ宛節季急度返納可致、尤定、三五七九十極月六度ニ銀舟ゝ宛節季急度返納可致、尤(音忽) (音な) (大百久) 三好門兵衛貸銀五口ニ而都合シイ〆マ舟チシイゝサ入マ厘儀者直ニ表江付出シ、右同人差引口ニ而致勘定相済申候 店若キ者九人共遣過銀償之儀者是迄年々被下候褒美銀致差 又次郎過上銀舟イゝ済残有之候間、其元則右請書之追加ニ右之訳も為相認置候、 好又次郎貸イ〆マ舟サシカゝ店帳面ニ記有之候付、但渡辺甚兵衞事(二貫三百五十六匁)致返納旨申渡、則右之趣承知一札取之置候、且右之 之醬油代銀ニ有之候ハ、残銀其即日無間違持参、 之置候、尤右之内中井嘉十郎儀者右年褒美致差引、 賦銀相済候上、右イ〆マ舟サシカゝ之口済方可致旨申付、レ共、外ニ引請可相済筋合之仁無之候間、其元引請前件! ニ銀舟ゝ宛、外ニ如何様之難渋有之候共、其無頓着急度可 割通り引之相渡候段、猶又改申渡、 残銀済方之儀者年々被下置候銘々小遣銀之内、 右之者存生之中拝借有之候儀及承不申候段申之候、 則右九人連判請書取 将又当時存生三好 其元引請前件年 且右之外故三 右六季毎 相糺候

其元ゟ伏見右之者住居

急度相納可申段申渡遺侯 (六厘) (六厘

節ハ通帳ヲ以利足ニ不抱取替遣し来り候由ニ候得共、已来紅加入銀セシ〆、有之、右証文店表紅預り、安次郎方入用之に1十貫日)

(二十貫) (二十貫) (二十貫) (二十貫) (二十貫) (二十貫) (二月九十次) (三五十九次) (三五十九元次) (三五十九元) (三五十九元)

引(百四十匁)(ニナタ) - (11十匁) - (11十匁) - (11十匁) - 和勢屋新兵衛二口合イ〆カ舟サシツゝ之内此度セシゝ - (11十匁) - (11十匁) - (11十匁) - (11十匁)

✔銀マ舟サシサト 当三月節季銘々引落高(三百五十五匁) 一天満屋吉兵衛セ舟ゝ之内立此度セシゝ引落ス

店立も申談可及返答旨申遣候、右米袋凡四五合入と相見得申候百寄附相頼被申候、尤本店立も同様持参相頼被申候由、依之猶本度由ニ而、 藤次寺并小野御殿役人両人同道扇子弐本持参、米袋一此度於藤次寺京都小野御殿弘法大師開帳有之候付、寄附相頼申右之外当座貸有之分対談之上致差引相渡ス

||一月七日||晴天||金サシマンサスサエ厘||金サシマンサスサ厘||昼マンマス

為挨拶御入来被成候次郎ゟ生肴一折差送り、猶又文次郎御見舞申候処、倹校殿ニも次郎ゟ生肴一折差送り、猶又文次郎御見舞申候処、倹校殿ニも太田倹校殿今日出坂、津久井氏方ニ被致逗留候付、孫兵衛、文

旨承之候付、程能断申遣侯 右置主気質不宜候由、先達而 も妖敷荷物致取扱及出入候儀有之(カ)

三月八日 晴天 金サシマゝセス 昼セゝマ入

一佐々木左京殿去冬ゟ丸亀立被参、今日帰坂、店表立入来、直ニ儀此度組頭内格ニ被仰付候段申来ルー京都ゟ本状到来、昨七日夜糸店御寄会之上、同所平頭中村嘉助ー

聞候今夕舟ニ而被致帰郷候由、尤最早京都江者立寄不被申候旨被申

中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門忰新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那并右一家渡辺新右衛門中新三郎店表江相招、中西方拝中西登那井右一家渡辺新右衛門中新三郎右下

肥後米サシエゝ 三月九日 晴天 金サシゝウ入ウ厘ゟイゝ

不被相納目録尻マ〆ツ舟ゝ余ヲ下地之姿ニ通帳工貸シニ付置候不被相納目録尻マ〆ツ舟ゝ余ヲ下地之姿ニ通帳工貸シニ付置候子目録尻銀子持参候間、相記呉候様申聞候付、夫者一向不相済仕方「付通帳致持参候間、相記呉候様申聞候付、夫者一向不相済仕方「は順致持参候間、相記呉候様申聞候付、夫者一向不相済仕方「は順致力を候乱と孫七郎相尋候処、当時銀子有合不申候録押切相済、但延銀マ〆ツ舟ツシエゝエ入イ厘」新田目録出来ニ付為押切今日同所支配人弥助、利平次出坂、目新田目録出来ニ付為押切今日同所支配人弥助、利平次出坂、目

田新助と申者組頭内格被仰付候旨申来り候京都店ゟ本状ヲ以、当八日晩間之町店御寄合之上、同所平頭福

都江 為差登申候

江戸状致到着候処、先月廿九日於御勘定所被仰出候者臨時御入

仙サ舟両宛六建ニ御渡可被下段被仰渡侯ニ而今日致到着候、依之右御状早速於御月番吉野勝之助殿五久ニ而今日致到着候、依之右御状早速於御月番吉野勝之助殿五久相納可申旨被仰渡、右御添簡当月朔日御渡被遊候処、道中川支相納可申旨被仰渡、右御添簡当月朔日御渡被遊候処、道中川支用御座候由ニ而、弐朱判ィ万サ仙両、日数六十日限江戸 御金蔵江用御座候由ニ而、弐朱判ィ万サ仙両、日数六十日限江戸 御金蔵江

肥後米サシエトサ入三月十日 晴天 金サシマトエ入 昼マト

今日相記候儀無之候 肥後米サシエゝセ入 男十一日 晴天 金サシマゝマ入

夜中小雨 肥後米サシエゝサ入三月十二日 晴天 哉チゝウ入セマ厘

爰元店支配已下若キ者遣過銀取調へ、其外当店退役中取替銀、且 江 諸出入方取替銀等取調へ方今日迄ニ対談相片付候分、下地京都 為差登候帳面江又々附紙并下ケ札等いたし、今夕為差登申候

三月十三日 雨降 肥後米サシエゝマ入銭チゝウ入エチ厘金サシセゝチ入ゟマゝ 昼 セ ンチ

宗慶様十三回忌正当ニ付、今日於西方寺御法事阿弥陀経執行御 支配人吉太郎参詣 回向有之候付、孫七郎、 半兵衛、文次郎参詣ス、本店無人ニ付 ハも 午尻むきかけ 菓子椀花くらけ

右之節非時出ル、猪口あく物 平渡松茸 やわらかふ

吸物もとき

右之節持参包銀左之通、 汁 天王寺かふら 一卒都婆料舟文 御盛物 (百) (十久) 御斎米壱斗 御酒肴鉢くわん草 当年番本店之由 一和尚江 現蓋浄敬寺納豆 焼いも ア 銀野両

貞玉尼江 舟音銀 銀文 マニュー

弟子中江

〆銀マシセトエ入(三十二匁七分) 内セシイトセ入サ厘 家来中江 両替店マサ 割

右七廻忌之格之由、尤本店、 但右之外ニ銀イ両本店、両替店ゟ遣ス、是者二ツ割 両替店ゟ参詣計外なし

して金子舟疋宛、 (百) 宛持参被致候、依之両店相談之上右米袋者相戻し、 京都小野御殿開帳生玉於藤次寺有之候付、此間両替店紅米袋百 両店ゟ金野舟疋差送り候、 今日右之席 主次郎 御供米料と

三月十四日 天気 肥後米サシチゝ銭チゝウ入マツ厘金サシセゝヱ入 ロ 昼同事

セ舟〆ゝ定式且弐朱判セ仙サ舟両臨時御渡可被成下由、(三百貫目) (三千五百) (三千五百) (三千五百) (三千五百) (三千五百) (三千五百) (三十六日) 御為替渡り高為何今日文次郎罷出候処、仙 書并 後明家質書付并 先月廿六日、当月六日上納相済候御証文五 通御金方御月番エ 差上、御書替十人組エ 持帰り候事 仲間江銀 則割合

申候、 小野藤次郎病気ニ付、為養生宿元小野儀右衛門宅江引取致養生 当店去冬季目録下附出来、 医師竹内宗硯老也 今夕京都江 登ス

三月十五日 雨降 肥後米サシチゝセ入銀チゝウ入エチ厘金サシマゝサ厘ゟイ入 昼同事

今朝御礼且明日渡御為替証文弐通文次郎持参、 差上御書替申請十人組エ 持帰り候 御金方御月番江

三月十六日 余寒強 肥後米休日 ・ 銭チゝウ入ツサ厘 ・ 金サシセゝウ入ゟマ ۷ 昼マゝイセ匣

一ウシセグサ舟〜 手前 セシイグト (九十二貫五百目) デカルザサー (九十二貫五百目) デカルザウー (八十六貫五百目) ١, 上田組

持参ス

太田倹校殿御事当地用向相済、昨夕舟ニ被致帰京候旨、笠間御

初焼はせ一切

二したし

三吸物一塩質

〆銀セ舟〆ゝ渡り高(三百貫目) 内小玉セシ〆ゝ(二十貫目) 上納六月十八日

〆金セ仙サ舟両 渡り高(三千五百) 一皆弐朱判ィ仙舟サシ両(二千百五十) 皆弐朱判ィ仙舟サシ両 手前 同セ舟サシ両 (1千百五十) 同七角田 (1千百五十) 同七角田 (1千百) 上田組 十人組

鳥目セシカ文之定、但サ〆ゝゟ内八貫目割サ〆ゝ以上ハ矢張一(ニナ六) (五貫目) 中候、将又右銀子駄賃之儀御城馬場ゟ手前店迄拾貫目一箱ニ付申候、将又右銀子駄 納相済候、御納札御書替と先達而差上置候御為替手形引替相済 箱分セシカ文之由 右之通割合無故障請取申候、且右之節先月廿六日、当月六日上 上納五月十八日

州者之由

伊勢講行事加東藤助、中村孫兵衛ゟ当役奥村次右衛門殿初組頭 候以上 伊勢講相勤申候間、懸銀ウゝ宛御持参、四ツ時ゟ御出会可被下

右之通申来ル

三月十七日 小雨降 肥後米サシチゝサ入 銭チゝウ入カ厘 金サシマゝイセ入 昼同事

そいき、そこに(二貫目) 五十名)宛両度致元済、残銀イダエ舟ゝ近々於京都取立可申旨申五十名)。 五十名)の両度致元済、残銀イダエ舟ゝ近々於京都取立可申旨申五十名)。 4年上三郎兵衛先年大坂両替店勤仕之節、遣過銀セダゝ有之内舟(古 来り候、依之右セメト之手形一通彼地立為差登申候

屋敷ゟ乍序為御知被下候

用致呉候様申来り候付、承知之段致返答遣候、尤右宜然本国尾 持参候ハ、相渡呉候様、若外方ゟ手形計致持参候共相渡候儀無 参、若利左衛門殿違変ニても有之候ハヽ右宜然手形并割印被致 ル処今日右同人弟之由宜然と申禅僧、利左衛門殿自 筆 書 状

三月十八日 晴天 肥後米サシウゝセ入銭チゝウ入ツサ厘金サシマゝツサ入 昼マゝツ入

田所,出江戸本店支配人卯春退役一京都元方御状到着、一昨十六日月並御寄会之上

今日北野於播宇座敷伊勢講有之候付、孫七郎、孫兵衛、 右此度江戸本店立再勤、後見役被仰渡候段申来ル

久次郎、喜三郎参ル、献立左之通 硯 蓋 生岩板 生養板

大砂大浜焼鯛

小皿ぬたり

ー 白髪 うど りがれい切重

汁ガラ

吸物もろこしたんご

鉢すいたくわい 虎屋饅頭二ツ

菓子椀いりま かれらひ茸こ

突物預り

右之通ニ而七ツ半時過帰店ス、本店奥村、 ル 但中西氏不快之由ニ而 清水支配人之内一人

三月十九日 晴天 肥後米サシチゝイ入 銭チゝウ入ヱチ厘 金サシマゝツ入 昼マゝヱ入

ウ厘之内、此度ツシツゝツ入ウ厘請取、残銀イダエシゝ之一紙(四十四匁四分九)(二貫七十匁)・1町堺屋与一取替銀段々及対談、二口ニ而銀イ〆舟シツゝツ入当町堺屋与一取替銀段々及対談、二口ニ而銀イ〆舟シット) 加州御屋敷ゟ呼来り候付、 此所略ス 庄次郎罷越被仰渡、埓合帳ニ扣有之、

手形ニ相改ル

三月廿日 肥後米サシチュイ入 銭ウゝセ厘 金サシマゝイ入 昼同 昼同事

井上三郎兵衛遭過残銀 イ〆エ舟ゝ於京都店取立代り銀付替申来(一貫七百目)

三月廿一日 雨天 肥後米休日 金サシマトマ入 昼マゝセ入

明後廿三日御為替渡り高為何久次郎罷出候処、 之割合書後明書共御月番酒井与左衛門様江差上申候 ^ 并 臨時六十日限弐朱判野仙サ舟両御渡可被下段被仰渡侯、(三千五百) 三組江銀野舟〆(二百貫目) 依

> 三月廿二日 肥後米サシチゝセ入銭チゝウ入サ厘金サシマゝセ入サ厘 昼セ入

明日渡御為替銀証文一通、臨時渡り弐朱判証文壱通久次郎持参、 御月番江 差上、御書替者 十人組工 持帰り申候

三月廿三日 晴天 肥後米サシチゝイ入銭ウゝセマ厘 昼ヱ入

今日御為替金銀為請取、 久次郎罷出左之通

ウシセ〆サ舟ゝ手前 (九十二貫五百目

〆銀野舟〆ゝ渡り(二百貫目)

一野シイグト (二十一貫目) 一チシカグサ舟ト 一十貫目)

> 十人組 上田組

|弐朱判ィ仙舟サシ||両手前 | 一上同セ舟サシ||大年判ィ仙舟サシ||両手前 | 一上同七仙舟両 (二百五十) | 一上同七仙舟両 | 一上同七十百) 内小玉セシ〆ゝ 上納六月廿六日

〆皆弐朱判野仙サ舟|(二千五百) 両

皆弐朱判イ仙舟サシ両手前(二千百五十)

面

上田組

右之通無故障請取申候

両、銀野舟サシ〆ゝ内シチ〆ゝ小玉銀方不残常是包、(二百五十貫目) (十八貫目) (二百五十貫目) (十八貫目) (11千四百)都合金方の一部で、11千四百) 野平五郎并出入方平兵衛、 儀兵衛付添為差登申候 都合金方野仙サ舟(三千五百) 右之通小

晴天

三月廿四日 肥後米サシヱゝウ入銭ウゝセマ厘 昼ヱ入

昼同事

肥後米サシチュセ入銭チュウ入チウ厘金サシマゝカ入サ厘

三月廿五日

河州道明寺エ 為代参新太郎参詣ス

出入平兵衛、儀兵衛、昨夕舟ニ罷下り今朝無難致帰坂候、 野平五郎儀者内用有之候付、暫京都ニ逗留ス 尤小

江戸元方御状致到着候処、左之通 江戸本店

右此度元〆役被仰渡侯段申来り候

三月廿六日 天気 肥後米サシチムエ入 銭ウム也 昼マムセ入

今日相記候儀無之候

三月廿七日 雨天 銭ウゝ 金サシセトチウ入 昼セトサ入

は勿論利足月カ朱ニ相改申積り申渡置候、将又半銀マ舟エシサ(六厘)(六厘)(三百七十五匁)(三百七十五匁)(三百七十五匁)(三百七十五匁)(四五))(四五))(四五)))(四五))))(四五))))(四五) 岡田金兵衛方家質貸エ〆サ舟ゝ外方ニ而振替致 返納 候筈ニ 候(七貫五百目) 肥後米サシチュセ入 夫成物ニ付断之趣聞届遣し候、尤当七月迄改本家質ニ致、利足 処、時節柄故相手無之難渋之段、度々断申来り候、右者引当も丈

> ゝ当座貸有之候、 此口両度ニ相納皆済相成申候

三月廿八日 快晴 肥後米サシチゝイ入銭チゝウ入チウ厘 昼セゝヱ入

紀印納銀マシ〆ゝ米屋平右衛門14相渡、若山御元〆中宛所之手(三十貫目) 形取之、京都で為差登可申旨、尤半銀ハ当地本店ゟ請取可申旨

京都丹波屋五郎左衛門下り為替道明寺会式料銀六百目、今日同 所木戸与左衛門店表立入来ニ付、相対之上道明寺当座取替銀元 利差引右六百目之内ニ而、左之通

間、今夕尋ニ遺、様子相分り次第相渡可申段申来り候

申来り候付、則本店立右之趣申遣候処、未京都店ゟ通達無之候

銀六百目

会式料為替高

マ舟~(三百目)

シウトチ入(十九匁八分)

エシカトチ入 (七十六匁八分)

右マ舟ゝ巳年四月ゟ午二月迄十一(三百匁) 残請取相済 御屋根葺替入用取替銀イ〆ゝノ済(一貫目)

右ィ〆カ舟ト巳七月ゟ午二月迄八(一貫六百月) い入サ厘之内な 元済ニ請取

セ舟セトツ入サ厘(二百二匁四分五)

残銀相渡遣ス ケ月分利足月カ朱

差引〆銀九分五厘

右之通致差引遣ス、尤御屋根葺替之方元済当座請取書遣 本証文引替有之筈、且又金代之方者致通帳遣、 通帳工相記遣、 追而可致差引旨致相対候事 向後元済度毎

追

三月廿九日 肥後米サシヱゝウ入帽 銭ウゝ 昼同事

上候処、右之内シ〆ゝ者当二月ニ御内済有之、残銀セシエ〆ゝ「無替之儀無拠御頼被成候付、不得止事銀高マシエ〆ゝ御取替申振替之儀無拠御頼被成候付、不得止事銀高マシエ〆ゝ御取替申笠間御屋敷旧冬手前方御埓合御不足之由ニ而、於当地内々当座

(五十七久子) (五十七久子) (五十七久子) (五十七久子) (五十七久五分五) (五十七久五分五) (五十七久五分五) (五十七久五十二久) (五十八人子) (五十二久) (五十八人子) (五十八 ヱ舟シサトサ入セ厘(七百十五匁五分二) 右残銀セシカダチ舟マシセ(二十六貫目八百三十二匁)但チ歩之積り 巳十二月ゟ午二月迄之利足 右之内シメト当二月御内済口 (十貫目)

セ舟へ

巳十二月ゟ午三月迄利足

X 、銀マシヱ〆ヱ舟ツシヱゝサ入セ厘(三十七貫七百四十七匁五分二) 右同断

紀印納銀之内シサ〆ゝ京都本店ゟ通達有之候由ニ而、(十五貫目)右之通ニ而此口元利相済候付、京都店五今夕店状よび 本店ゟ請取申候、 依之今日米屋平右衛門方江都合銀マシ〆ゝ相(三十貫目) 京都店立今夕店状ゟ致借り遣 今日当

> 間敷、 猶又浜方ニても承合御仕法御書付等借請、 加州御屋敷御埓合之儀ニ付、 渡 候御趣意ニ何も相替儀無御座候由ニ御座候、 左衛門殿へも申込候積りニ候、扨此度之御仕法書、去冬被仰出 又加州御屋敷江御願申上、蔵元井川方へも致手入、其上牧野平 難渋成物ニ候、然レ共其侭ニも難差置、成ル不成者格別之儀、 御方へも久次郎参相頼申候得共、 若山御元〆中宛請取書取之、今夕京都店五為差登申候 一同御仕法之内エ 加り申候方ゟ外致方有之間敷趣相聞得 井川善助方へも内々入謁致相頼、 何れニても御為替之訳相立申 其上牧野平左衛門殿 右一同之割方御仕

一銀ツ舟サシ〆舟ゝ 御為替(四百五十貫百目) 法ニして手前方一ケ年割凡左之通 御為替高

舟チシ〆ゝ(百八十貫目)

ツ〆ゝ(四貫目)

去ル丑寅両年ハ御断延、 去ル卯

ケー渡り之又三ケー

残銀セ舟カシカ〆舟ゝ(二百六十六貫百目) 此石高八千八百七拾石

石ニ付マシン

但

替之積

《イ仙舟ウシツ〆舟サシゝ 米質之方(干百九十四貫百五十名)(十百九十四貫百五十名)(二貫二百十七名五分)(二貫二百十七名五分))(二貫二百十七名五分))

内

銀

右口々一ケ年渡り高

セ舟カシヱ〆ヱ舟イゝウ入イ厘ヱ毛(二百六十七貫七百一匁九分一厘七毛) 去ル午年ゟ子年迄

サ〆ウシウゝチ厘ツ毛(五貫九十九匁八厘四毛)

去ル卯年三ケ一渡り之 去ル丑寅両年御断延、

上又三ケー

残銀ウ舟セシイグマ舟ツシチゝウ入ウ厘ウ毛(九百二十一貫三百四十八匁九分九厘九毛)

「百石二付セシサン元入 「七十五貫五百二十八匁七分) 「七十五貫五百二十八匁七分)

銀チシマダト(八十三貫目)但最初先納高

但一石ニ付マシゝ替之積り(三+匁)

ケ年渡り高銀カ舟ウシイゝカ入サ厘ヱ毛宛ニ当ル百石ニ付セシサゝ宛百石ニ付セシサゝ宛(二十五公)(二十五公)

〆銀シ〆サ舟チシカトセ入サ厘サ毛(十貫五百八十六匁二分五厘五毛)

得共、御米直段相分り有之候付、算当前件之通御座候、将又何 右之通御座候、尤御屋敷御仕法書御文言等一円合点参り不申候

今暮時過羽子板橋西北詰出火有之、無程相鎮り申候 ニ写取、今夕京都立為差登、猶又右之趣及通達候 方承り合候而も同様紛敷御書付と計申之、井川井浜方ニても 委儀不存候段申之罷在候、依之右御仕法書并手前方割方等別紙

「天明六午四月朔日ゟ同六月廿四日迄(表紙)

坂 店 勤 番 日 記

(別一五七二一一)

大

深井孫七郎」

四月朔日 昼七ツ過天気 昼セムチウ入

当月御月番小田切土佐守様、御金奉行春田半十郎様、下シ番十 今朝御礼文次郎罷出候、笠間御屋敷江者孫兵衛罷出申候 人組ニ而 相勤申候

種村定右衛門殿御事先月廿日江戸表御出立、東海道十六日経当 上伊織殿御事も此度御出坂、種村氏と御一所ニ讃州五御参詣之 五日京都御泊、翌六日御着坂之御積り之由、 且田沼様御家老井

当地勤方之儀京都な今夕尋遣候御積候間、当地御逗留中程能相勤可申旨江戸表ゟ申来り候付、

一今朝汁菜 鱠しそう 平うと 昼汁常 炙物鱧骨切いり鮎

向為差登申候と、 一融様、 宗十郎様宛御悦状今夕京都江段京都店ゟ申来り候付、一融様、 宗十郎様宛御悦状今夕京都江段京都店ゟ申来り候付、一融様、 宗十郎様宛御悦状今夕京都江日宗十郎様御方御富様御儀、先月十二日暁御安産御女 子 様 御 出

中西とな方名跡相続人之儀、

当地本店ニ当春迄支配相勤申候規

本店工も懸合候処、

り申候

矩文兵衛相極申度旨、先頃願書差出申候付、

差登申候処、願之通御聞済被下候段昨夕出内番状より申来り候右之趣相願遣シ呉候様奥村氏被申聞候付、右願書此間京都エ為

則今夕中西とな丼村井新三郎呼ニ遣、於店表孫七郎、

孫兵

衛、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯衛、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯衛、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯衛、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯和政府。 (1) 本名) (四十五名) 後右ツシサゝ宛節季毎相納侯儀難相成侯間、節季毎セシゝ宛ニで、祖済候様格別之用捨ヲ以申渡承知之趣ニ有之侯処、其渡、連々相済候様再応相頼侯付、猶又今夕ゆの店表江呼、彼是押下致用捨呉侯様再応相頼侯付、猶又今夕ゆの店表江呼、彼是押合侯上ニ而不得止事節季毎セシサゝ海一次の店妻に御聞済被遊侯段申渡シ侯御、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯衛、半兵衛立会、右願之通首尾能御聞済被遊侯段申渡シ侯の大公司、

肥後米サシチゝセ入四月二日 天気 金サシセゝエ入サ厘ゟチ入 昼チウ入

一今日相記候儀無之候

肥後米サシチゝツ入四月三日 晴天 金サシマゝイ入 昼セ入

上納相済候御証文弐通御月番春田様江差上、御書替手前江持帰候段被仰渡候、則割合後明書付差上申候、且右之節先月十八日之方銀野舟〆ゝ、臨時六十日限之方弐朱判野仙サ舟両御渡被下之方銀野舟隊ゝ、臨時六十日限之方弐朱判野仙サ舟両御渡被下り後五日渡り御為替金銀為伺今日文次郎罷出候処、三組江定式明後五日渡り御為替金銀為何今日文次郎罷出候処、三組江定式明後五日渡り御為替金銀為何今日文次郎罷出候処、三組江定式明後五日渡り御為替金銀為何今日文次郎罷出候処、三組江定式

丸山弥兵衛当店目録為押合、昨夕舟ニ罷下り、 無故障相済申候、尤夕飯汁焼とうな 平鱧大 呼出し、店役人之分不残立会、 右押合相済候上此度当店取調へ方之儀弥兵衛、 惣中鱠同様 調之子 ゆりね酒 有玉子煮〆ゆりね 鯛小串 吹田くわい 書取置候通弥無相違相済可申、 人、家督并退役中共貸銀遭過銀懸合有之候趣今夕何れも店表立 不念之段誤り証文取之、其外支配人并惣若キ者、且新田会所役 又宗巴様被仰付候通、孫兵衛、半兵衛、久次郎ゟ取計方不行届 過等急度不相成候段、 汁かい割な 改急度申渡候 夜酒肴上同 平 つ長生 とい貝 ふも 弥兵衛ゟ孫七郎取調へ、夫々請 勿論向後一銭目ニても貸過且漕 且已来干菓子止ニ申渡但役人平共焼物なし 孫七郎内談、 則今日 目録押合 猶

四月四日 晴天 肥後米サシウム銀チゝウスツサ厘 昼セマ入

明日渡御為替金銀証文弐通今日文次郎持参御月番江差上、 替手前江 持帰り申候 御書

四月五日 雨天 肥後米サシチトセス 銭チトウ入ツサ厘 金サシマトカエ入 👨 昼ツょ

〆銀野舟〆ゝ渡り高内小玉セシ〆ゝ上納七月六日(二百貫目) (二十貫目)

十人組 上田組

皆弐朱判ィ仙舟サシ両(二千百五十) 『弐朱判イ仙舟サシ両 手前 一上同セ舟サシ両上田組(二壬百五十) 上同イ仙舟両 十人組右之外臨時六十日限御為替弐朱判左之通

〆皆弐朱判野仙サ舟両渡り高(三千五百) 右之通無故障請取申候、且右之節先月十八日上納相済候、 上納六月六日

丸山弥兵衛当地用向今昼舟ニ罷登り申候、右之節本目録、 札御書替と引替相済申候

小目

依之悦状差下申候

御納

録并 当店取調へ扣帳且賄方取締扣帳等持登り申候

_____(百)... (丙)... (丙)... (丙)... (丙)... (五)... (五) 先格振合ヲ以差送り、何れも悦ニ罷越、尤向方ニ而座敷エ罷通 祝儀金舟疋并井口、山中、杉本右三人組合チウゝ位之鰹節一連

> 候、尤袴無脇差扇子ニ而一同罷越候事 小畠方と内縁有之候付、同人ゟも鰹節一連差送り同様悦ニ罷越

り熨斗昆布ニ而相祝、銘々エ饅頭二ツ宛差出ス、且又孫七郎儀

則右衛門樣御事則兵衛様、三十郎様御事則右衛門様、 月廿七日出書状ニ松坂店ゟ申来り候間、御悦状宗恵様、則兵衛 則右衛門様御三名宛ニ而差下可申旨京都ゟ申来り候付、 右之通先 則

今夕京店江 為差登申候

四月六日 晴天 肥後米サシチトウ入銭チトウ入ツサ厘金サシマトウ入ツト

被仰渡侯首尾能御暇并望性金等此度相続筋依願

右之通被仰渡候段、先月廿五日出元方御状并店状ヲも申来り候、

用も有之様被存、且若鱗物等致出来候節、加入代り銀店表ゟ振 申候、此儀於店表無拠致世話候処、向方ニ寄被致心得店表ニ徳 今夕月並寄会相勤取組方申合并加入方之儀、是迄致世話来り候 分ハ格別、向後新ニ頼被申侯方有之候共急度断申遣可申段示合

ニ候ハ、京都店立及通達差図次第取可申事ニ候ハ、京都店立及通達差図次第取可申事ニ候ハ、京都店立及通達差図次第取可申事ニを持入、向後新頼之方者可成丈断申積りニ候、夫共格別無拠筋替致返済呉候様被申候方も有之、却而店表立限ヲ被申候族も有

三好又次郎遣過銀舟イトウ入カ厘今日三好門兵衛方ゟ相納、

此

口皆済相成候付、

扣帳消置申候

段使舟文、紙二折と使舟文、紙二折とは中文、紙二折とは、文次郎立包扇子三本宛、別宅三人立も同断三本入一箱宛致郎、文次郎立包扇子三本宛、別宅三人立も同断三本入一箱宛致郎、文次郎立包扇子三本宛、別宅三人立も同断三本入一箱宛致一小畠久兵衛宿入婚礼首尾能相務候為御礼入来、且右為祝儀喜三

一孫七郎今日新田会所為見分罷越候

四月八日 晴天 金サシツュイセ入 昼ツ

れも五申談置候事にも五申談置候事では、看病人銘々ニ付置候様子見請申候人、当店是迄病人有之候節、看病人的な二付向後相止可申段、何際能切水打候、依之見物人も有之如何ニ付向後相止可申段、何を能切水打候、依之見物人も有之如何ニ付向後相止可申段、何というに、依之見物人も有之如何ニ付置候様子見請申候付、当店是迄病人有之候節、看病人銘々ニ付置候様子見請申候付、当店是迄病人有之候節、看病人銘々ニ付置候様子見請申候付、当店里を減失する。

儀も有之候ハヽ、孫兵衛方ゟ無相違相納可申趣之手形一通孫兵 一判ニ而 為念取置申候

四月九日 晴天 肥後米サシチトカ入銭チトウ入チウ厘

種村氏着坂為悦孫兵衛、 瀬兵衛御屋敷江参

一金マ舟疋 種村氏

鰹節二連

渡辺氏

上同

森半平殿御事種村氏為出迎深江江被罷出、於同所瀬兵衛懸御目、 何角御咄合之儀も有之候付、今日南都銘酒二樽瀬兵衛持参、御 右之通持参差送り、猶又跡ゟ文次郎も為御見舞罷越候 生肴一折 右御同人 文孫 次兵 郎衛 酒三升一樽 右同人 上同

衛殿吹聴有之候付、瀬兵衛相談之上武兵衛殿立主中様方6金舟(百)本久井武兵衛子息小四郎殿御内証安産男子出生、初孫之由武兵 疋為祝儀被遣、名代共る大守袋一ツ差送り、京都る之悦状も於 当地相認届、何れも為御悦致参上候 見舞申候

晴天

井口孫兵衛儀勝手ニ付此度尼ヶ崎町壱町目丼池西五入町北側五

四月十日 肥後米 銭チょウ入ヱチ厘 金サシマゝチウ入

> 致変宅候、尤是迄変宅之節祝儀差送り候得共、此度相談之上相 止申候、乍然悦ニハ何れも罷越候

井上伊織殿御事昨夜鴻池新田御泊、今暮時前御屋敷江御着坂被 瀬兵衛儀笠間御屋敷并 森繁平殿江 も為御見舞罷越候

成侯付、則右之趣別紙ヲ以京都エ及通達侯

種村定右衛門殿ゟ孫兵衛変宅為悦、生肴一折今日致到来侯

四月十一日 晴天 肥後米サシチょイ入銭チょウ入カエ厘金サシマトウ入サ厘ゟツょ

種村定右衛門殿出坂為御土産孫兵衛、文次郎江無地琥珀帯地 筋宛今日致到来候

四月十二日 四ツ過ゟ晴朝之内小雨 肥後米サシヱゝチ入銭チゝウ入ヱチ厘金サシツゝセ入 昼同

井上伊織殿着坂為悦鮮鯛一折久次郎持参、御家来福屋弥十郎殿 寺井瀬兵衛儀、当地用向相済候付、今夕舟ニ致帰京候 織殿御逢厚ク御挨拶有之候、依之右之趣今夕京都店立及通達候 ユ 懸御目主中様方口上程能申取差出候処、則奥之間エ御通シ伊

四月十三日 晴天 肥後米サシエトチ入銭ウトゟイ厘 昼同事

御城代阿部能登守様御屋敷岡孫右衛門殿、村田権左衛門殿、

島

左之通被相送り候、此段平田弾右衛門、村田万太夫宜得御意候毎々勝手方預御世話工面能大慶存候、依之左少之品ニ候得共、罷出候様申来り候付、則致参上候処、何れも御逢被仰聞候者、村新兵衛殿ゟ昨日久次郎宛御手紙到来、 今日御勘定方御役所江村新兵衛殿ゟ昨日久次郎宛御手紙到来、 今日御勘定方御役所江村

樣被申聞候、左之通

八郎右衛門様

次郎右衛門様三 郎 助 様

御給一ツ宛御紋付羽二重

御上下一具 深井孫七郎

御目録マ舟疋杉本久次郎(三百)

右之通被下置候付、今夕京都店立本状ゟ委細及通達候但次郎右衛門様当時御在府之段ハ御承知之由被仰聞候元 之 助 様

段承之候、依之右餞別之儀今昼時通り走りヲ以京都店江及通達羅江御参詣有之由、尤外々へは御沙汰不被成内々ニ而御参詣之井上氏、種村氏并渡辺氏御同道ニ而明後十五日出立、讃州金比

一井口孫兵衛儀笠間御屋敷江為御見廻罷出侯

一渡辺九蔵殿ゟ為土産孫兵衛、文次郎エ 浅草海苔一包宛今日致到

四月十四日晴天 金サシツゝイ入サ厘々セ入 昼同事

明後十六日御為替渡り高為伺久次郎罷出候処、仲間立定式方銀肥後米サシェュウ入

割合書付後明書付并先月廿六日上納御納札六通御月番五差上、野舟〆ゝ臨時六十日限之方弐朱判野仙サ舟両御渡被下侯筈、記(三百貫日)

則

御書替十人組工持帰り候

東新田立捨子有之候付、当地御役所立為御届今日利平次罷出

京都店ゟ左之通

店表へも右之趣申聞候

障被蒙仰候段元方ゟ申来り候由、尤御悦状ニは及不申候、猶是迄則兵衛様御勤被遊侯大年寄役、此度則右衞門様エ無御故

猶又笠間御屋敷立文次郎罷越内意相尋候処、種村氏、渡辺氏者一京都店ゟ種村氏、井上氏、金比羅参詣餞別之儀返書到来ニ付、右之通通達有之候付、則本店示合御悦状ハ差上不申候本店示合可申旨申来り候

弥明早朝出立之由、井上氏者延引ニ相成候段承之候

四月十五日 晴天 戯チゝウスチウ厘 四月十五日 晴天 金サシツゝセ入 昼同事

一明日渡御為替金銀証文弐通久次郎持参、一今朝御礼久次郎罷出候

御月番江差上申候、

御

帰京被遊候段、京都店ゟ申来り候、依之御悦状為差登申候一源右衛門様御儀、御道中御機嫌能昨十四日七ツ時過江戸表ゟ御書替者十人組紅持帰り候

種村氏并渡辺氏弥今朝出立、

讃州五下向有之候付、為見送り神

崎迄文次郎罷出、 京都差図之趣ヲ以左之通

島桐箱入絹サナター尤浅黄帛紗ニ包部が立氷おろし詰がいるという。 ル

種村氏

一干菓子一箱

渡辺氏

中様方御口上程能申取差送り申候処、 右之品夜前差送り可申処、 彼是遅ク候付、今朝文次郎持参、 御叮寧御挨拶有之候

主

四月十六日 **暮時大雨雷** 天気 肥後米休日銀チトウ入カエ厘金サシツトツ入っ

| 今朝御為替金銀為請取久次郞罷出左之通 ウシセ〆サ舟ゝ手前(九十二貫五百目) セシイグト 一(二十一貫目) チシカグサ舟ト

〆銀野舟〆ゝ渡り高内小玉セシ〆ゝ上納七月十八日 (二百貫目)

〆皆弐朱判野仙サ舟両渡り高(二千五百) | 皆弐朱判イ仙舟サシ両手前 上納六月十八日 画

> 上田組 十人組

右之節去巳七月十八日上納御納札御書損有之断書左之通 右之通無故障請取申候、 尤例之通為御届相廻り申候

巳七月十八日上納銀高九拾弐貫五百目御証文諏訪之御名字

巳七月晦日

右之通相認差上置申候

三井組名代

四月十七日 晴天 肥後米休日 銭ウトゟイ厘 金サシツトツサ入 昼ツ入サ厘

新田利平次当地御役所工 罷越候由二而 立寄

四月十八日 天気 肥後米サシヱヽヸ金サシツヽツ入 昼同事

新田弥助右同断用向ニ付出坂立寄ル

上田組

四月十九日 雨天 肥後米サシチム銭ウムイセ厘金サシツムサ厘 昼イ入

則嘉十郎差遣候処、元方御金蔵江御納金野舟両程有之候間、岡銅座ゟ為替之儀ニ付用事有之候間、壱人罷出候様申来り候付、銅座ゟ為替之儀ニ付用事有之候間、壱人罷出候様申来り候付、 不申候付、 納相成候ハヽ九十日限可有之哉、其段相伺候処当地ニ而 相分り 之通三十日切相納候様若林様、 此度者先九十日限ニ差下シ、於江戸相伺御差図次第 藤本様ゟ被仰聞候由、 尤御金蔵

上納可致旨被仰聞候、尤右断書者明日差上候様被仰渡候

其節於江戸表願上引替候様可仕候、

節御差支御座候ハヽ、 諏訪と御座候得共、

其侭御請取置被下候間、

自然御勘定之

井上伊織殿御事弥今朝出立、

讃州江 御越被成候

四月廿日 天気 肥後米サシヱゝツ入 銭ウゝ也 昼マ入

右銅座断書左之通

書付ヲ以御断申上候

永松銅山御前貸御手当金、人参座御手当金江戸表五 御差下被 勤候御儀ニ御座候ニ付、右同様九十日限被成下候様奉願上候、 当地従御金蔵江戸御金蔵江御差下被為成候節、 遊候節は、三十日限上納仕候様先達而於御勘定所被為仰付奉 相勤候、此度蓮池元方御金蔵エ御上納金は初而被為仰付、殊ニ 九十日限奉相

一 竹内文次郎印 三 井組名代

杉本久次郎印

午四月廿日

銅座

右之通相認差出候処、 御役所 御金蔵納相止、若林様、 藤本様江之御下

井上伊織殿御事讚州江明日出立御参詣被成侯由二付、 金ニ相成候付、右差出候書付御差戻し被成候 菓子一折今日文次郎持参、 主中様方御口上程能申取差送り申候 為銭別干

四月廿一日 晴天 肥後米サシエゝツ入銭ウゝ也 昼ツ入

> 四月廿二日 晴天 肥後米サシエゝツ入 銭ウゝイセ厘 金サシツゝセ入サ厘ゟマ入

セ舟〆ゝ、臨時六十日限之方弐朱判セ仙サ舟両御渡被下候筈、則(二百貫目) 臨時六十日限之方弐朱判セ仙サ舟両御渡被下候筈、則後日渡御為替金銀為伺久次郎罷出候之処、仲間江定式之方銀

割合書付、後明書付御月番五差上、御書替ハ十人組五持帰り申

明日渡御為替金銀証文弐通今日久次郎持参、 御月番江 差上御書

替十人組工 持帰

笠間御屋敷ゟ昨日文次郎宛手紙今日中罷出候様申来り候付、 中井嘉十郎不快二付為養生宿元五引取申候 出候節、御有合之由ニ而御紋付御袷一ツ被下置候、是者表向拝 致参上候処、 領被仰付候御儀共不被存候 京都へも右之段申遣候、且又此間種村定右衛門殿江同人罷 御紋付麻絹御上下一具拝領被仰付 候付、 御礼 則

四月廿三日 晴天 肥後米サシエゝカ入銀ウゝイセ厘

〆銀野舟〆ゝ渡り高内小玉セシ〆ゝ、(二百貫目) 上納七月廿六日 >

十人組 上田組

右之外臨時六十日限御為替皆弐朱判左之通

〆皆二朱判野仙サ舟両(ニ千五百) 皆二朱判ィ仙舟サシ両(二千百五十) 手前

上同野舟サシア 上同イ仙舟両 (二千百) 両 上 亩組

例之通為御届相廻り申候 上納六月廿六日

右之節去巳年中御為替渡銀訳書目録、東西遠国方御役所立久次 右之通無故障請取申候付、

郎持参差上候

岡田金兵衛家質貸銀ヱ〆サ舟ゝ外方ニ而振替、年々ニ相済遣候趣致対談遣し候 る一向之不埓ニ付、此間中同人呼下厳敷及対談、右エ舟ツシエ後両替店之内立銀エ舟ツシエゝ元済有之候、然ル処六七年已前後両替店之内立銀エ舟ツシエゝ元済有之候、然ル処六七年已前次ゝ宛取替有之、安永四年未七月両替店A又々イ〆ゝ取替、其 年マ舟ゝと相定、毎年三五七九極月毎銀ガシゞ通帳ヲ以請取、 に引直シ、此度マ舟ゝ元入為致、向後無利十ケ年賦之積り一ケン。 デオネア・ (注)百月) (三百目) (三百目) (三百日) (三百日) (三百日) (三百日) (三百日)

四月廿四日 雨天 肥後米サシエゝマ入銭ウゝセマ厘 昼イ入

請取相済申候

去ル十四日朝五ツ時江戸幸橋御門内松平薩磨守様御装束屋敷ゟ(すて) 鎮り申候、阿部能登守様御屋敷御隣ニ候処、 出火、横町表長屋拾間余り焼失、北風少々有之候得共四ツ時火 風脇ニ而 御別条無

> 御座候之段江戸表ゟ申来り、京、 参り候付、今日久次郎御中屋敷エ為恐悦罷出候 江戸表ゟも阿部様エ 恐悦御状

四月廿五日 朝之内雨天 肥後米サシカゝツ入鉄ウゝ也 昼同事

今日天神講 道明寺代参出入又兵衛為相勤候 平ひりやす 汁大根輪切

松坂店元方御状致到着候処左之通

山中半蔵 上室格

石此度役頭役申付候 石此度上座本役申付候

右之通被仰渡候段、当廿日出御状申来り候

四月廿六日 晴天 肥後米サシエゝイ入銭チゝウ入チウ厘 昼セ入サ庫

前件ヱ〆サ舟ゝ(七貫五百目)

小野藤次郎病気全快、昨夕ゟ致出勤候

清蔵様御儀江戸為御勤番昨朝京都御出立、東海道十二日経御着 候旨京都店ゟ申来り候、依之御悦状差下申候 府之積り御下向被遊候由、尤御在府中者長五郎様と御名乗被遊

高麗橋三町目町代与一死去後跡役之儀同人実子新六事与次兵衛 仕為相勤申度旨親類共并新六ゟ町中エ 相願申候付、一同相談之 と相改、跡役被仰付被下候様、尤未若輩者ニ付親類共申合後見

上願之通申付候、 も罷越候 依之与次兵衛并親類共同道為御礼町中并店表

京都店引取金銀左之通

皆弐朱判野仙両(ニチ)

ツペサ舟〜S元 銀高野舟セシ ペッ内 常是包内 サペサルハ玉 サイサル・コード サイサル・コード サイサル・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイト・コード サイサーバー

為宰領為差

登申候、但当店無人ニ付新兵衛雇遣ス 右之通今夕舟ニ野崎新兵衛井出入男平兵衛、 幸七、

四月廿七日 昼時ゟ晴天 日朝之内雨降 肥後米サシエゝイ入銭ウゝイセ厘 昼 セス

新田会所ゟ書状差越、当麦作菜種共春中已来冷気御座候故、 此節ニ至蒔附申候由、稲作之儀も春植之分未植付不申候旨、 レ申候而未実入最中ニ而御座候由、依之綿蒔附も見合罷在、 去御届申上、其外非人、病人、行倒致養生罷在候段申越候付、 又東新田先頃之捨子未相片付不申候上、西新田ニ者行倒者致死

且.

後

安井新十郎殿、松井官左衛門殿、 之趣京都店立新田方無番状ヲ以及通達候 安東丈之助殿る今日久次郎、

文次郎宛手紙到来左之通 被仰達儀有之候間、 明廿八日四ツ時過壱人西御役所江可被

罷出候、 已上

四月廿七日

三井次郎右衛門殿

右之通申来り候付、 御請相認遣

| 今日西御役所立久次郎罷出候処、 書院次ノ間、殿様并御用人中、 四月廿八日 晴天 肥後米サシエゝイ入銭ウゝゟイ厘 表方与力衆御立会之上左之通 無程手前、上田組一所ニ於御

午四月廿八日申渡覚

三井次郎右衛門 上田三郎左衛門

有之、 者為替方手当之外遊銀無之由追々申立候趣無拠 相 聞 得 候 此度富家之者共工御用金被仰付候付、其方共も先達而 付、此上取調之不及沙汰候条、是迄之勤向弥不差滞候様可 御趣意委細申聞、分限ニ応出金之儀取調候処、当時 呼出

用人衆、表方三人之衆中立之音物之儀上田組承合、跡ゟ可得御 奉存候段御礼申上引取、夫ゟ森氏初御用人衆、表方与力衆三人 汰候条、是迄之通勤向弥不差滞候之様可致旨被仰聞候付、 被仰聞候は、追々申立候趣無拠相聞得候付、此上取調之不及沙 右之通被仰渡候上殿様御退座被遊候、跡ニ而 御懸り与力衆三人 候付、今夕無番状ヲ以委細及通達、猶又右ニ付殿様并森氏始御 宅々へも久次郎手札持参御礼相廻り申候、右之通首尾能被仰渡

も談合可申旨も申遣候意候得共、其元御存寄も有之候ハヽ可被仰聞候、其趣上田組へ

上ニ而別条無之致大慶候
た心斉橋筋西北角家弐軒計引崩申候、且又同所手前抱屋敷は風水ハ大川町境迄西立弐拾間計凡半町四方焼、申刻前火鎮申候、北ハ大川町境迄西立弐拾間計凡半町四方焼、申刻前火鎮申候、北の大川町地屋橋筋西角ゟ出火、折節西風少々有之、即時一今午下刻梶木町淀屋橋筋西角ゟ出火、折節西風少々有之、即時

一右出火ニ付新田会所ゟ人足拾人差越申候

四月廿九日 晴天 金サシツゝイ入サ厘セ入

一樽持参差送申候、御無難今日七ツ時過御着坂被成候迎御出被成候付、文次郎儀も御同道申道筋迄罷出申候、尤銘酒殿御事讃州路ゟ今日御帰坂之御積りニ付、則御屋敷ゟも為御出屋間御屋敷江文次郎御見舞申候処、種村定右衛門殿、渡辺九蔵

四月晦日 晴天 金サシツゝゟイ入 昼、

坂為御悦御見舞申候、且種村氏る餘御所望ニ付、一升相調別段分宜為申登呉候様御両所共返書致到来候、猶又今日孫兵衛御帰渡辺、孫兵衛、文次郎ゟ手紙相添為持差送り申候処、京都立も何種村氏、渡辺氏着坂為悦主中様方御口上取繕鰻拾本種村、同七本

差送り申候

付ヲ以左之通出候処、惣年寄金谷与右衞門殿、今井与三右衞門殿御立会御書出候処、惣年寄金谷与右衞門殿、今井与三右衞門殿御立会御書一今日惣会所ゟ融通一件ニ付、本店呼出有之候付、小畠久兵衛罷

有之趣ニ相聞得候得、諸家用弁が世上金銀融通之御趣意依御下知旧年已来其元共追諸家用弁が世上金銀融通之御趣意依御下知旧年已来其元共追諸家用弁が世上金銀融通之御趣意依御下知旧年已来其元共追諸家用弁が世上金銀融通之御趣意依御下知旧年已来其元共追

村、先ハ其分ニ差置候得共、是迄余程之月数相立候而も貸付村、先ハ其分ニ差置候得共、是迄余程之月数相立候而も貸付可申哉ニ を展示或は過分之利倍等ヲ考候儀ニ可有之哉ニ付、分限之者共ヲ と 機ニ候得は丈夫存、諸家返済方少も不危路何れゟ申込有之と 機ニを得は丈夫存、諸家返済方少も不危路何れゟ申込有之と 機ニを得は丈夫存、諸家返済方少も不危路何れゟ申込有之と 勝手或は過分之利倍等ヲ考候儀ニ可有之哉、左候而者右之 御趣意ニ不相当被仰渡ヲ不用道理故、おのすから一統相糺候 権ニも相成可申候、銘々出金高申渡候已後者即時ニ貸付可申事ニ候得共、勘弁繰合も可有之儀故、左様ニハ成兼可申哉こ と勝手或は過分之利倍等ヲ考候儀ニ可有之哉、左候而者右之 御趣意ニ不相当被仰渡ヲ不用道理故、おのすから一統相糺候 権ニも相成可申侯、銘々出金高申渡候起ヲ如何心得罷在候 右御用金被仰付御趣意先達而委細申渡候趣ヲ如何心得罷在候 右御用金被仰付御趣意先達而委細申渡候趣ヲ如何心得罷在候 右御用金被仰付御趣意先達而委細申渡候越ヲ如何心得罷在候 おります。

付可申候 諸家ゟ申込有之候分ハ勿論、此上申込有之節も及熟談早々貸 過候事と相聞得候付、尚又右之趣申渡候間、得と相弁当時ゟ 不申者共も有之段、全申渡候趣ヲ心得違罷在、 貸付等閑ニ打

張得共相済不申、身元改御願申上侯処、猶又此節御糺之上ィ仙差上侯積りニ侯、且右之節渡辺新右衛門方先達而ィ仙両と書上 右之通被仰渡候付、外方一統御請致印形候、依之明朔日御断書 前書上候様被仰渡、是又承知仕候、右御請書仍如件 右御口上ニ而被仰出候趣承知仕候、是迄諸家方へ貸付候分御名

五月朔日晴天 肥後米節句休銀ウゝツサ厘イ入金サシツゝサ厘イ入 昼同事 サ舟|両ニ而|御聞済有之候五百)

今朝御礼無御座候、 帰坂為悦孫兵衛今日罷出候 乍然笠間御屋敷へ者種村氏、 渡部氏讃州ゟ 下シ番手前

当番也 当月御月番佐野備後守様、御金奉行本多喜三郎様、

一今朝鱠大根 今朝六ツ時天満組屋敷安井新十郎殿裏隠居出火有之、 汁常之通 ではな 昼汁大根葉 夜酒肴鯛子 焼物 物育調 計切 右限りニ

而 火鎮り申候、 酒三升并握飯一重、 依之見舞左之通 煮染一重 安井氏

> 酒三升宛 河方 由比 安東江

明後三日渡り御為替金銀為同文次郎罷出候処、三組江定式銀高 則割合後明書付御月番江差上申候、且先月十八日上納相済候御 舟〆ゝ、臨時六十日限二朱判野仙サ舟両御渡被下侯段被仰渡侯:(言重日) 納札三通御月番江差上申候、御書替手前江持帰り候 右之通差送り、猶又御見舞申候

融通一件、本店返答書今日差上左之通

乍憚口上

昨晦日被召寄御書付ヲ以先達而為金銀融通結構之御趣意ヲ以 私義呉服商売仕罷在候処、近年甚不操合ニ付、商売物仕込金 御用金被為仰渡、右金高直ニ其本人エ永久御貸付ニ被為仰付 此末随分操合勘弁仕、少も貯金出来仕候ハ、其節者無油断御 も他借等仕相挊居申候仕合ニ而、当時金子甚払底ニ御座候故、 哉、委細書上可仕旨被仰付奉畏候、先達而追々奉申上候通、 難有御請奉申上候処、右金子貸渡候哉未何方エ も貸シ不申候 宜被仰上可被下候、此段口上書ヲ以御断奉申上候、已上 諸家方五貸渡候様可仕候、右之通聊相違無御座候間、右之趣 未何方エも一切貸付不申候、当時殊之外逼迫仕罷在候得共、

天明六年午 五月朔日

惣御年寄中様

右之通相認、

久兵衛持参差上申候処、

越後屋八郎右衛門 兵

衛

何れも御詰合無之候間、

申候、且右奥次郎殿事大坂立初而罷下り被申候間、万端心添呉度段御頼之由ニ而、則皆弐朱判ウシマ両之御三判手形一通下り改障御請取被成候上、此方立御渡例之通為替ニ而為御取登被成故障御請取被成候付、御蔵手代椹奥次郎殿罷下り被申、無何金蔵ゟ御請取被成候付、御蔵手代椹奥次郎殿罷下り被申、無一京都店本状昨日到来、二条御蔵御入用金ウシマ両当月三日当地一意置罷帰り候様下役中被仰聞差上罷帰り候

之右目録今日久次郎持参差上申候肴一折差上申候、尤此料金マ舟疋、尤京都ゟ恐悦御状下ル、依肴一折差上申候、尤此料金マ舟疋、尤京都ゟ恐悦御状下ル、依御男子様御出生被遊候由ニ付、右之趣京都江申遣、為御祝儀御一佐野備後守様若殿与八郎様御奥様於江戸表三月廿八日御安産、

候様、訳而 御頼之由申来り候

り申候、尤座敷向台所表門は別条無之、塀者打崩申候、就右見今暮半時過天満西町牧野判四郎殿屋敷長屋出火有之、無程火鎮替手前立持帰り申候

一酒三升、握飯一重、煮染一重 牧野平左衛門殿口

舞左之诵

右之通差送り猶又御見舞申候、尤牧判、牧平親類之由候一酒三升宛(安井、河方、由比、安東江

五月三日 晴天 金サシマゝチ入ウ厘ウ入 屋ウ入

が銀舟がゝ渡り 内セシゲゝ小玉 八月六日上納(盲貫目)(三十貫目)(四十四貫五百日)(四十四貫五百日)(四十四貫五日)(四十四貫五百日)(四十四貫五百日)(四十四貫五百日)(四十四貫五日)(四十四貫五日)(四十四十四月四日)(四十四月四日)(四十四月四日)(四十四月)

〆皆弐朱判野仙サ舟両 上納七月六日
「二千五百」
上同マ舟

上田組

二条卸號方卸青仪式卡列方工可基度;15新月股分用联文章即青日江戸上納相済候御納札引替も相済申候日江戸上納相済候御納札引替も相済申候、尤先月十八右之通無故障請取申候付例之通為御届相廻り申候、尤先月十八

十差送り申候申候、尤御同人御用向相済今夕舟ニ御帰京ニ付、為餞別饅頭五申候、尤御同人御用向相済今夕舟ニ御帰京ニ付、為餞別饅頭五取、直ニ手前立為替御頼被成候付、例之通御三判手形ヲ以請取工条御蔵方御請取弐朱判ウシマ両椹奥右衛門殿今朝無故障御請一二条御蔵方御請取弐朱判ウシマ両椹奥右衛門殿今朝無故障御請

今初夜半時立売堀阿波橋北江入町出火在之候処、

無程火鎮り申

五月四日 晴天 金サシツゝゟサ厘 昼サ厘ゟイ入

阿部能登守様御家中村田権左衛門殿、島村新兵衛殿御事、先月

又参上御断可申上旨程能申達罷帰り候

舟両御調達之儀御頼被申入候、返済之儀者九月、十月両度ニ無相 当節句前払方差詰申候、依之何共申兼候得共、当時金高ィ仙サ秋収納迄之所取続難出来、其上臨時物入等相嵩致難渋、差当り 共、一昨年砂降領分大損毛、又候去年凶作ニ而必至と差支、 成候上、 龍門御上下一具宛御到来被遊并孫七郎五給帯地二筋御差越、孫 廿三日御出京、八郎右衛門様、三郎助様、元之助様石為御土産 取敢御断申達、御意重ク御座候条罷帰り主人共江申聞候上、 罷登候、右両人も何分宜御頼申入候様申之候段御演説ニ付、不 支度致候処、時候相中其上差懸り候用向出来、不得止事拙者共 上京御頼可申筈此節公用ニ相懸り大坂難相離、万太夫上京之積 違返済可致候、此段宜御頼申入候様能登守被申付候、弾右衛門 同忝存候、是迄何角御無沙汰申置候上御頼申入候も気毒存候得 書認遣、清太郎御旅宿江罷越懸御目候処、御酒御吸物御差出被 右御屋敷ជ罷出不申候付、致不快分同役共参上為致 可 申 旨 返 候様被仰聞候処、同人儀此節大坂店勤番ニ罷越、勿論於大坂表 七郎エ 御面談被成度候之間、木屋町三条上ル町御旅宿エ 罷越呉 御而人被仰聞候者、 年来旦那方勝手向御世話相成**、** 当

> 両元利引継候而金高ツ舟両来ル十月切利足月イ歩イ之積り御用二付、夫ゟ日々旅宿立清太郎参上、段々御懸合申、前件舟サシニ付、夫ゟ日々旅宿立清太郎参上、段々御懸合申、前件舟サシ支可申哉ニ付、詰り之所、ツ州両ハ調達不致候半而者相済申間敷 高セ舟両御請可申上旨、先月廿七日清太郎参上御返答申上候得(二百) (11百) 右御頼一件主中様方江申上、何れも相談之上何れニ素手ニ而 而御断申切候ハ、気障りにも可相成、其上当冬御渡シ物等ニ差 達申積り御対談相済申候 段申来り候 御聞済無之候付、猶又何れも及相談候之処、強而右之通

右御用談相済候付、 右御両人ゟ先月廿八日清太郎立生肴一籠致到来候 為餞別左之诵 御両人共先月晦日夕舟ニ御帰坂被成候付、

ゟ壱通、清太郎ゟ同一通、 右之通差送り候段申来り、着坂着悦状主中様方よ一通、 出ニ付着坂悦旁差下申候 数寄屋縮一反宛 主中様方ゟ 是者清太郎宅立権左衛門殿為挨拶御 | 多葉粉入五ツ | 扇子十本入一箱宛 孫七郎ゟ 孫七郎

両之内当五月切舟サシ両去十二月ゟ当五月迄之元利引継残金相右之通御対談相済候間、御屋敷ゟ御案内次第此度新調達金ツ舟 納舟サシ両之御証文差戻シ、改金ツ舟両之御証文申請候様本状(百五十) ゟ申来り候 御屋敷ゟ御案内次第此度新調達金ッ舟(四百)

右之通申来り有之候処、昨夕方村田権左衛門殿、島村新兵衛殿を

連名ニ而 差送り候

右旅宿見舞為着悦左之通 右之通差送□候、尤清太郎儀是迄右御屋敷江罷出不申候得共、何 生肴一折両人宛 主中様方の 向後毎度罷出不申候而は相成申間敷ニ付、 一干菓子一箱

帰り候、然ル処八ツ半時過下役衆前件金ツ舟両之御証文御持参シ両、銀カゝ引替相渡呉候様被仰聞候ニ付、承知之段御請申罷+); 「〈元冬)」「「1~」; 」: 「一~」)。 自是証文為持遣シ可申候、其節下地之舟サシ両証文残金野舟ツ) 自是証文為持遣シ可申候、其節下地之舟サシ両証文残金野舟ツ 殿御逢一通り御挨拶有之、右証文未御印形相揃不申候間、後刻 致取引具候様被仰聞候付**、** 則久次郎懸御目候之処、彼是世話之

預り申金子之事

段御挨拶之上左之通

金四百両者

此利月壱歩壱定

但文字金也

州知行所物成、米代を以元利無相違急度返済可申候、為其仍如件 右者阿部能登守為要用預り申所実正也、返済之儀は当十月限摂

天明六丙 午年五月

島村新 村田権左衛門印 原田五左衛門印 兵衛印

孫右衛門印

三井次郎右衛門殿 三井三郎 三井八郎右衛門殿 助 殿

> 三 井 元之 助

殿

前書之通相違無之候、以上

平田弾右衛門印 村田万太夫印

き 金セ舟ツシ両と銀カト御渡申、則利足青又赤…… (二百四十) (六匁) 右之通御証文御渡被成候付、当五月切舟サシ両御証文返上并正右之通御証文御渡被成候付、当五月切舟サシ両御証文返上并正右之通御証文御渡を成候付、当五月切舟サシにがある。

覚

金百五拾九両三歩 永百五拾文

内

金百五拾兩

金九両三歩 永百五十文 月壱歩壱六ケ月分右之利巳十二月ゟ午五月迄 元金

ď

右者調達金元利御返済被下慥請取申候、以上

午五月

杉本久次郎印

夕田弥太兵衛殿

口 大 助殿

右之通相認遣取引相済候付、 則今夕京都店立本状ゟ委細及通達

寺井瀬兵衛儀、当地井若山御用向ニ付、今昼舟ニ罷下り無難八 ツ時過致着坂候

396

心有之候、

則割合左之通

サ毛引下ケサシツゝイ入セ厘サ毛替書上相庭サシツゝイ入マ厘之所

五月五日 天気風立 諸相場休日

今朝御礼久次郎、 分夫々相廻り申候 文次郎罷出御両殿并 御金方天満与力衆勤方之

笠間御屋敷江孫兵衛、 森繁平殿江今日瀬兵衛罷出、融通一件上ケ物并森印江挨拶之品も 瀬兵衛、文次郎罷出候

今朝汁ふき 持参差送り、 平 か 竹昆焼 ソ 子布 う ふ 猶又本店筋右一件内意等申込候事 昼汁鱧 鱠 大根 根 平鱧てんふら

酒有

五月六日 晴天 米相庭休 銭チゝウ入也 会サシツゝイ入

今朝西方寺五半兵衛参詣ス

上島太郎兵衛事当地并紀州御用向ニ付昨夕舟ニ罷下り、 難到着、猶又瀬兵衛と万端示合有之候 今朝無

今日御金方ゟ手前、十人組并十人両替御呼出有之、五月十六日 相調御座候間、皆弐朱判上納被仰付被下候様御願申上候処、 納可致候、追而右願書差出可申旨被仰付候、彼是押合候上不得 御金方江右体之儀相届不申候付、此度は弐朱判弐割半差之積上 上納之積金高工仙両、弐朱判弐割半差之積御買上入札被仰付候 止事三組割合ニ申談、十人両替方は日々相庭書上乍致不念之段 即答申上候は、先達而弐朱判無差別と被仰出候付、小判難

> 一金高ヱ仙両(七千) 内イ仙ヱ舟両 イルエ舟両

今晚店寄会相勤、猶又取締之儀申談候上、井上氏勤柄行作等之 仁今夕相招右取替銀済方之儀其外行作不宜候段も申談候処、 申仁於表向不行儀之事共有之、且取替銀も余程有之候付、右之 儀も孫七郎ゟ申談、将又店出入医師之内導引菅田改吉田兵部と 右之通不得止事御請申上、 則一同請書差上申

天気 昼ツゝサ厘ゟイ入 後急度相改可申旨申之罷帰り候

七ツ時ゟ曇 筑前米サシセンサ入銀 今日を建替銀チンチ入カエ厘ス 金サシツンイセ入 尽

五月七日

今朝六ツ半時備後町堺筋東江入北側畳屋二階ゟ出火有之候処、 右家限りニ而火鎮り申候、尤四町目手前抱屋敷風脇ニ而別条無

今日佐野備後守様於御屋敷種村定右衛門殿御振舞有之候付、

手前ゟ瀬兵衛、

文

分而御懇

之候

為御取持鴻池善右衛門殿并同所名代利兵衛、 次郎御頼ニ付罷越候、尤瀬兵衛初而御目見被仰付、 意有之候、夜八ツ時前首尾能相勤罷帰り候

五月八日 雨降 筑前米サシセゝツ入 銭チゝチ入ヱチ厘 金サシツゝイ入ゟサ厘 尽 昼ツゝサ Ĺ

奥村次右衛門先頃ゟ不快罷在候処、 一両日別而相勝レ不申候付

一上島太郎兵衛、寺井瀬兵衛今昼時出立、紀州江罷下り申候京都ゟ西三省様并本店田中嘉右衛門為見舞罷下り被申侯

知月九日 晴天 金サシマゝチ入 昼同事 銀チゝチ入エチ厘

候、依之右之趣京都江申遣候と、依之右之趣京都江申遣候、依之右之趣京都江申遣候、尤御同人御事来ル十四日朝御出立陸地御旅行之積八幡江御候、尤御同人御事来ル十四日朝御出立陸地御旅行之積八幡江御候、尤御同人御事来ル十四日朝御出立陸地御旅行之積八幡江御候、北御司人御事離州ゟ一昨七日御無難御帰坂ニ付為悦鱣三雙主井上伊織殿御事讃州ゟ一昨七日御無難御帰坂ニ付為悦鱣三雙主井上伊織殿御事讃州ゟ一昨七日御無難御帰坂ニ付為悦鱣三雙主井上伊織殿御事讃州ゟ一昨七日御無難御帰坂ニ付為悦鱣三雙主

出、京都江宣敷申遣候様森氏御申聞被成候 正右披露状一所ニ今日久次郎持参差上申候処、厚ク御挨拶被仰 で右披露状一所ニ今日久次郎持参差上申候処、厚ク御挨拶被仰 に三百) と趣京都立も及通達、彼地ゟ恐悦状取寄為御祝儀御肴料金マ舟 に図り と趣京都立も及通達、彼地ゟ恐悦状取寄為御祝儀御肴料金マ舟 に回り に回り に回り に回り にののでは、関流ニも相成不申、則右 にののでは、関流ニも相成不申、則右 にののでは、関係とのでは、関係とのでは、関係とのでは、 にののでは、 にのでは、 にのいでは、 にののでは、 にののではのでは、 にののでは、 にのでは、 にのでは、 にののでは、 にののではのでは、 にのでは、 にののでは、 にののでは、 にののでは、 にのでは、 にのでは、 にのではのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのではのでは、 にので

井口、山中、宅々なも入来有之候田中嘉右衛門御用向ニ付出坂之由ニ而本店庄太郎同道入来、并

五月十日 - 雨降 - 金サシマゝウ入サ厘ゟツゝ - 昼同

一舟ゝ シゝ サシサゝセ入セ厘 セシゝ セシゝ セシゝ セシカゝチ入平井清左衛門内請取 グサ舟マシエトセ厘(五百三十七匁二) 堺屋与次兵衛内請取 天満屋内請取 出入儀兵衛内請取 三好門兵衛内請取 和勢屋新兵衛内請取 中川新七皆済 当五月節季取立 セ舟く シゝ シゝ セ セ シサゝ シゝ和勢屋仁兵衛内請取 一シゝ鍵屋多兵衛内請! シゝ出入卯兵衛内請取 出入又兵衛内請取 出入平兵衛内請取 布屋弥兵衛内請取 石井遊野内請取

右之通取立申候

番ニ致置可申候、已後之所者組々別証文ニ致可遣候間、此段兼候得共、先御為替方上席ニ可有之儀ニ候、併此度之所者入札順処、十人両替者御金方御支配ニ無之候付、何れ共急度難被仰付処、十人両替ゟ相認差上候付、為御伺御金方エ久次郎罷出候此度御買上金上納証文順席之儀、十人両替之方御為替方ゟ上席

而 森繁平殿江 向先内意申込候積候 見得申候付、 十人両替三番右之通ニ候得共、兎角十人両替上席ニ可相成趣相 相心得候様被仰渡候、尤此度之入札手前一番、 猶相談之上迚も之儀聢と相糺置可然哉、 十人組二番、 依之近々

而

五月十一日 天気 筑前米サシセゝエ入銀チンチ入エチ厘の大力を受ける。

抱屋敷之内古手町、 廻り申候 玉水町、 一通り孫七郎見廻り候得とも、猶又今日半兵衛、 糀町、 京町堀、奈良屋町、 梶木町、 斎藤町、 山本町、 江戸堀一町目、 二町目、 四郎兵衛町先達而 彦次郎同道相

五月十二日 天気 筑前米サシセゝサ入銭チゝチ入サカ厘 昼同

今日相記候儀無之候

五月十三日 天気 筑前米サシセゝカ入 銭チゝチ入ゟサ厘 金サシマゝチ入サ厘 昼ウ入ゟマ厘

井上伊織殿事弥明朝出立八幡御参詣、 分京都江 宜申遣候様被仰聞候、 て今日久次郎持参差送り申候処、 京被成候付、 京都ゟ差図之通り銘酒三升入一樽、 尤兼而陸地御旅行御積り候処、 御逢御叮嚀御挨拶被仰聞、 十四日夕伏見御泊り御上 白縄巻樽ニし 何

> 段福井弥十郎殿御咄被成候、 俄ニ陸地相止、 明朝御乗船、 依之右之趣京都江本状出口走りニ 八幡御参詣、伏見御泊りニ相成侯

上島太郎兵衛、 可申と之御事ニ侯、依之上島太郎兵衛儀直ニ今夕乗船致帰京侯、 申遣候、 尤彼地願込之様子至極宜、何れニ近々御様子吉左右相知レ 富士見酒ヲ三千年酒と致改名遣候事但右銘酒之儀余り宜酒無之候付、不得止 寺井瀬兵衛、紀州御用向相済、今日無難致帰坂

日於大坂今宮神事并有気被相祝候付用事有之、 ニ付右上島氏同船ニ而致帰京候、 且田中嘉右衛門儀奥村氏病気見舞旁罷下り居候処、病人も順快 寺井瀬兵衛儀者種村氏当十五 其上森繁平殿

寺井瀬兵衛并竹内文次郎、笠間御屋敷工罷越ス も引合之用事有之候付、今暫逗留ス

今般御買上金之内弐朱判之方今日於銀座包立候付、 藤次郎持参、

右同断後藤方包立役人今十三日昼舟に罷下、 包立無故障相済申候 付、 右旅宿上町岩田屋伝兵衛方工為挨拶藤次郎遣

明十四日包立候答

ス

五月十四日 曇天

朝之内小雨 筑前米サシセゝエ入 銭チゝチ入イセ厘 金サシマゝチ入サチ厘

御買上金今日後藤旅宿上町岩田屋伝兵衛於宅包立無故障相済申 尤先格之通為挨拶虎屋饅頭百入一折遣ス、 且手前ゟ藤次郎

明後十六日御為替渡り高為伺久次郎罷出候処、 仲間江 銀舟〆ゝ(百貫目)

罷越ス

鮒雀焼

ふの焼玉子

御渡被下候様被仰渡候付、割合書付後明書付并先月廿六日当月 持帰り候 六日江戸上納相済候御納札七通御月番五差上、 御書替十人組工

明後十六日納金銀左之通

銀サン (百三十三) (一) (五匁) (百三十三) (一)

京愛岩山感徳院拝借金 去巳年分返納

銀チ〆カ舟ゝ(八貫六百目)

一金サシ両(五十)

去巳年分 京漆問屋冥加金

京造酒屋冥加銀

去巳年分

右金銀今昼舟ニ京都店深井助九郎井出入男吉兵衛持下り、 無難今八ツ半時致着候 舟中

五月十五日 曇天 折々小雨 筑前米サシセゝヱ入銭チゝチ入マツ厘〜ウ入ゟセ厘 昼ウ入チ犀

種村定右衛門殿御事於大坂今宮神事并有気相祝被申候付、 中様方并三ヶ津名代共ゟ祝物左之通 惣主

二見軽台

定紋付塗盃添京る下ル金銀土器并

鯖酢一桶 竹子拾五本

> ふくめ ふくの皮煮付

ふく溜

ふき 右ふ七種於大坂台ニ組器物具縣

右之通今日瀬兵衛、文次郎持参、主中様方御口上取繕差送り御 生鯛一折 大坂調

今朝御礼久次郎罷出候、尤今日小田切様御屋敷江御城代様被為 取持申上候、尤孫兵衛不快不罷出候

明日渡御為替証文且京都御役所納金銀証文両通御月番江差上、 入候付、東様御方御礼不被為請候

御書替十人組工 持帰ル

右之節先月廿六日当月六日江戸上納相済候御納札之内、 り有之候付御断書左之通 御印移

当午四月廿六日上納之内銀高九貫六百八拾五匁四分九厘七毛 御差支之儀御座候ハ、其節於江戸表御認替願上引替候様可仕 文しみ御座候得共、其侭御請取置被下候間、自然御勘定之節 之御証文御印移り、同五月六日上納之内銀高六拾貫目之御証

候、為其仍如件 午五月十四日

杉本久次郎印

右之通断書相認差上引替相済申候

太田検校殿事、昨昼舟ニ罷下り被申候事

五月十六日 雨天 筑前米休日 銭チゝチ入マ厘 金サシマゝウ入ウ厘ツゝ 昼ウ入

今朝御為替銀請取御買上金上納且又京都御役所納金銀等久次郎

請取、定式御為替銀舟〆ゝ三組エ是又無故障請取申候、 持参無故障相納、 (百貫目)(百貫目) 則割合

〆銀舟〆ゝ渡り高(百貫目) 一ツシカ〆ゝ(四十六貫目) 手前 高 内小玉銀セシ〆ゝ 上納八月十八日手前 一(十貫五百目) 上田組ツシマダサ舟ゝ 上田組ツシマダサ舟ゝ 十人組ツシマダカ舟ゝ 十人組

右之通無故障請取申候付、例之通為御届相廻り候

左之通

寺井瀬兵衛、竹内文次郎、種村氏11 昨日之為挨拶罷越候、瀬兵衛 京都御役所納金銀御納札両通今夕差登せ可申処、大雨ニ付出舟 儀者夫ゟ森繁平殿エ参り、本店融通一件御礼等之儀及内談候 無之候付、出舟次第明昼舟夜舟之内見合為差登申積りニ候

当午年中御為替ニ相渡り候小玉銀、丁銀ニ振替上納仕段於江戸 表御願申上候処、願之通被仰付候旨十人組朮申来り候付、

地御金方江御届申上、左之通

当午正月十六日渡りゟ追々奉請取候定式御為替銀高之内、小 表奉願上候処、願之通被為仰渡候付、当四月十八日上納御証 玉銀当年中奉請取候分丁銀ニ振替上納仕度段、例之通於江戸

文ニ小玉銀無御座候、清水様御銀之分者丁銀、小玉共上納仕

候儀ニ御座候、右之段御断奉申上候、以上 午五月十六日 杉本久次郎印

+人組名代 中人組名代 山本彦四郎印上田組名代

右之通相認御届申上置候

五月十七日 雷雨降 6

本店融通一件御礼之儀森氏エ瀬兵衛及内談候処、不及其儀事ニ 今暁寅刻長堀問屋橋北詰西角浜納屋材木置場ゟ出火、 火移候而家数四五軒焼失、六ツ半時火鎮り申候 筑前米休日 銭チゝチ入セマ厘 金サシマゝウ入チウ厘 本家建立

御紋付数寄屋縮五端、内浅黄二反、玉子一反、 御肴代金サ仙疋、尤縮未出来不致候付、今日ハ目録 島二反

候付、猶又内談之上左之通

候得共、夫ニ而ハ気済不致候ハ、軽クして内々差出可申旨被申

森印 定紋付同二反、御肴代サ仙疋、且御内証御子息に数寄 而差上置、追而出来次第差上候積、金方直納

屋縮一反宛 但縮之方跡ゟ金方直渡

及申御為替方上席可有之候、併表向御申立候ハヽ、此方ゟ御金 有之候、扨又右之節御為替組、十人両替順席之儀申込候之処、 不 右之通今日瀬兵衛持参、繁平殿立懸御目差上候処、 厚ク御挨拶

杉本久次郎で可申談と被申聞候、右之外光林屋敷、 方紅申達候様可致候得共、 被相尋侯ハヽ何時ニても御為替方上席之段可申達旨、猶此儀 内々之取計ニ候ハ、御金方ゟ此元エ 鴻池縁談之

儀等色々之御咄有之候由

融通筋一件ニ付残御用人、与力三人に左之通 金ィ仙疋宛 勝浦恒右衛門殿 福島台右衛門殿 差送り、本店二ツ割次郎右衛門様御連名ニ而此両人ハ八郎右衛門様、

一金サ舟疋宛 (五百) 懸り与力衆 松井官左衛門殿五 安井新十郎殿

安東丈之助殿 此間本店ゟ差送り候由一名、八郎右衛門様分は此三人ハ次郎右衛門様御

寺井瀬兵衛儀、紀州、 右之通口上書相認、久次郎持参差送り申候 笠間、森氏対談筋相済候付、今夕舟ニ致

京都御役所納金銀御納札両通助九郎并出入吉兵衛為持、寺井氏 同舟ニ而 為差登申候

帰京候

五月十八日 天気 筑前米サシセゝ也 銭チゝチ入マツ厘 金サシマゝウ入サ厘ツゝ 昼同事

御益様御儀被遊御安産御女子様御出生、 ゟ申来り候付、則右御歓状今夕為差登申候 立被遊候間、 九郎右衛門様、伝蔵様宛御悦状差上可申旨京都店 御二方共御機嫌克御肥

松浦弥二郎殿御事当地并伏見御用向有之候付、今十八日京都御

出立、伏見御用向相済次第十九日夕舟ニ御出坂可被成候間、 坂御逗留中先格之通相勤可申旨京都店ゟ申来り候

五月十九日 晴天 筑前米サシセゝイ入 銭チゝチ入ゟイ厘 金サシマゝウ入サ厘 昼同事

笠間御屋敷立文次郎御見舞申候 太田検校殿御事何角之為挨拶御出被成候

五月廿日 八ツ時ゟ雨降 曇天 筑前米サシセゝイ入銭チゝヱ入ウ厘チ入のサシマゝウ入ウ厘ツゝ

松浦弥二郎殿御事今朝京橋二町目会所立御着坂之段、一ツ橋様 御用達播磨屋仁兵衛ゟ為相知申候付、主中様方口上取繕、生肴 折今日文次郎持参差送り申候

孫七郎今朝ゟ伊丹江罷越、 右御同人今日店麦工御入来、何れも懸御目候 七ツ時前致帰店候

五月廿一日 曇天 折々晴 筑前米サシセゝツ入銭チゝヱ入ヱチ厘 金サシツゝイ入ゟサ厘 昼同事

目)ま「ほこうな」またが、「「ここ」には、明後廿三日御為替渡り為伺、久次郎罷出候之処、明後廿三日御為替渡り為伺、久次郎罷出候之処、 松浦弥二郎殿江着坂為悦今日久次郎罷越侯 ^ 御渡可被下旨被仰渡侯、則割合後明書付御月番!! 差上申侯 仲間江 銀舟〆 (音質

今朝津久井武兵衛殿店表立入来、後刻種村定右衛門殿御入来可

大

石之通為持差送り、 | 同三本入箱入

猶又為御暇乞罷越候

渡辺氏 種村氏

ΠÜ

差送9候 太田検校殿 永松伊兵衛殿

有馬花山椒二曲団扇七本箱入

扇子五本一包 但於京都料物ニ御肴一折

津久井氏無程御帰り被成候、種村御氏八ツ時御入来ニ付店座敷 被成候間、 御通シ申、支度酒等差出シ、孫兵衛、文次郎御挨拶申候、 尤家 軽キ支度差出シ呉侯様被仰聞侯付、御請申上侯、 尤

村田万太夫殿御子息権左衛門殿死去之段承候付、 太夫殿方立久次郎罷越候 為御悔今日万

来衆エ も支度酒差出申候

五月廿二日 折 7々雨降 曇天 筑前米サシセ^サ入 銭チ^エ入エチ厘 金サシツ^イ入ゟサ厘 昼同事ゟセ入

明日渡御為替銀証文久次郎持参御月番江差上、

御書替者 上田組

今夜亥刻天満天神正遷宮有之候、井座磨末社稲荷遷宮、且博労町 之社も今日遷宮有之候、何れも相応ニ参詣有之候 持帰り申候

種村定右衛門殿、渡辺九蔵殿御事当地御用向相済、 ク候而も京都御着之積り御登り被成候、尤太田検校殿も御一所 出立、昼七ツ前後御乗舟、山崎ゟ御揚長岡天神江御参詣、 御登被成候、依之大坂名代ゟ餞別左之通 御参詣、廿四日夜伏見御泊、翌廿五日宇治江御廻り、 明廿三日御 同日遅 乙訓

> 五月廿三日 雨降 筑前米サシセゝサ入銭チゝエ入チウ厘 昼イ入マ厘

(四十六貫目) ツシマグサ州 > 今朝御為替銀為請取久次郎罷出左之通

ツシカ〆ゝ(四十六貫目)

十人組

シメサ舟ゝ一(十貫五百目)

〆銀舟〆ゝ渡り高(五貫目) 右之通無故障請取申候付、為御届例之通相廻り申候 内セシ〆ゝ小玉(二十貫目) 八月廿六日上納 上田組

種村氏、渡辺氏并太田氏共弥今八ッ時御乗船被成候付、舟場迄 今日店影待相祝候、茶食 山崎迄罷越候積りニ候、尤京都ゟ為御出迎山崎江五十川清太郎 孫兵衛御見送り申、文次郎儀は鯛魴味噌濱一桶持参致御供、先 文次郎相談之上文次郎儀京都迄も致御供可罷越哉、又は山崎限 罷出候積り之段、兼而京都ゟ申来り有之候付、於山崎清太郎、 ニ而罷帰り可申哉、 兎角山崎之模様次第ニ両人相談之上相極申 汁もそく 平ひりやうす 肴黄身

井上伊織殿御事、 積りニ而罷越候 当月九日京都御出立御帰府被成候段、 此間京

都店ゟ申来り候

今日相記候用向無之候

五月廿四日

天気

筑前米サシセ>セ入 銭チゝヱ入チウ厘 金サシツゝマ入サ厘ゟセ入

昼セ入セ

403

渡部新右衛門ゟ廻文来ル

五月廿五日 晴天 金サシツゝセ入サ厘 昼同事

清太郎、文次郎も致御供、京都迄罷越申候所、御着早ク御座候付俄ニ宇治御泊りニ相成候、翌廿五日同候所、御着早ク御座候付俄ニ宇治御泊りニ相成候、翌廿五日同候所、御着早ク御座候付俄ニ宇治御泊り二相成候、翌廿五日同候所、御着早ク御座候付俄ニ宇治御泊りニ相成候、翌廿五日同候、夫相待居候処、昨廿四日朝五ツ時前着舟、久々ニ而懸御目候、夫相待居候処、昨廿四日朝五ツ時前着舟、久々ニ而懸御目候、夫相待居候処、昨廿四日朝五ツ時前着舟、久々ニ而懸御目候、元十川清太郎、重村氏為出迎橋本ゟ山崎江相廻り、同所ニ止宿

笠間御屋敷三軒五一本宛差送申候一初鰹出候付御両殿五二本宛、両御家老衆三軒、同御用人衆四軒、

不怪致群集候事同右同断、段尻噺子抔も有之、参詣人日之内ハ勿論、夜分迄も同右同断、段尻噺子抔も有之、参詣人日之内ハ勿論、夜分迄もり物俄ねり物、夜分者大坂中一同家並高挑燈差出、浜側橋々一天満天神正遷宮御座候而、今日は天気も宜参詣夥敷、諸方ニ作

今日道明寺代参庄次郎、供男又兵衛罷越ス

五月廿六日 天気 金サシツゝセスセマ厘 昼同事

明後廿八日北野播宇於座敷伊勢講相勤申候段、当番林源兵衛、喜三郎参詣ス喜三郎参詣ス

五月廿七日 晴天 金サシツゝイ入チウ厘 昼セ入サ厘

兵衛ニ為持京都店互為差登申候参候付、御同人互致進上候積りニ而、生鰹五本陸地走り出入儀出不申候、然ル処一昨日ゟ出申、今日二番鰹之由ニ而肴屋致持種村定右衛門殿、大坂御逗留中生鰹御所望被成候処、未其節者

重今日致到来候付、為御礼久次郎分罷越松浦弥二郎殿ゟ見世中江為見舞滐代寺蕎麦、組肴一重、切作

五月廿八日 晴天 金サシツトセ入イ厘 昼セ入ツサ厘

立申遣候 御妹御縁組御願之通被仰出候段為相知来り候付、則右之趣京都御妹御縁組御願之通被仰出候段為相知来り候付、則右之趣京都一戸川鉄蔵様当地用達佃屋吉兵衛方ゟ今般鉄蔵様江 片桐石見守様

衛、吉次郎罷越被申候一伊勢講立孫兵衛、半兵衛、久次郎罷越、本店ゟ庄右衛門、藤兵一孫七郎、今日住吉御田植并堺生船為見物罷越、暮時過罷帰り候

筑前米サシイゝチ入 銀チゝヱ入チ厘 金サシツゝセ入サ厘 昼同車

次郎、文次郎ゟ手紙相添差送り申候一松浦弥二郎殿立一昨日到来物為挨拶生鰹二本、今日孫兵衛、久

中聞候付、

右御証文之写両通差出、

猶御仕組置被下候様相頼、

六月朔日 曇天 筑前米休日 銭チゝヱ入ウ厘 金サシツゝセ入サ厘 昼同事

今朝御礼久次郎罷出申候

今朝鱠しそう 汁な 当月御月番小田切土佐守様、 竹内文次郎、種村氏勤方相済昨夕舟ニ罷下り、 松浦弥二郎殿御事当地御用向相済、 候、尤下シ番手前也 候、尤御持分於南御宅御酒被下置候上、御上下一具致拝領候 候、尤於京都主中様方店々エ当春御役替被仰付候為御礼相廻り 三日伏見御泊り、四日大津御着之御積り御登り被成候、 ・ 平焼とうふ 御金奉行寺尾善左衛門様御勤被遊 昼汁ふき 明朝陸地御旅行枚方御泊、 焼物あし 今朝無難致帰坂 女 夜 育 積長いも も 依之名

代共暇乞相勤軽キ煮肴一折差送り申候

六月二日 雨降 カ々晴 咡 筑前米サシイゝチ入 銭チゝチ入イ厘 金サシツゝセ入マ厘 昼セ入ツサ厘

二而 昨日井川善助店ゟ申来り候は、 五 致面談候処、已来御印之方弐朱之利付、質米之方壱朱之利付 米年賦証文差出候様申越候付、今日久次郎并新太郎罷越、 相尋候処、 之衆中御印形被成侯段申聞候付、 下地之御証文御用ひ此度御継紙被成、 今日は御用多候間、 加州御屋敷江貸付有之候御印質 来ル六日四ツ時又々罷越候様被 直ニ今日御継紙被成下候哉と 当時御役人御仕法 善助

> 年々利足計御渡被成候御積り之由、猶存寄有之候ハヽ追而相願 可然旨被申聞候付、程能及挨拶引取申候

扨御元入之儀相尋候処、此儀当時ニてハ一向相分り不申候、

勝手相直り候ハ、御繰合次第相渡り可申哉、

先当時之姿ニて

右之利足算用於此方致見候処、 御印方

左之通

一ケ年利足サダマ舟セシセト残銀セ舟カシカダ舟ト 年(三百六十六貫百匁) (年セ朱(三歩)

米質方 、利足計シツ〆サ舟マシサゝツ入ウ厘(十四貫五百三十五匁四分九)(十四貫五百三十五匁四分九)(九貫二百十三匁四分九)(九貫二百十三匁四分九)(九貫二百十三匁四分九)(九百二十一貫三百四十八匁九分九)(九) 年イ朱(一歩)

尋申積りニ候、依之右之趣京都店にも委細及通達候 印ゟ之移りニても有之、右之通宜相成候儀と存候付、猶又近 日牧印工久次郎罷越候而、 右之通相当り候、右者先達而及承候御仕法ゟ宜相成候付、 右之挨拶且御元入願方等之儀も相

六月三日 雨降 昼 一セ入サ厘 松浦弥二郎殿弥今朝御出立被成候

明後五日渡り御為替為伺文次郎罷出候処、 被下候筈付、 則刻割合書付後明書付等御月番江差上申候、 仲間江 銀舟〆ゝ御渡(百貫目) 且右

今日佐野様於御役所御種人参代金御為替被仰付、 之節先月十八日江戸上納相済候御納札四通御月番江差上、 移り一通有之候付、例格之文言ヲ以御断書差上引替相済申候 替手前互持帰り候、然ル処右御納札之内弐通、墨付一通、 手前請取番ニ 御書 御印

七月廿六日上納 六月三日請取

(一千九十) (二千百五十四) (三)

手前

十人組

一 セ 舟 カ シ ツ 両 セ 歩 (二百六十四) (二) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ) (エ)

上田組

近 申遣主中様方β為祝儀肴代金セ舟疋、名代β守袋一ツ、鰹節本川九十九殿α先達而二才計之男子養子致入家被申候付、京都 入有之候御状ニ付、一所ニ為持遣候 次郎持参差上、外組ゟ罷出不申相済申候、但此義先格ニ而有之由 右之通割合手形差上申候、尤十人組、上田組之手形も一所ニ文 連差送り申候、尤主中様方ゟ之御悦状は京都ゟ御肴一折と認

六月四日 昼時過晴 曇天 筑前米サシイゝチ入銭チゝヱ入ウ厘チ入 昼セ入ツサ厘

> 明日渡御為替証文今日文次郎持参御月番江差上、 御書替手前五

本川九十九殿御事、御内用有之明朝出立江戸表立罷下り被申候 御餞別も差送り不申候得共、江戸表立 ハ右之趣及通達候 御内用之由ニ付、当地限ニ而京都年不申遺、勿論主中様方ゟ之 付、先格之通為餞別金セ舟疋名代ゟ差送り御暇乞相勤申侯、尤 持帰り申候

六月五日 折々曇小雨 天気 筑前米サシゝセ也 銭チゝヱ入カヱ厘 金サシツゝセ入カ厘 昼セ入マ

> 上田組

〆銀舟〆ゝ内小玉セシ〆ゝ(百貫目) (二十貫目) 上納九月六日

右之通無故障請取申候付、 例之通為御届相廻り申候

六月六日 天気 筑前米サシイゝチ入 銭チゝヱ入カヱ厘 金サシツゝセ入ヱチ厘

加州御印質米手形継紙之儀、当月二日之所:相記有之趣昨夕牧 文次郎出立、南都御役所五手形為引替罷越侯 南都御役所御為替銀三貫六百目、壱貫弐百目、先月廿六日江戸上 此度之引替番手前互相当り候付、外組御納札一所ニ取集、今朝 納無故障相済、御納札右之通二通為差登、外組も同様致到着候、

口氏江孫七郎ゟ内々示合申儀有之候事

野平左衛門殿立久次郎参上委細御咄申、 何等之返答も不申聞候、然ル処其元江直々ニ引合、此度仕法之 然旨牧野氏被申聞候付、今日加州御屋敷江久次郎参上、今日手 右之儀被申聞候節井川善助4 一通り相咄候処、其後未拙者へハ 済候上ニ而宜旨御申聞被成候、右牧野氏御申聞之趣内々井川方 間、暫之所御延引被下候様御断申上候処、左候ハヽ得と引合相 形御継紙被成下候御儀ニ付、今一応井川方エ引合申度儀御座候 れニも井川方ゟ此方へも一応申聞候上、手形継紙被申請候方可 趣継紙致相済候様相成候ハヽ、跡々之為ニ相成申間敷存候、何 登り申候由ニ付、不得止事加州御屋敷江直ニ御断申上候 心得ニ相咄置可申と、久次郎同人方へも参り候処、 折節京都江

六月七日早朝る大雨 筑前米休日 銭チゝヱ入ヱチ厘 金サシツゝセ入カヱ厘

申来り候

今晚当店月並寄会相勤候

仰種人参代金御為替割其外遊金都合皆小判千六百五拾両、 昨夕寄会之節御屋敷方名代大蛇之目傘之儀并居風呂昼時過ゟ初 飛脚便りヲ以京都店エ為差登申候 又秋季ゟ下男一人減シ候而不苦間敷旨申談置候事、 旨、且爰元店ニ是迄消炭一切相見得不申候付、此儀等申談、将 夜四ツ過迄も仕廻不申候付、已後風呂始方昼八ツ半過ゟ始可申 右跡ニ而井 今夕

料理

汁かないも

平割ねる

六月八日 昼半時入止曇 雨天 筑前米サシセゝカ入 銭チゝヱ入ヱチ厘 金サシツゝセ入チ厘 昼マ入サ厘

猶又相賴候処、

先達而

京都御役所御納札引替無滯相済、 今暮時過無難

竹内文次郎儀、

戸崎おいく死去、 致帰坂候 何角兼帯之心持ニ而 差出候 今日葬式有之候、 藤次郎儀内縁も有之候付、

六月九日 天気 七ツ時過ゟ雨天 筑前米サシセゝツ入 銭チゝヱ入ヱチ厘 金サシツゝマ入マツ厘 昼同事

種村定右衛門殿、渡辺九蔵殿御事京都御用向相済、 加納迄罷越候付、 御着府之御積り御帰府被成候、尤為御見送り之儀茶屋鴻池名代 山鉾御覧之上昼時出立、木曽路御旅行道中十四日経、 清太郎儀も不得止事同所迄見送り申積り之段 昨朝祇園会 来ル廿日

今日店々寄会於本店相勤被申候付、孫七郎、 久次郎、文次郎罷出候、 並御寄合之通 差而相替相談も無之候、尤式目京都 焼物うなき 看ふのやき 塩いり肴 孫兵衛、半兵衛、

六月十日 雨降 筑前米サシセンサ入 銭チンチ入イ厘 金サシツンマ入サカ厘

伏見町加賀屋四郎兵衛方江御印セシサ〆ゝ右同町掛屋敷二ケ所(ニ+五貫目)

依之色々懸合見候得共、是非サ〆ゝ致用捨呉候様押而申聞候付、正銀セシ〆ゝ相渡可申候間、残銀サ〆ゝ致用捨呉候様申越候、正銀セシ〆ゝ相渡可申候間、残銀サ〆ゝ致用捨呉候様申越候、為引当請取置候処、右二ケ所此節外方江セシ〆ゝ之家質ニ差入為引当請取置候処、右二ケ所此節外方江セシ〆ゝ之家質ニ差入 之所者 見合可申旨申遣候 有之候間、明日御出訴之儀御見合被下候様申来り候付、先明日 ニ入候而右町内会所ゟ壱人罷越候而、右一件今一応致相談度筋 不得止事明日致出訴候積りニ而、 夫々エ相届置申候処、今夕夜

六月十一日 雨降 筑前米サシマトイ入 銭チトエ入ウ厘チ入 金サシツトマ入カ厘 昼同事

加賀屋四郎兵衛方ゟ手紙ニ而鈴鹿屋和 | 利足請人ニ為致可申候 訴候積り夫々江 相届申候 無覚束、其上利足請人不宜候付不承知之段及則答、弥明日致出 間、家質ニ引直呉候様申越候得共、家質ニ引直候時は布屋済方

六月十二日 四ツ落初夜過ゟ大雨雷鳴 筑前米サシマゝマ入 銭チゝチ入イセ厘 金サシツゝツ入イセ厘 昼同事

加賀屋四郎兵衛方御為替滞銀セシサ〆ゝ弥今日御訟訴申上候、 則願書左之通

乍恐書付を以奉願上候

御為替銀之内銀高弐拾五貫目伏見町加賀屋四郎兵衛、同手代 太助両判手形ヲ以、去巳十月廿日限相究御銀相渡置候処、日限

> 乍恐右之者共被為召出相済候様被為仰下候様奉願上候、以上 相済不申候、尤為引当同町同人家屋敷二ヶ所書入ニ取置申候、 〈明六年午六月十二日 杉本久次郎印 三井組名代 三井組名代 日加賀屋与左衛門儀は請人ニ御座候付、相手取不申候

天明六年午六月十二日 御奉行様

勝手立も為御礼罷出候、 六十限相済可申段土佐守様被仰渡候付、御礼申上退出、即刻御(1旦|晩) 会日は加筆ニ而御済被下候、無程御前に双方被召出御定法之通今日は加筆ニ而御済被下候、無程御前に双方被召出御定法之通 届申上候、則左之通 候と申上候処、然は其趣致加筆可申旨被仰候付、右伹シ書之処 答申上候は、与左衛門儀は家屋敷計之致加判候付、相手取不申 両様之内ニ而相手取相願侯筋ニは無之哉と御尋ニ付、久次郎則 賀屋与左衛門儀家屋敷書入証文ニ致連判罷在候得は、証人加判 右之通相認御願申上候処、阿部領左衛門殿御申聞被成侯者、 且遠国方御役所立先格之通書付相認御

御為替銀之内銀高弐拾五貫目、伏見町加賀屋四郎兵衛、 願上候、依之御届申上候、以上 代太助両判手形ヲ以御銀相渡置侯処、相済不申侯付、今日奉

宛なし

午六月十二日

三井組名代

之候而も書入証文ニ印形有之候上ハ、其方願方次第ニ而連判証 右之通相認差上申候、尤前件加賀屋与左衛門事銀証文ニ印形無 替十人組工持帰り申候

右加賀屋与左衛門相手取、御願申上候筈之処、全手前心得違ニ 得共、其方ゟ相手取不申候趣ニ候得は、其通り之儀と阿部領右衛は、 申候付、今日為手習久次郎同道初而右一件二罷出候 通但シ書相認差上候由、将又文次郎儀是迄右体出訴之節罷出不 門殿先刻御前被仰渡前被仰下候得共、差掛り致方無之候付右之 人加判、何れニ相願候而も当人同様済方日限等被仰付候事ニ候 同様御日限被仰付、無相違皆済仕候様御召出被仰付候様、 願書江与左衛門名前書加不申候、依之猶又相談之上四郎兵衛

六月十三日 大雨降 筑前米サシツゝ 銭チゝチ入サカ厘 金サシツゝツ入カヱ厘 昼サ入イセ厘 御願申上候積りニ候、依之与左衛門町内エも改相届申候

右加賀屋与左衛門願書相認、今日東御役所五久次郎罷出、 之御召出間ニ合不申候、 領右衛門殿江内々入御覧候之処、 依之又々明日罷出申積りニ候 難相分趣被仰、 彼是隙取今日 阿部

〆ゝ御渡被下候筈ニ候、則割貫目) 明後日御為替渡り高為御伺、 之節先月廿六日江戸上納相済候御納札五通御月番江差上、 六月十四日 晴天 筑前米サシマゝサ入 銭チゝチ入ツ厘 金サシツゝツ入サチ厘 則割合書并後明書付等差上申候、 今日文次郎罷出候処、 昼同事 仲間江

銀金

御書 且右

御悔ニも罷出不申承流シニ而相済申候

前件加賀屋与左衛門願書弥今日差上左之通

乍恐書付ヲ以奉願上候

御為替銀之内銀高弐拾五貫目伏見町加賀屋四郎兵衛、 門儀相手取不申候様奉申上候付、右両人御召出六十日限被為仰 助両判手形ヲ以去巳十月廿日限相究御銀相渡置候処、 日限無相違皆済仕候様被為仰付被下候様、尚又奉願上候、 二而対談難行届奉存候、何卒右与左衛門御召出、四郎兵衛同様御 付被下、難有奉存候、併右御日限家屋敷ニ而御銀不足仕候ハ、下 太助両人被為召出相済候之様被為仰付被下候様奉願上、 左衛門連判書入ニ取置申候、然ル処昨十二日右四郎兵衛、同手代 不申候、尤為引当同町同人家屋敷弐ヶ所、道修町壱町目加賀屋与 天明六年4六月十三日 日限相済 同手代太 与左衛

御奉行様

出勤 佐野備後守様御姫様、 之振合ヲ以御菓子一折差上申積りニ候処、 付候 阿部領右衛門殿ニ候、 限済方被仰付、 右之通御願申上候処、 月三日於江戸表御死去被遊候由ニ付、 明朝御礼も例之通御請被遊候付、 目安方於御役所請書印形御取被成候、 尤願書昨日差上候姿ニ而今日右之通被仰 室賀壱岐守様江御入御座被遊候御方、 御前江 双方御召出、 其段京都店江申遣、 上田方申合、 四郎兵衛同様六十日 漸一日之御慎ニ而 尤御懸り 上ヶ物書 当

六月十五日 晴天 **筑前米サシマゝサ入** 銭チゝチ入セマ厘 金サシツゝツ入ウ厘サ入 昼ツ入チ厘

明日渡り御為替証文今日文次郎持参、例之通御月番江差上、 書替十人組1 持帰り申候、尤先月廿六日上納相済候御納札引替

今朝御礼文次郎罷出候

出雲、肥前、阿波御蔵屋敷稲荷御神事ニ付、 有之、参詣群集ス 何れも夥敷作り物

今夕月並之通酒出ル、尤肴 季子をの焼 右之節当店井口氏初若キ 江左之通板ニ而為相認差出置申候 之、其上清キ手水たらい、金たらゐ年直ニ足入あらい候者共も 有之候付、右之儀今夕井口氏初支配人中エも申談侯上、風呂場 者、子供ニ至うかい之節杓直ニロエ付うかい致候者六七人も有

午六月

右之通為相認差出、猶又一同五申談置候

筑前米休日 銭チゝチ入マツ厘 金サシツゝツ入ゟセ厘 昼同事

一ツシカ〆ゝ 手前 (四十三貫五百目) (四十六貫目) ツシマダサ舟: (四十六貫目) ツシマダサ舟: 上田組

> 右之通無故障請取申候付、例之通為御届相廻り申候 X 銀舟〆ゝ内小玉セシ〆ゝ(舌貫目)(二十貫目) 上納九月十八日

阿部様御用人村田万太夫殿井御勝手方元〆衆ゟ書状相添、 **御用達金御請申上候付、左之通**

而

右之通被下置候付、御礼状京都ゟ認来り候付、 一金マ舟疋宛 一 金 (三 サカ百) アカ百) アカ百) アカ百) 五十川清太郎 深井孫 内見之上右ニ而 七郎

宜存候付致封〆夫々相届申候

今日御霊宵祭昼料理

汁菜 平台 強済入

酒なし

土岐様御屋敷栗田唯右衛門殿御事病気ニ付退役被仰付候由、 役未相知不申候付、高池三郎兵衛ゟ知ス

六月十七日 晴天 筑前米休日 銭チゝチ入セマ厘 金サシツゝツ入ヱチ厘 昼休

御神事当日朝汁茄子 平午尻 ヤイテ 昼汁贈さくら 夜酒とうしらか

平鰡なんなら 焼生鰺 酒無 夜食茶漬

夜酒計、見世ニ而若キ衆一同吸物差出、朝昼者台所ニ候 節門兵衛、平五郎両人見得申侯、別宅之内山中氏入来ニ侯、右 無之候、昼三好門兵衛井出入男四、五人押懸ケ参り、夜分酒之 当日は天秤仕廻相休申候、尤客無之故前ニ掃除と申候様成義も

深井孫七郎「大坂店勤番日記|

* 「地車拾三番餝大鞁四番有之」(欄外費)

六月十八日 晴天 筑前米サシマゝサ入 銭チゝチ入セマ厘 金サシツゝマ入チ厘ツ入 昼セ入セマ 荲

伏見町加賀屋次右衛門、 候積りニ相極、昨十七日同町会所エも相届置申候 候付色々致対談候得共相渡シ不申候付、不得止事元利共致出訴 同九郎兵衛家質銀三口、 追々利足相滞

家質元銀拾八貫五百目 滯利足壱貫弐百七拾弐匁八分 加賀屋次右衛門

加賀屋九郎兵衛

滞利足九百九拾四匁五分

同元銀拾七貫目

Ŋ 右二口次郎右衛門様直御名前二付、 則家守藤次郎奥印之訴状相認、 昨日伏見町会所工為持遣 出店預り喜三郎罷出候積

今日及出訴侯旨相届置侯

家質元銀拾七貫日 加賀屋次右衛門

滞利足壱貫百六拾九匁六分

町内届等相済申候、出訴之節同人直ニ罷出申積 右者阿波屋伊兵衛名前ニ付右之趣訴状相認同人方江為持遣、

済不申候ハ、来月十八日双方罷出対決被仰付候段御裏御印被下 前先例之通来月十八日迄之内下ニ而対談相済候ハ、其通、 右為出訴弥今日東御番所江 喜三郎、阿波屋伊兵衛罷出候所、於御

置候付、則伏見町会所立両通共店庄助ニ為持遣請取書取置申候

貫目持十五荷宛出入方ゟ売上ケ候由ニ而、 **爰元店ニ而炭薪等相調候節、** 儀目方改候哉之段相尋候処、是迄相改候儀無之只一荷弐拾貫目 之候哉存候者、支配人中者勿論賄方并男頭等も同前ニ付、薪之 尤右訴状御用帳ニ留有之、此所略之ス 支配人中4 相尋候処、炭薪とも凡一間ニ炭三十俵、 是迄目方等相改候様子見請不申候 炭一俵之目方何程有

メセ舟、カメマツ舟ゝ位之方多有之候、俵数五俵之内右之通段貫三百)(京買三四百目) 保留三四百日) (五貫五百日) (元貫五百日) (元貫五百日) (元貫五百日) (六貫五百日) (六丁五日) (元丁五日) (六丁五日) (八丁五日) (八丁五日)) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日) (八丁五日)) (八丁五日) (〆ゝ迄有之、凡弐割余之欠ニも相当り可申候、質目) ニ而目方相改候処、六束ニ而シヱ〆チ舟ゝ、シヱ〆チウ舟、シチ々不同有之候、薪之方一荷凡六束持と相見得申候付、右之積り々不同有之候、薪之方一荷凡六束持と相見得申候付、右之積り 燈油、酒、醬油等之儀も相尋申候処、飯米は一石宛ニ定、升目改請 相改被申、 由ニ候、右之通仕来り余りはつと致候儀ニ付、已来炭薪共目方 取申候由、其外酒、醬油、燈油等ハ樽詰ニ而先方ゟ持来り候侭之 其外樽詰之類も夫々気ョ付相改被申候様支配人衆 右ニ付米之儀并

賄方江 も申談置候

六月十九日

晴天

筑前米サシマゝヱ入 銭チゝチ入セ厘 金サシツゝサ入ゟセ厘

昼サ入ツサ厘

今日相記候用向無之候

今晩六ツ前大白雨 筑前米サシマゝサ入六月廿日 天気 金サシツゝサ入 昼ツ入セマ里

夕方ゟ冷気 筑前米サシマゝチ入六月廿一日 天気 戯チゝヱ入チウ厘

之節当月六日江戸上納相済候御納札三通御月番江指上、御書替渡被下候様被仰渡候付、則割合書後明書付等差上申候、且又右明後廿三日渡御為替為伺久次郎罷出候処、仲間江銀高舟〆ゝ御明後廿三日渡御為替為伺久次郎罷出候処、仲間江銀高升〆ゝ御

上田組工 持帰り申候

差上置候右之節京都両御役所御請取銀弐拾貫目之御証文写一通御月番五右之節京都両御役所御請取銀弐拾貫目之御証文写一通御月番五

今日上難波宮御神事ニ付、地車五番餝大鞁五番有之候

冷気給単物着 医摩御神事諸相庭休

お得其意如斯御座候、以上明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾貫目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文并京都両御役所御請取銀弐拾買目之御証文明日渡御為替銀証文

六月廿一日

延引候旨御申聞ニ付、山中氏程能挨拶被申、御神事之節見世之景旨、兼而奥村氏被申居候処、自身病気店表ゟ彼是用事多、段々致殴当店山中氏ជ相咄被申候由、深井氏在番中御酒ニ而も進申度候、右之儀是迄例格申来り候哉之段相尋候処、是迄本店神事ニ伝、五之儀是迄例格申来り候哉之段相尋候処、是迄本店神事ニ右之通申来り候付、則答見合、参上可致旨程能返書相認遺し置

気見物ニ被参候様成儀可宜哉と返答被申候儀有之候由ニ付、 程能断申遣し候事 来之当り障りニも可相成哉ニ付、今日夕方無拠用事有之趣申立 候ても無之、殊ニ是迄爰元店エ別段呼手紙参り候例も無之、 右之趣意ニ而申来り候儀と被存候、然ル処勤番之儀当年限と申 已 全

今日座摩御神事為拝見、 番大鞁一番其外ナガシ等有之候 村井新十郎出見世江罷越侯、 但地車三

而

今日御為替銀為請取久次郎罷出、 障請取申候、 六月廿三日 昼七ツ時過大地震両度 則左之通 天気 筑前米サシツゝヱ入 銭チゝチ入イセ厘 金サシツゝセ入ツサ厘 京都 | 両御役所御請取銀共無故 昼同事

一ツシカ〆ゝ(四十六貫目) 手前 シメサ舟ト一(十貫五百目) ツシマグサ舟~(四十三貫五百目) 上納九月廿六日 十人組 上田

月六日江戸上納相済候御納札引替も相済候 右之通無故障請取申候付、 例之通為御届相廻り候、 尤右之節当

六月廿四日 筑前米休日 銭チゝチ入セマ厘 金サシツゝマ入ゟセ匣 重

昼常之通ニ候

兵衛、文次郎罷越候

天神宵祭二付例年之通笠間於御屋敷御酒被下置候付、

夕方ゟ孫

年直段極り無之候、今年之処三人乗申候網舟ニてもサカ〆位之明日天神祭岡ニ而致見物候哉、舟ニ而可致拝見哉、尤舟之儀例 可申、 申之候処、天神祭之儀は舟ニ而見物之方宜敷御座候間、 旨ニ付、右直段自分ニ差出シ舟ニ而致見物候ニ及不申候、 申旨申之候処、左候ハヽ堂島借屋見物勝手宜敷方ជ明早朝案内 時節柄、店ゟ御振舞之儀も如何成物ニ候間、 当年限と申ニても無之、各方エ御苦労懸ケ候儀も気之毒、又此 致割合参り可申哉之段山中氏、杉本氏被申呉候得共、 可申遣旨山中氏被申聞候 致見物可申候間、爰元堂島抱屋敷借屋之内エ 成共参り可申段 **乍然堂島借屋之内エz 参り候πも不苦候ハヽ此方エ** 兎角岡ニ而 勤番之儀 参り 見物致 諸入用 岡

「天明六午六月廿五日ゟ(表紙) 七月廿八日迄

坂

店

勤 番

日

記

(別一五七二一二)

深井孫七郎」

今日道明寺代 六月廿五日朝之内天気 九り十五日朝之内天気 参 出入儀兵衛参詣為致候 天神祭ニ付 諸相場休日

413

候、左候得は各方ជ割合之御苦労も懸り不申、又舟之儀御世話

凡マッ〆ゝ程相懸り可申様之趣ニ相聞得申候、猶聢と積りを書(三四貫目) (三四貫目) 来候、依之今日為見分井口孫兵衛新田へ罷越申候、尤右修復料来候、依之今日為見分井口孫兵衛新田へ罷越申候、尤右修復料其上崩所切レ所等夥敷致出来候付、見分致呉候様利平次昨日申一去ル十二、三日両日之大雨ニ而新田三ケ所作物之分不残打倒、

候に相極置候処、今朝に相成時節柄故舟不景気ニ而、此間迄サ今日天神祭孫七郎見物所之儀、堂島抱屋敷借屋之内ニ而致見物 は、 当年之舟賃ハ私ゟ差出可申候、 尤右舟エ 弁当等持出 候 儀 見物候得共、舟賃之儀ハ例年相極り不申、年ニゟ高下有之候得 儀ニ御座候、乍然舟之儀段々と御世話被下候付、 弥舟=而可致 ニも御座候ハヽ、是者 随分軽クして店表ゟ御差出被下候様致度 舞被下候儀も如何成物ニ御座候、依之岡ニ而見物致可申旨申候 年々御割合御苦労懸ケ申候儀も気之毒、又御時節柄店表ゟ御振 敷存候、醫此度之所各方割合ニㅠ御出被下候共、例格之様成行 然ル処当年舟直段格別下直ニ有之候迚、来年之買置も相成申間 被下忝存候、右ハ此間も申候通、勤番当年計之事ニても無之候、 郎申談候者、 舟之儀俄ニ下直ニ相成候由ニ而何れも厚く御世話 杉本氏、并石井氏は当時賄方之儀ニ付相頼置、猶又山中氏は孫七 再応断申候も如何ニ付、左候ハヽ如何様共致世話被呉候之様、 尤右直段位ゟ下直成ル儀も無之旨ニ而、段々相進メ被申候付、 カダ文と申候舟、イダサカ舟ニ相成候間是非舟ニ而可致見物、六貫) (一貫五六百) は関係の根では、一貫五六百) に間をはくれる。 (一貫五十五年) に間をはくれる。 付差越申筈ニ候

四拾九番迄有之候、併是者宵宮限りニ而大方仕舞、今日者余り而、山中氏、小野平五郎舟立被参、夜四ツ時致帰店候、尤団尻門町彦次郎、賄方石井彦四郎、林庄助同道致度旨申候処、両石目物候、尤案内人之儀右之通之意味合ニ付、役人之分ハ除之、見物候、尤案内人之儀右之通之意味合ニ付、役人之分ハ除之、見物候、尤案内人之儀右之通之意味合ニ付、役人之分ハ除之、見物候、尤案内人之儀右之通之意味合ニ付、役人之分ハ除之、見物候、尤案内人之儀右之通之意味を言いている。

朝五ツ時大雷白雨 筑前米サシサンマ入六月廿六日 雨降 金サシチンマツ風

引通り不申候

安治川 久宝寺町

右之通落申候由、追々噂有之候 伏見堀花屋橋 炭屋町 山本安治川 久宝寺町 かち屋町 山本

笠間御屋敷立暑中為御見舞今日孫兵衛、文次郎罷出候、尤右同

御両殿并 御家中御金方其外天満与力衆中手前勤方之分、今日久 人ゟ之音物も今日差送り申候

御金奉行御二方様41右同断五斤入一曲宛 御而殿^工沙糖白目五斤入一曲宛 次郎、文次郎罷出相勤申候、尤音物左之通 但白木台乗文次郎ゟ 右両人ゟ

両御家老御用人御取次目付書簡方共一同唐目弐斤入一曲宛名代

両人ゟ差送り申候

両地方支配与力衆七人エ久次郎、文次郎ゟ唐目弐斤入一曲宛差 送り申候、右之外筑後御屋敷ハ岸本安次郎名前、今治御屋敷は 通夫々差送り申候事 宇野政七郎名前ヲ以御役人方エ音物有之候、其外者京都通達之

今日土岐様御屋敷ゟ店表江御使者入来、暑中為御尋八郎右衛門 様エ御紋付御帷子一ツ、孫七郎エ御役人中御状相添御袴地一行 溜等も例年之格ヲ以御礼状到着之上一所ニ差送り候積りニ候 被下置候付、今夕本状ゟ右之趣及通達、例之通御礼状取下シ、

六月廿八日 午刻地震 雨降 筑前米サシサゝウ入銭チゝチ入ツサ厘 金サシツゝマ入サカ厘 店ニ而 被致逗留候

京都店出入男当地本店は用向有之、森氏へも用向有之罷下り、 佐々木佐京殿用向ニ付出坂、

今朝無難致着候

新田利平次植足シ稲苗井崩所切レ所、 其外何角為相談、 今日致

付略之ス

今日生玉神事ニ付、 時罷帰り候、団尻も六七番有之、是も御役所江参り申候 付、西御役所江孫七郎、久次郎同道見物二罷越、 |両御役所に新町并島之内ねり物参り候由ニ 見物相済八ツ

六月廿九日 雨降 筑前米休日 銭チゝチ入カヱ厘 金サシツゝツ入ゟセ匣

佐々木左京殿次男勝四郎と申者、是迄当店ニ相勤罷在候処、 趣ニ付願之通首尾能暇為祝儀銀子三枚差遣候、尤右之趣爰元店 類内無拠相続筋之儀有之候付、暇之儀相願被申候、誠ニ無余儀 支配人中立会被申渡侯

今日住吉神事雨天ニ而淋敷方ニは候得共、 団尻七八番も引出し

七月朔日 天気 筑前米サシエゝ也 銭チゝチ入ヵ厘 金サシツゝサ入セ厘

今日御屋敷御礼無之候 当月御月番佐野備後守様、 前ニて候 御金奉行酒井与左衛門様、

下シ番手

今朝鱠朝うり 取肴鱧小串 ゑいてんかく 湯とうふ 汁常通 平 午こ丸 尻も茄 ふ子 昼汁常通

出坂候付、 右之趣則今夕京都店立及通達候、 委細新田状有之候

415

一京店出入藤兵衛今朝陸地罷登り申候

折々小雨 筑前米サシチゝヱゝサ入七月二日 曇天 金サシツゝサ入サエ厘 昼ツ入チ厘

両人直ニ今夕舟ニ帰京ス写一冊右御添簡等出入吉兵衛、甚兵衛持下り改請取申候、尤右写一冊右御添簡等出入吉兵衛、甚兵衛持下り改請取申候、尤右九匁五分、来ル五日当地御金蔵ゟ御請取被成候御証文一通、同一京都店ゟ本状到来、御所司様御組紙筆墨其外諸入用銀七百九拾

津久井武兵衛殿暑中為見舞店表11 入来

ニ帰郷之由ニ候|佐々木左京殿勝四郎召連今夕舟ニ京都エ 向罷登り被申、夫ゟ直

七月三日 晴天 金サシツゝサ入マサ厘 昼同事

証文书写共御月番江差上、御書替手前江持帰り候戸上納相済候御納札三通并京都御請取銀七百九拾九匁五分之御河上納相済候御納札三通并京都御請取銀七百九拾九匁五分之御御渡被下候筈、則割合書後明書差上候、尤右之節先月十八日江明後五日渡御為替為伺今日文次郎罷出候処、仲間江銀サシ〆ゝ明後五日渡御為替為伺今日文次郎罷出候処、仲間江銀サシ〆ゝ

今晩店月並寄会相勤候上、宇野藤五郎事病気ニ付、先達而暇願候処、少々見直し候方之由ニ候保証、受いののでは、今朝る喜三郎罷越、医師方彼是五懸御目余程六ツケ敷様子付、今朝る喜三郎罷越、医師方彼是五懸御目

岡田彦次郎儀昨日迄致出勤候処、昨夜中ゟ時気当り候哉致服痛(ド)

お野食と前手引に伸、尾ゆ引は、はほどを延昇に持「山脈、・褒美銀チシチゝ共相渡、御礼一札取之置候(八十八匁) と出候処、今夕願之通申渡、為合力金子シ両并京都勤仕之内年

見世早ク明ケ可申儀等一同互申談置候右寄会之節毎月天神、昆沙門天、威徳天等無懈怠餝可申儀、褒美鋠チシチゝ共相渡、御礼一札取之置候

一明日渡御為替銀証文今日文次郎持参、例之通御月番エ 差上御書

替手前江 持帰り候

儀兵衛為持京都立差登せ、本状ヲ以右之趣委細及通達候 右御証文御戻し被成候付、不得止事今夕右御証文出入平兵衛、 右御証文介京都両御奉行様方御奥印ニ有之候処、此度ハ御裏 是迄右御証文京都両御奉行様方御奥印ニ有之候処、此度ハ御裏

且

〆銀サシ〆ゝ(五十貫目) 今日御為替銀為請取文次郎罷出左之通 (二十三貫目) セシマルサ舟へ (二十三貫目) インドルサ舟へ (二十二貫五百目) 江戸店る先月廿九日出四日切仕立飛脚、手前、 **爰元店出入平兵衛、儀兵衛儀、今朝京都ゟ罷帰り候** 右之通無故障請取候付、例之通為御届相廻り候、 主ゟ銀マゝ宛、但大坂表ニ而(三々) 出候者ハ相除キ候積りニ候、 之間、請取之右出金之分当分両組工御預被仰付、 江戸三井組、上田組、大坂最寄ハ彼地三井組、上田組石可差出候 所之御奉行御代官御預所役人、私領者其領主地頭ゟ江戸最寄は 社、山伏、百性、町人共ゟ金銀差出候様被仰付、 登候書状今夕初夜半時致着候処、此度金銀融通之儀ニ付諸国寺 十八日江戸上納相済候御納札三通引替相済申候 并百性ハ持高百石ニ付銀セシサゝ宛、但於大坂表此度御用金差 候社家二而相極、 本寺本山并重立候社家ニ而取調へ、 其末々之趣ニ随ひ上之分一 渡候旨、尤右者宮門跡方尼御所は相除キ、 候旨松本伊豆守様丼御勘定金沢安太郎様御立会御人払ニ而 被仰 入用之儀は取調相伺可申、 金シサ両と定、其已下者相応之出金高本寺本山井 重立(+五) 内小玉シ〆ゝ(+貫目) 但大坂表ニ而此度御用金差出候者ハ相除キ候積 末寺触下、支配等江可申渡、 尤右御預之儀は当分之御儀ニ而 右同断町人之分ハ間口壱間ニ付地 上納十月六日 諸国寺社、 上田組申合為差 且諸国御領私領 右出銀御領は其 尤右之節先月 右取扱ニ付諸 山伏之分 御座

> 右出金銀之分御用相済次第出金銀致候者共工御戻シ被下、 手米為相渡、村高ハ最寄御代官江預り其物成ヲ以返済之積、 之村高証入ニ書入、万一相滞候節ハ米切手御定法之通御取計切 も御金被差加、 来り候付、右之趣昨今京都でも懸ケ合、上田組でも追々及相談 之内致出金、来未年ゟハ正月中之積り可致出金旨被仰渡候段申 諸国共寺社山伏銘々之出金銀高本寺本山ニ而取極申渡候上、 被下候節、是又致出金銀候者共工可被下、尤出金銀納方之儀 付ニ相成、 有之ニ付、 不得止事御請申上候積りニ相極申候、且右一件已後度々通達 数二十日之内百性町人者前書申渡候趣相達次第、是又日数廿日 ハ七朱之内会所諸入用之分引之、其余之利足ハ右元金銀御戻 右之通当年ゟ来ル戌年迄五ヶ年之間出金被仰付、 此書状ゟユ印と相定可申段江戸店ゟ申来候 返済引当之儀者大坂表通用之米切手并領分之内相応 一同大坂表於会所利足七朱之積ヲ以諸家エ 御貸 御公儀

田方示合候上為相談、今夕舟ニ久次郎御請書上田印形持参、上今昼八ツ時過、同七ツ時過追々三ケ度着ス、依之右一件爰元、上四ツ着坂ス、并右ニ付京都店よも通り走り之書状今朝五ツ時、四ツ着坂ス、并右ニ付京都店よも通り走り之書状今朝五ツ時、玄刻過晴(鏡チンチ入ウ厘) 支刻過晴(鏡チンチンイ入

京ス

一今日於西方寺例年之通墓参、且自空様三十三回忌御祥当十一日有之候処、定式墓参今日有之候付、右御法事引上、今日御回向御頼申候、然ル処今日参詣之刻限ゟ雨強降候こ付、定式墓参りは延引、自空様御法事計相勤候積ニ而、本店、両替店ゟ支配人之内一人宛参詣之積り候、依之孫七郎申候者、定式六月一日ニ極候墓参は延引、十一日御祥当ヲ引上候方、雨天ニても両店ゟ支配人之内一人宛参詣是非被相勤候積ニ而、本店、両替店ゟ支配人之内一人宛参詣と禮事候付、両替店ハ喜三郎参詣、中元包銀共持参相済候、本店ゟ支配人一人参詣と被申聞候処、致如何候事候哉、藤兵衛殿、武右衛門殿参詣被申候、尤本店者墓参りの大方延引、右自空様御法事計之積りニ候

申上置候候、尤久次郎儀京都立罷登申候付、御屋敷方立者当分不快之断候、尤久次郎儀京都立罷登申候付、御屋敷方立者当分不快之断く朝御礼御両殿并御家中御金方天満与力衆、文次郎罷出相勤申

而本願寺於対面立花為拝有之候

筑前米盆前休、後十七日ゟ銭チンチ入チウ厘昼サンツサス

哉、猶本店立も被及内談可然旨山中氏立申談置候、尤今日之所 今日天気ニ付例年之通西方寺江墓参可致旨本店ゟ申来り候、 西庄右衛門殿、奥田吉太郎殿罷越侯 参詣と申ニてハ自身勝手強キ相当り、御時節柄不相応ニ可有之 而可宜、別宅中不残参詣と申儀ニても無之、大方西方寺旦那計 は差懸り候儀ニ付断ヲも難申半兵衞、文次郎罷越候、本店ゟ中 有之候得共、七月六日之墓参りハ両店ゟ支配人一人宛之参詣ニ 之故参詣無之由相咄被申侯ニ付、 是迄は右之通之仕来りニ而 計ニ支配人付添参詣申儀ニ而、当時奥村、井口抔西方寺旦那無 勤、店出シ致来り候旨、扨右参詣人之儀大方西方寺旦那之当役 銘々墓立参詣之上又々乗舟行水等有之、魚類料理ニ相成致緩々 儀ニ候哉と相尋候処、七月六日両店申合舟ニ而参詣、西方寺迄 之候事本店ニも承知ニ可有之処、右之通又々申来り候儀如何之 大方夜ニ入下向之由、尤右諸入用之儀者本店、両替店年番ニ而相 ル処、当店之儀者一昨日致墓参、 定式中元包銀も差送り相済有 ハ精進料理、西方寺立上り候得は、彼寺ゟ素麵差出被申、夫ゟ 然

間 候、尤右之書付は通達町エ取集可差出候、右之趣相心得三郷町 五百八匁三分四厘七毛六絲二而、 九貫五百七拾目余此度相減シ、已来壱ケ年出銀高五百六拾八貫 々は其方共ら可申通候、右之通之御触有之候 節季毎々出銀高者毎年七月、十二月ニハ当御役所江可書出 右之外出銀相懸り候儀無之候

七月九日 晴天 筑前米盆前休 銭チゝチ入ウ厘ウ入 金サシカゝサカ入 昼ヱゝイ入

小野儀右衛門儀勝手二付、此度過書町住所引払本店五出勤、 儀者小野平五郎方江引取申候段、本店ゟ為知来り候、 趣当店掛り五知せ遺候 依之右之 妹

「小野跡岸本安次郎引越

杉本久次郎京都御用談相済、昨夕舟ニ帰坂ス 并 両御役所御広間両御勝手五 書付ヲ以御届申上置候、則左之通 談之上御請書江戸表立御差下、猶又彼地存寄等六日七日両夕四 ユ印御用一件京都御存寄、且当地同断上田方存寄等於京都御相 此度右取立御用被為仰付難有奉存候段、今日御城代様御中屋敷 日切仕立飛脚ニ而京都ゟ通達有之候付、爰元ゟ仕立者差下不申 右京都ニ而相談之趣久次郎帰坂之上、猶又上田組五も申合

先月廿九日於江戸表金銀融通御用向蒙仰難有奉存候、 御届旁奉申上候以上 右之段

乍恐以書付奉申上候

午七月

御為替三井組名代 御為替三井組名代

※「此書付西之内中半切認尤印形なし」 (欄外書) 宛なし

手前方ハ久次郎罷出申候、且右御届書下書京都ゟ下ル、京都も今 右之通手前、上田銘々ニ相認差上申候、尤上田方者自身罷出被申、

ί

日右同様御届有之筈ニ候

七月十日 晴天 筑前米休 銀チゝウ入ツサ厘 金サシカゝマサ入 昼同事

明後十二日渡御為替為伺文次郎罷出候処、 江 差上、右御書替何れも上田組江持帰り申侯 文并写御添簡等、昨夕舟ニ京店出入吉兵衛、甚兵衛持下り、今 御納札四通、且又京都御役所御請取銀七百九拾九匁五分之御証 渡被下候筈、則割合書付後明書付并先月廿六日江戸上納相済候 朝無難着御証文同写御添簡共請取候付、右之御証文等も御月番 仲間江銀サシ〆ゝ御(五十貫目)

笠間御屋敷元〆衆ゟ孫兵衛、文次郎御手紙相添、谷新左衛門殿 御礼答相認遣候 茂手木平兵衛殿ゟ被仰越候由、例年之通晒壱疋宛被下置候付、

三郎助梯御儀当地御屋敷方五 暑気御見舞且当月末頃江戸表為御

中御機嫌能今七ツ半時御着被遊候、将又当地御両殿立御上ケ物 勤番御下向被遊候付御暇乞御兼被遊、今昼舟ニ御下り被遊、 是迄年頭と御暇迄御兼被遊候節者定式御扇子ニ御肴添御

来右之通取計可申旨、本店ゟ申来り候子ニ別段交肴一折御添御差上被遊候ニ此度ゟ御改被遊候間、已差上被遊候得は、暑気御見舞と御暇乞御兼被遊候節も定式御帷

参、猶又今夕方右之衆中為御暇乞被参候三郎助様御出坂ニ付、為御悦今朝本店別宅衆中支配人并 組頭被正 溜〆弐朱一片、中間壱人五鳥目百文紙相添遣し候積り候

道藪田堅吾殿并御供西谷東吾其外草履取等帰京ス御同所様御儀、当地御用向無御故障相済候ニ付、今夕舟ニ御同

七月十二日 晴天 金サシサンチウ入 昼カンイセ入者の 銭チンウ入カヱ厘

今日御為替銀為請取文次郎罷出左之通 今日御為替銀為請取文次郎罷出左之通 「二十三貫目」 セシマグ、手前 「五貫五百目」 「五十貫目」 (十貫目) セシマグ、手前 「五貫五百目」 「五十貫目」 (十貫目) セシマグ、手前 「九貫五百目」 「五十九次五分」 右之外京都御役所御請取銀ヱ舟ウシウ、サ入 右之外京都御役所御請取銀ヱ舟ウシウ、サ入 石之外京都御役所御請取銀ヱ舟ウシウ、サ入 (三十二貫五百目) 上田組 (上百九十九次五分) 右之外京都御役所御請取銀ヱ舟ウシウ、サ入 (上百九十九次五分) 右之外京都御役所御請取銀ヱ舟ウシウ、サ入 (上五十九人組)

積り取計、則今夕爰元出入男ニ為持為差登、猶又右之趣別紙ゟ柱御用人四軒、両公事方与力八軒、右之分両面焼饅頭五十宛之北御用人四軒、両公事方与力八軒、右之分両面焼饅頭五十宛之北御用人四軒、両公事方与力八軒、右之分両面焼饅頭五十宛之北御用人四軒、両公事方与力八軒、右之分両面焼饅頭五十宛之、半御門の野と直様虎屋相招及相談候処、是以今日之故蒸菓 子 損シ 可可致と直様虎屋相招及相談候処、是以今日之故蒸菓 子 損シ 可可致と直様の

申付置候右之通堺肴屋不行届致方ニ付、今日ゟ藤兵衛并七兵衛店出入留

ス

委細及通達候

七月十三日 晴天 哉サシサゝウ入サ厘カゝ 昼カゝイ入七月十三日 晴天 金サシサゝウ入サ厘カゝ 昼カゝイ入

候、依之御下ケニ相成候旨御申聞被成候 右之類彼是多分有之候付、其元計御取上被遊候と申 儀 難 相 成 被入御覧候処、御取上ケ無御座候、其節安井氏内々被申聞候は、被入御覧候処、御取上ケ無御座候、其節安井氏内々被申聞候付、今文次郎参上、内意申込候処、先差出し見可申旨被仰聞候付、今文版部本店ゟ御猶予之願書今日差上被申候積りニ付、昨日森氏江

置、猶又今夕安井新十郎殿立久次郎参上、右一件一通り御咄申納方、請取方等之儀御尋之上書付差上ル様被仰渡候付、御請申上郎、上田ゟ吉郎兵衛罷出候処、此度被仰渡候融通金銀包方其外一今日西地方御役所ゟ手前、上田組御呼出有之候付、手前ゟ久次

可申書付等之儀も御尋申候

上

当地御役所江江戸表ゟ之御通達振り等荒増承り、

明日差上

聖霊会ニ付西方寺今朝店表江入来有之候

七月十四日 晴天 金サシカトマツス 昼ツ入七月十四日 晴天 金サシカトマツ入 昼ツ入

道差上申候、尤書付并委細之訳者融通方帳面ニ留置、此所略之今日西地方御役所江 昨日御尋之書付相認、久次郎、吉郎兵衛同筑前米休

候、委敷取立帳面ニ留置候退役并諸出入方江取替有之節季取立之分、夫々対談通り取立申

七月十六日 曇天 諸相庭休

夜酒も無之候

一小野平五郎今日店麦江中元為礼入来、夕飯給被申、勘定場江通

候、依之掛板相改置申候と、住人は、大学のでは、今日之仕義等不相済儀と存、改呼寄、井口氏立会、心得違付、今日之仕義等不相済儀と存、改呼寄、井口氏立会、心得違項も勘定場ニ而本帳繰出し、手前之帳合ニ有之候哉写取被申候り、此度之融通筋京、江戸ゟ之通達書状引出し見被申候、且先り、此度之融通筋京、江戸ゟ之通達書状引出し見被申候、且先

申可然旨申談置候
、、高直成雇賃相減シ、右ニ付何角失聲も無数相成候趣相考被も一時ニ不罷出代り々被参候様、家方勤之分相互申合被申候ハ見請申候付、御屋敷方勤、家方勤夫々訳も可有之候得共、何れ見請申候付、御屋敷方勤、家方勤夫々訳も可有之候得共、何れ

昼汁鱧さくら 平鱧間切 酒肴無 夜酒も無之候一今日料理方朝鱠明うり 汁赤みそ 平あんかけ からし

折々器 筑前米サシカゝチ入七月十七日 天気 金サシカゝゟイ入

今日相記候用向無之候

七月十八日 天気 金サシカゝセ入をサ厘 昼同事

郎兵衛様、八郎右衛門様宛御歓状為差登可申旨申来り候付、則産御男子様御出生被遊、御二方様御機嫌能御肥立被遊候間、八京都店ゟ別紙到来、八郎兵衛様御方御対様御儀、昨夜亥刻御安京都店ゟ別紙到来、八郎兵衛様御方御対様御儀、昨夜亥刻御安

候上本証文引替遣シ申積□致対談、銀子請取申候

為差登申候

来月十八日双方猶又罷出候様被仰渡候衛代卯蔵罷出右病書断書ニ致奥印、佐野様御役所差上申候所、衛代卯蔵罷出右病書断書ニ致奥印、佐野様御役所差上申候所、前ゟも罷出呉候様申聞候ニ付、店ゟ喜三郎代庄助、阿波屋伊兵願御日限今日候処相済、両人共病気ニ付其段御断申上候間、手願御日限今日候処相済、両人共病気ニ付其段御断申上候間、手

筑前米庚申ニ付休 銭チゝヱ入チウ厘 七月十九日 | 天気 | 金サシカゝサ厘ゟイ入 | 昼同事

今日川口御船為拝見罷越、紀伊国丸、土佐丸、浪連丸右:添候(トト) 当店勤番交代之儀、最初御定之通弥半年代り之積り、猶又被仰 御巻御茶器御刀懸其外御手道具等、右之外御海大一艘、 之通相勤可申、右ニ付宗巴様御思召も御座侯旨申来り侯、 御座候処、此度融通御用被仰付候ニ付、先当時交代延引、 候、然ル処今日又々内番状致到着候処、兼而右之通之御思召ニ 済候上、代り役罷下り被申候積り之段、此間内番状 ゟ 申 来 り 艘有之候、尤右拝見十八日ゟ廿日迄之由 付候間、孫七郎八月江入候ハ丶勝手次第罷登り、於京都示合相 小四五 是迄 依之

七月廿日 天気 筑前米休日 銀チゝヱ入チウ厘 御断ヲも難申上御請申上候

今日相記候用向無之候

七月廿一日 天気 筑前米カシイゝイ入 銭チゝエ入チ厘 金サシカゝサ厘 昼日 昼同事

明後渡御為替為伺文次郎罷出候処、 加賀屋四郎兵衛、 **呉侯様申越侯付、** 筈ニ付、則割合書後明書付并当月六日江戸上納相済候御納札等 御月番☆差上、御書替上田組☆持帰り候 則済口届書相認東御役所立久次郎罷出、 同与左衛門御為替銀相済候届之儀、今日罷出 仲間江 サシ〆ゝ御渡被下候(五+貫目) 由比

> 一先達而店町内苧屋喜兵衛、 先達市店町内苧屋喜兵衛、同半兵衛立融通金マ仙両宛被仰付候可申旨被仰渡相済申候、尤向方よも同様御届申上候 甚右衛門殿江懸御目書付差上候処、御前江被仰上候間、 ニ付、不如意之御断申上置候之処、当十九日御呼出御免被仰付 尤此度被仰出候間別三匁之出銀差出候樣被仰渡候 差上置

七月廿二日 晴天 筑前米カシゝイ入 銭チゝヱ入カヱ厘 イ入 昼同事

明日渡御為替銀証文文次郎持参御月番江差上、 御書替上田組工

罷帰り申候

此度被仰出候融通筋家別間口一間ニ付銀三匁宛出銀之儀、 残前件三匁宛之出銀御免被成下候様上田組申合、西御役所五今 者 御広敷御用御勤被遊候付、右御両所様当地御名前屋敷之分不 右衛門様は御為替御用且此度融通御用被仰付、源右衛門様御儀 々都而 江戸表江 御伺相成、 日書付差上候処、地方田坂直右衛門殿御請取、 候様被仰渡候 未御返答無御座候、 右書付は差上置 大坂御用達之銘

右之節直右衛門殿被仰聞候は、 戸田因幡守様当地用達平野屋嘉十郎手代罷越、 月三日迄『御役所』取立候銀子ニ而請取可申哉、 御申聞被成候付、承知之段御請申上置候 ゟ金納之御沙汰無之候ハヽ、当月晦日頃右之趣御断書差上候様 先日申渡候当地右御取集銀、 此度被仰出候御 夫迄ニ江戸表

案請取書案見せ申候而、 用金納方之儀委細承り申度旨申聞候付、 追而 相納之節前広ニ案内被致候様申遣 荒増相咄猶又御差出書

七月廿三日 晴天 筑前米サシウゝヱ入銭チゝチ入ゟイ厘 昼カゝサ厘

此度被仰出候間口壱間ニ付三匁宛出銀之儀ニ付、 敷有之候町々ゟ追々尋来り候付、 取計可被下旨、町々江申遺候 次郎右衛門様御名前之分御役所立夫々御断書差上置候間、 八郎右衛門様、 当地手前抱屋 源右衛門様、 宜御

杉本久次郎儀、今日就吉辰安土町難波橋筋南横町西側借宅江引 八郎兵衛様此度御出生之幼様宗之助様と御名附被遊候段、 移り申候付、先格之通相祝、 店ゟ申来り候 **喜三郎計致盃事** も為相知候 戸店江及通達候、当地本店其外家督退役中江戸店江及通達候、当地本店其外家督退役中江但 右弘之儀、追而相勤申度旨ニ付、右之趣京江 鰹鱠小焼物并軽キ取肴ニ而、 京都

今日御為替銀為請取文次郎罷出、左之通今日御為替銀為請取文次郎罷出、左之通 十人組

〆銀サシ〆ゝ(五十貫目) 一セシマ〆ゝ(二十三貫目) 内シ〆ゝ(十貫目) 手前 小玉 サ〆サ舟ゝ 上納十月廿六日 上田組

江戸上納相済候御納札引替も相済申候 右之通無故障請取申候付、 例之通為御届相廻り申候、尤当月六日

> 七月廿四日 晴天 筑前米休日 銭チゝチ入イセ厘 金サシカゝイ入サ厘ゟセ入 昼同事

而川上隅田川辺吉原土手水越山谷辺一□ニ水入、所々家流レ両江戸大水当月十二日ゟ同十八日迄大雨降続、両国川筋強キ水ニ 今八ツ時飛脚屋方ゟ為相知申候 草観音此所も舟筏ニ而致通路、江戸中大水死人多ク有之候旨、 川辺、水戸橋御屋敷辺舟筏ニ而致通路、本所深川ハ不及申、浅 論、所々橋落水場家流レ、死人多ク、其外山手所々崩レ、小石 水道橋、何れも舟筏ニ而致通路、神田川筋供水ニ而川岸通りは勿 国橋大間橋杭ぬけ、通路留り、新大橋、永代橋落、浜町薬研堀辺、

七月廿五日 残暑強 筑前米サシマゝウ入 銭チゝチ入カ厘 金サシカゝツ入サ厘 昼ツサ入

道明寺立代参出入男参詣ス

西地方御役所ゟ呼来り候付、 七月廿六日 曇天 折々小雨 筑前米カシマゝサ入 銭チゝウ入 昼セ入サ厘 文次郎罷出候処、 堺御役所御種人

参代御為替被仰付、

則左之通

請差上候様被仰渡候、且此度は小金高ニ付、手前一手ニ請取 右之通無故障請取申侯、 | 銀九匁七分九厘壱毛| 金弐拾両三歩 九月十八日上納七月廿三日請取 尤追而上納之節贄安芸守様宛御納札申

今暁寅刻前舟町中筋北横町西側裏借屋ゟ出火有之、

横町江 焼抜

七月廿八日 天気

折々曇風立小雨冷気

筑前米 銭チゝチ入サカ厘 会サシカゝサ厘ゟイ入

凡拾弐間四方程焼失、卯刻火鎮り申候、手前抱屋敷玉水町、

其段外組工 申達置候

京都両御役所諸冥加金銀当地御金蔵納御為替被仰付、 此永弐百三拾八文五分 銀拾四匁三分壱厘 金弐百五拾六両三歩

七月廿五日請取

則左之通

十月十六日上納

銀百拾八貫六百拾三匁五分九厘五毛

七月廿七日 天気 折々曇小雨 筑前米カシカトイ入 銭チトチ入カヱ厘 金サシカトイ入ゟサ厘 昼イ入サヱ

付、東目安方与力七人、東御用人弐人な為挨拶金野舟疋宛久次加賀屋四郎兵衛、同与左衛門方御為替銀セシサ〆ゝ滞口相済候(ニ+五賞目) 文次郎ゟ差送り申候

藤町風下候処、別条無之候、乍然家質ニ取置候堺屋幸次郎家屋

敷半類焼相成申候

(以下次号)

深井孫七郎「大坂店勤番日記」その二

-天明六・七年の大坂両替店

二月六日までの分を掲載する 前号に引き続いて、本号では天明六年十一月一日から天明七年

この期間の大坂両替店は、江戸、大坂、京都全店を包み込んだ

号で一石当り五○匁台を保っていた米相場が天明六年七月末には の打ち毀しの危機感もまだ表面化しない時期である。しかし、前 大坂御用金の様な大問題を抱えることもなく、また天明七年五月

六○匁台となり、本号ではすでに八七匁を越して、ついには一一

○匁台まで上がっている。 本文史料の後に、この「深井孫七郎『大坂店勤番 日記』」その

に直して表にした。人名補注の内容はおおむね天明六年二月七日 れている金、銭、為替打銀、米の各相場を一覧しやすいよう数字 一、その二を通した人名補注、および毎日付の下欄に付帳で記さ

天明六年十一月以降の米の値段が日々、徐々に上がっていくのが より翌七年二月六日現在のものである。相場表について言えば、

わかる。天明七年二月六日以降の各相場については、大坂両替店

「日記録」(三井文庫所蔵史料本四六)を参照されたい。 なお、本史料紹介「その一」において校正上の脱落個所があり、

左の通り補充するので、あしからず御了承願いたい。

ページ上段右端との間に左の三行が入る。 (天明六年二月十三日付) 三六四ページ下段左端および三六五

「右同町五歩一 裹行十四間 表口弐拾二間弐尺

右御同人御名前

元方持

(樋口知子)

凡例

一、漢字、仮名ともに現行の字体を用いた。

した。 条項の後へ※印をつけて「 」で括り、右肩に (欄外) と注記一、読みやすくするために読点を適宜につけた。欄外書は当該の

二種類である。 ことが困難な個所は省いてある。使用されている付帳は左の一、符帳は、できるだけ行間に実数を付したが、技術的に入れる

白がないため、そのままにしてある。「雑煎」とあるのは「雑煮」のことである。注記を入れる余一、献立の中で「午尻」とあるのは「午房」のことであり、また曽野見江佐留所於戒敬

イセマツサカエチウシ舟仙〆ゝ入一二三四五六七八九十百千貫匁分

規矩文兵衛儀、

中西とな方相続之儀、

先達而願之通御聞済有之

天明七未二月六日迄「天明六午十一月朔日ヨリ(表紙) ij

坂 店 勤 番 日

記

一五七一—二)

深井孫七郎」

+ 冬至亥四割ト有之其前不考但二十年已前明和四年亥年ニタ至申三割 一月朔日未天気

当月御月番小田切土佐守様、 今朝御礼久次郎罷出例之通相勤

御金方春田半十郎様、

且下シ番十

人組ニ而相勤ル

肥後米チシエゝセ入 銭チゝウ入ウ厘 丸打舟ゝゟ舟セシゝ位 金サシュセマ入 昼マツ入

落合権太夫殿手代杉本専助入来、 阿部能登守様御屋敷
立為対談今日
久次郎
致参上
候処、
島村新兵 衛殿御事御陳屋エ御越被成候付、 猶又近日参上致対談候積りニ 御祓并新暦等持参ス

村井新左衛門入来、 致吹聴、本店、 宜取計遣呉侯様申来り侯事 勤被申侯付、彼地ニ而之物入も多ク御座侯付、 両替店其外エも可然申達呉侯様相頼被申侯間! 西方寺和尚来春本山黒谷御忌当日之導師相 諸旦那江右之趣

> 弥頼之品差送り申度旨為届、 第取繕可申段、聞届遣侯 手代伊兵衛ヲ以申越候付、 勝手次

候処、文兵衛病気ニ付入家延引ニ相成有之由、

此節者全快ニ付

加賀屋次右衛門方家質滞銀、 賀屋次右衛門方へも申遣シ侯之処、承知之段申越侯付、 証文本紙持参付添罷出侯積り、依之右之趣伏見町会所并当人加 認遺、明二日御番所立右藤兵衛為御願罷出申筈、 伊兵衛代判藤兵衛ヲ以改御願申上候付、願書并家質証文写等相 日双方罷出侯積りニ侯 願侯処、伊兵衛致病死侯付、 右願御引上ケニ相成候付、 阿波屋伊兵衛名前ヲ以、 当六月相 弥明二 此節当

今般御代替御礼当朔日、 今朝汁常之通 夜食常之通 夜酒肴鯛小串 のある 平 小人こ 芹参も 二月、 鱠 大概 根鰹 四日右三日之由江戸表合申来 但冬至ニ付焼物増 昼汁かぶら 平 ね鴨 き 且 甘酒備 神棚荒神 焼物塩鰡

+ 月二日晴天 肥後米チシチュセ入銭チュウ入イ厘、九打ウシュゟ舟シュウスイ厘金サシュツサ入 昼れ シュ位を足カエ入

佐々木左京殿丸亀江罷越侯由ニ而、 郎と申十二才ニ相成侯者同道、 逗留有度旨、且右之節先達而申込被置候親類内之子供深尾音五 れ も相談之上直ニ今日ゟ出勤為致候 猶又出勤之儀相願被申候付、 今朝当店江向出坂、 両

今朝着坂、

即刻大和路江罷下り申候

深井助九郎儀、大和五為判元松野手代伊兵衛同道、

当店江向罷

加賀屋次右衛門方家質滞銀元利シチメカ卅チゝセ入今日阿波屋店よ申来、猶又当地本店申合、御悦状差上申候事 清蔵様御儀、 細之儀御用帳ニ留置、此所略之ス 罷帰り候、依之伏見町会所紅庄助ニ為持遣請取書取置申候、 裏印可被下旨被仰渡、則来月二日双方罷出侯様之御裏印致頂戴 伊兵衛代藤兵衛東御役所エ罷出御願申上候処、於御前例之通御 郎右衛門様、小川八助様エ御歓状為差登申侯、尤右何れも京都 南御倉様先達而御入家、昨日御婚礼首尾能御整被遊侯付、 郎様と御名乗被遊侯付、其通相認差下申侯、将又八助様御方立 **壱通、長次郎様エ壱通差上申侯、尤清蔵様御儀御在府中者長五** 昨日於江戸表御元服被遊候付、 右御歓状江戸表 南次

新田利平次今夕京都江罷登侯由、為届入来

一月三日天気 肥後米ウシゝカ入 銭チゝウ入サカ厘 丸打ウシゝゟ舟シゝ位 金サシイゝマサ入 昼イゝマ入

仙両、銀セ舟ツシメュ御渡可被下旨、依之割合書後明書付、且チ) (三百四十貫目) 明後五日御為替渡り為伺今日久次郎罷出候処、仲間江二朱判曽明後五日御為替渡り為伺今日久次郎罷出候処、仲間江二朱判曽 先月十八日江戸上納相済候御納札壱通共御月番江差上、御書替 者上田組工持帰り申侯 仲間江二朱判曽(1

> 月四日天気 寒気強風吹 肥後米チシウゝサ入 銭チゝウ入イセ厘 丸打舟ゝゟ舟セシゝ位 をサシイゝセマ入 昼イゝマツ入

+

当町苧屋市右衛門死去ニ付、為悦半兵衛、(ヤマ) 明日渡御為替証文今日久次郎持参、御月番江差上御書替 衛代も相兼、且喜三郎不快ニ付罷出不申侯 礼今日八ツ半時於浜墓所相営被申候付、藤次郎罷出申候、 藤次郎罷越侯、

一月五日天気 寒気強 肥後米チシウゝ也 銭チゝチ入ウ厘ゟウ入 丸打ウシゝゟ舟シゝ位 金サシイゝイ入ゟマ入 昼チ入ゟイゝ

+

新町源右衛門様御方江竹屋町御式様御儀一昨二日就吉辰御入家 被遊侯得共、御悦之儀者追而御弘之節御請被遊侯間、

今日御為替金銀為請取久次郎罷出、 両家様

江御

歓光差上

可申旨
京都店

よ申来

ル 銀舟チメサ舟へ (音八貫五百目) (玉年判サ舟両 弐朱判ツ舟両能出、左之通

十人組

手前

銀セ舟ツシメムメ (二百四十貫目) 対朱判イ仙両(二千)

右之通無故障請取候付、

内小玉セシメト (二十貫目)

例之通為御届夫々相廻り申侯、尤先月 銀セシサメゟサ舟へ銀舟カメン銀舟カメンは「十五貫五百目)では、十五貫五百目)のでは、日本のでは、 上納来ル未二月六日 上田組

一月六日天気 金サシュウスタイム 昼同事一月六日天気 金サシュウスタイム 昼同事

茨木屋庄右衛門死去ニ付、葬礼男頭徳兵衛差出ス中井敬順一周忌ニ付、為菓子銀子今日差送ル

一月七日天気一月七日天気金サシインダイ風一月七日天気金サシインダイスイスイスイママ)

松野手代伊兵衛同舟帰京ス一深井助九郎儀大和路判元相済、昨日昼時帰坂、則夕舟ニ川原町

門様エも右之趣申上候、

其外加州御屋敷御埒合一件、

無之候付、改願ニも候ハト出入為致可然旨相談相決、

且 又 正 丸 郎 右 参侯儀ニ付、九郎右衛門様よも右之通被仰下侯旁差而之趣意も而者無之、先達而中井嘉平次と彼是申合之儀有之、其後自ラ被

佐々木左京殿今夕舟ニ讃州丸亀江罷下り被申候

| 新田利平次此間京都并大津表エも罷越、今日致帰坂入来ス

月八日天気 金サシュエチ入 昼同事

今夕当店寄会相勤、天王子屋弥次兵衛家質シサメゝ之所三割!鳥居幸七方々亡父忌七日為志小豆一重店表江差出ス 京都店西田新四郎儀勝手ニ付、 り出入為致候様被仰下候付、相糺候処、全躰店表ゟ出入差留候 店支配人中エ御状被下、右之者店差支之筋無之候ハヽ前々之通 松甫久々致中絶、当店五参り不申候処、此度九郎右衛門様 **候付、一割通り致用捨可遣段及返答候処、不承知ニ付猶又今夕** 相認為差登申候 家督退役中ニ至迄住居所書為差登侯様申来侯付、 之右之趣京都店立も及相談可申旨申談、将又秋田 万兵衛 儀入道 及相談二割引遣し可申哉、 致用捨呉倏ハヽ元銀相済可申、左無之倏ハヽ家引取呉侯様申聞 別紙ヲ以申来ル、且右之節当地本店、 何れニも家屋敷流込申儀望無之、 新町通六角上町西側 両替店懸り、 則夫々別紙 江致変宅候 別宅并 が当

新田弥助入来、銀子入用之儀申来候付、半兵衛、喜三郎立会収服後光ラシラシャプ

納何角之儀及相談候

有之候

細及通達侯 一個人の では、 一個人の

利足月チ朱ニ而返済之積貸遣ス、但町内苧屋弥一郎口入也(八里)、無な兵衛方を正金イ仙両未二月切ニ預り、代り銀ツシヱメュー紙屋次兵衛方を正金イ仙両未二月切ニ預り、代り銀ツシヱメュー大田蔵方名代水谷武右衛門死去、今日八ツ時長柄於靍満寺葬式一上田蔵方名代水谷武右衛門死去、今日八ツ時長柄於靍満寺葬式

被申候

十一月十一日昨夜八ツ半ゟ 金サシイゝイ入サ厘セ入屋イゝイ入十一月十一日昨夜八ツ半ゟ 金サシイゝイ入サ厘セ入屋イゝイ入

罷越引合方之儀何角及面談候、且右之節養子入家被致侯段吹聴牧野平左衛門殿江加州御屋敷当年御埒合之儀ニ付、久次郎今日

十一月十二日天気 今暁七ツ時ゟ風吹 暮半時地震 肥後米チシカゝカ入 栽打カシンタチシン位 カインタチシン位 カインター

ハ年イ歩サ之御利足弥御渡被成侯段被仰聞、則右之積ヲ以今日(こ)(五)(五)年を連而御改法御儀定之通御為替之方年で歩之御利足、質米之方 加州御屋敷江今朝久次郎参上、当年御渡方之儀御催促申上侯处、

御蔵元具足屋方ニ而銀子請取申侯

五貫三百弐匁

文丁銀 「御為替方」

但天明三卯年十一月御元入銀引残、 年弐歩之御利足壱ケ年御渡高 元銀弐百六拾五貫百目

右者私ゟ差上置候銀子御改法ニ付、 当午年御利足銀御渡被成

請取申所仍如件 天明六年午十一月 杉本久次郎印

笠間九兵衛殿

小寺武兵衛殿

覚

拾三貫八百壱匁壱分壱厘

「質米之方」(右斜費)

但天明三卯年十一月御元入銀引残、元銀九百弐拾貫七拾四 文丁銀

匁弐分、年壱歩半之御利足壱ケ年御渡髙

取申所仍如件 右者私ゟ差上置候銀子御改法ニ付、当年御利足銀御渡被成請

右之通請取書両通ニ相認、

具足屋工持参、

銀子請取申候

天明六年午十一月 右御両人宛

十一月十三日曇天 風立寒気強 肥後米チシカゝツ入 銭チゝウ入マツ厘 丸打マシゝゟサシゝ位 金サシイゝイセ入 昼同事

勢州一融様御儀、今般宗融様と御改名被遊侯段、 被初御祝儀十六日御悦被遊侯間、是又本店申合御悦状為差登 以申来り候、依之御歓状差上申候事、且又宗龍様御方御酉様御 京都

を別

紙

ヲ

申旨来り候

前田新太郎父方祖母釈妙守五十回忌為志芥子餅一重今日致到来

侯、尤祥当今月十六日也

西御組勝部丈右衛門殿、成瀬九郎左衛門殿、 河方勘兵衛殿事

二付御役御免被仰付、跡御役替左之通

三 逮国 方 近 段 一寺社方江 安東丈之助 田坂直右衛門殿 殿 二寺社方町役 四御金方江 吉 吉田勝 田

五目安方本役 三宅十郎右衛門殿 安井 勝 部弥十郎 大 助 殿 八御勘 定方 六目安方助役

萬山亀右衛門

Ξ 右衛

郎

助 門

田

兆

+

郎

殿 殿 殿

七 火 事 持 方 |杉浦兵左衛門殿

九 御石 方 方

成

瀬

Œ

兵衛 殿 十流人方 服 部

越後屋安次郎代 平三郎印

平 ·右衛 門 殿 小川甚五右衛門殿

申上旨被仰渡候、尤御裏印之訴状者伏見町ゟ直ニ致返上候、右

内一所ニ罷出候処、是又於目安方追而名跡人相極候上改御願可

通りも相済侯段御吹聴ニ付、為祝儀鏗節一連金サ舟疋今日差送一牧野平左衛門殿エ小泉忠兵衛殿甥養子被致、則両御頭様エ御目右之通被仰付侯段、下宿大和屋庄兵衛方よ為相知侯

り、猶又為御悦罷越候

配立寒気強銭チンチンナス風立寒気強銭チンチストダサシン位大力でシンクス大力でシンクス大力でシンクス大力である<

持帰り申侯日江戸上納相済侯御納札弐通共御月番江差上、御書替者手前江日江戸上納相済侯御納札弐通共御月番江差上、御書替者手前江御渡可被成旨被仰聞侯付、則割合書付并後明書、且又先月廿六明後十六日御為替銀為同今日久次郎罷出侯処、仲間江銀舟〆ュ明後十六日御為替銀為同今日久次郎罷出侯処、仲間江銀舟がより

被仰渡侯、且今一口阿波屋伊兵衛代藤兵衛東御番所懸りニ付町去侯付願付之分御引上ニ相成侯間、名跡人相極侯ハヽ可申出旨書三郎代藤次郎西御番所エ罷出侯之処、於目安方次右衛門致死年。所正御届申上侯間、手前よも立会呉侯様町内よ申越侯付、則先達而家質滞主伏見町加賀屋次右衛門儀致病死侯ニ付、今日御先達而家質滞主伏見町加賀屋次右衛門儀致病死侯ニ付、今日御先達而家質滞主伏見町加賀屋次右衛門儀致病死侯ニ付、今日御先達而家質滞主伏見町加賀屋次右衛門儀政、此節御収納無数御増渡右之節御為替渡増銀之儀猶又相願侯処、此節御収納無数御増渡右之節御為替渡増銀之儀猶又相願侯処、此節御収納無数御増渡

得は、猶内談之上何卒下済ニも致度旨申罷在侯之節伏見町々内之者并加賀屋手代申聞侯者右一件当人致死去侯

:6入 肥後米チシサゝチ入 銭チゝウ入マツ厘 丸打セシサゝゟツシサゝ位

江持帰り申侯明日渡御為替証文今日久次郎御月番江持参差上、御書替者手前明日渡御為替証文今日久次郎御月番江持参差上、御書替者手前今朝御礼久次郎罷出侯、相勤申侯、但豫明院殿御法事於天王寺

江戸当月六日出正金セ仙両、今四ツ時無難到着ス(三千) なきてんかく (三千) を習料理朝常之通、昼郷井 汁青み を酒肴鯛小串 よきてんかく

尤町年寄奥印至極丈夫候也 ・シメン利足チサ来ル四月切ニ而新取組出来、則今日取引相済、・サメン利足チサ来ル四月切ニ而新取組出来、則今日取引相済、道修町壱町目薬種商売奈良屋藤兵衛居宅引当ニ取之、御印銀ツ道修町壱町目薬種商売奈良屋藤兵衛居宅引当ニ取之、御印銀ツ町無難到着ス

支御座候付、御断書久次郎ゟ差上置申候先月廿六日江戸上納銀拾壱貫五百目之御納礼少々黒付有之御差明六ツ時火鎮り申候由、尤御殿向計之由飛脚ゟ知ス当月十日丑中刻過ゟ江戸市ケ谷本村尾州様御上屋敷御殿向焼失、当月十日丑中刻過ゟ江戸市ケ谷本村尾州様御上屋敷御殿向焼失、

当店子供玉村熊次郎病気ニ付、今夕ゟ宿元エ引取致養生候

十一月十六日天気 但今戌八刻寒入也 肥後米休日 起チュウ入マツ厘 なサシイュマツ入 ンム位同事

| 一銀ッシカメュ | 手前 | 一銀シメサ舟ュ| | 一銀ッシカメュ | 手前 | 一銀ッシマメサ舟 | (四十三貫五百目) | (四十三貫五百目) | (四十三貫五百目) ۷ 十人組

上田組

上納来未二月十八

メ銀舟メン

内小玉シメゝ(十貫目)

今夕寒入ニ付、今昼せんさい餅 廿六日江戸上納相済候御納札両通引替も相済申候 平倉橋大根

右之通無故障請取申候付、例之通為御届夫々相廻り候、

月十七日天気 |サシゝカヱ入

西様御被初御悦状宗龍様宛認今夕為差登申 肥後米チシカゝ也 銭チゝチ入ウ厘ウ入 丸打ウシゝゟ舟シゝ位 金サシゝウ入ゟイゝ g 候

一月十八日天気 肥後米チシカゝセ入銭チゝウ入イセ厘丸打舟ゝゟ舟セシゝ位。金サシュア人の入り入口を原金サシュエスよウ入 ロ

高池三郎兵衛入来、土岐様御家中桜井伝右衛門殿御事、 分共洪水風破損、 十石加増御年寄役被仰付罷登被申侯、 其上殿様御代替等ニ而御物入多ク、 尤用向者関東并上方御領 当暮御差 此度五

> まる内談致置候様、先達而ゟ申来り候付、 者の人談致置候様、先達而ゟ申来り候付、 猶又差含及挨拶置旨可申旨被申聞侯付、 右者御当用之儀ニ付御返済方別段年限御定随分早ク御返済被 も無之候、御家も御頼可被成候条随分御出情御出金可被遣、 ヲ四五軒の金主方エ御頼可被成と奉存候得は、格別之金高ニて 支之由ニ而上方金主エ金高ツ仙両御頼被成度候間、(四千) 而も相済可申積奉存候、定而廿一、二日頃ニは着坂可有之候条、 マ仙両位出金可有之趣ニ相関得申候、左候時は残金イ仙(ニチ) 何分宜御断御申入可被 同所在追々及内談 先鴻池方拙 成

江戸店ゟ当月八日出為登金イ仙チ舟両今日無難致着侫(1千八百) 下段相賴置申候

所者矢張孫兵衛名前二而相済候 諸証文御取調へ相済候付、明年ゟ相改可申段申聞候、 兵衛名前二相改可申旨、此間口入之者江申入候処、今年者最早 御酒五升一樽、鰹節二連致到来候、右御屋敷孫兵衛死去ニ付、 坂ニ付、店表エ御入来、井口孫兵衛エ宜申入侯様御申置、 尼崎松平遠江守様御用人関六郎左衛門殿、外谷郷左衛門殿御

本店中西庄右衛門殿初其外店掛り之寒気為見舞入来、 脚江戸屋源右衛門ゟ為見舞鴈一羽到来ス

且江戸飛

肥後米チシエゝサ入十一月十九日天気 金サシゝカチ入 昼サシゝマサ入

御両殿并御家中御金方天満与力衆エ寒中為御見舞今日久次郎罷簡等請取申侯、右京都店出入両人者直ニ今夕舟ニ帰京ス御証文本紙并写御添簡等相渡り侯付、昨夕舟ニ京店出入男吉兵取被成侯付、右請取方例之通手前エ京都於御役所被仰付、則右取被成侯付、右請取方例之通手前、来ル廿三日当地御金蔵ゟ御請京都両御役所御入用銀三拾賞目、来ル廿三日当地御金蔵ゟ御請

一阿部能登守様、土岐美濃守様御屋敷��同断為御見舞今日久次郎出申侯、尤文次郎不快ニ付、不罷出侯

御申置被成侯津久井武兵衛寒中為御尋店表江入来、京都江も宜為申登呉侯様

二候、依之右之趣京都店へも及通達候 平三郎ニ為持遣、猶又明朝久次郎御金方江罷越御願申上候積り平三郎ニ為持遣、猶又明朝久次郎御金方江罷越御願申上候積り下記。 大十二月渡り之内一建位者当地御金方御繰合次第マ院と積り、尤十二月渡り之内一建位者当地御金方御繰合次第マ院と議が後地申込候処、来ル廿三日よ来春エ懸ケセポメ、替増渡之儀於彼地申込候処、来ル廿三日よ来春エ懸ケセポメ、

一月廿日天気 金サシュウ入ダイユ 昼同事 東気強 銭チュウスマツ厘 東京 丸打舟ュぐ舟セシュ位

候付、猶又喜三郎及面会侯秋田万兵衛事松甫当店出入差免侯付、右御礼請書等今日被持参

肥後米チシカゝ也 一月廿一日天気 金サシイゝイ入 昼イゝマサ入十一月廿一日天気 金サシイゝイ入 昼イゝマサ入

本店支配人ゟ当店支配人エ手紙到来、奥村次右衛門剃髪願之通を通御月番エ差上、御書替者十人組方エ持帰り申侯侯付、則割合書并後明書、将又当月六日江戸上納相済侯御納札侯付、則割合書并後明書、将又当月六日江戸上納相済侯御納札(三百貫目) (六十貫目) (六十貫目) (六十貫目) (大十貫目)

京都両御役所御請取銀三拾貫目、

来ル廿三日御請取被成候御証

御月番江御案内申上置

文之写一通、今日御金方江久次郎持参、

等之儀尋合申候、且前件之次第当店掛り家督并退役中立も相知布二面相祝被申候段為相知来り候付、猶又本店立相尋申候如、右太助儀は内々致養子ニ被置候由ニー未京都立之届も無之候付、有之帳得共、役柄之者ニ候間、此度者元方并店々よも可被下置有之候得共、役柄之者ニ候間、此度者元方并店々よも可被下置有之候得共、役柄之者ニ候間、此度者元方并店々よも可被下置有之候得共、役柄之者ニ候間、此度者元方并店々よも可被下置有之候得共、役柄之者ニ候間、此度者元方が店立局を照り、一日両日ニ熨斗昆右衛門と致変名候由、右弘之儀は来月朔日、二日両日ニ熨斗昆右衛門と致変名候由、右弘之儀は来月朔日、二日両日ニ熨斗昆

何分宜申遣呉侯様被申参侯と御世話罷成、其上彼地出立之節は御餞別等被下之忝奉存侯、日江戸出立道中無難今朝致着侯由ニ而入来、尤江戸表逗留中彼一道明寺役人木戸与左衛門儀江戸表納経拝礼無故障相済、去ル六

猶又江戸店エも及通達候

段申来り候付、差下不申候の写京都店よ爱元へも下り申侯、然レ共御見舞状ニ者不及申侯が余程御六ケ敷御様子之段、松坂店よ元方立御通達有之、右状遊余程御六ケ敷御様子之段、松坂店よ元方立御通達有之、右状遊宗恵様御儀、当春頃よ御声渇ク御痰症之御様子ニ而御座侯

両口共御印ニ而来ル未五月切ニ取組申候(三十貫見) (三十貫見) (八區) (三十貫見) (八區) (三十貫見) (八) (五長州呉田吉田喜平次方江安治川抱屋敷弐ケ所引当ニ取之、銀高摂州呉田吉田喜平次方江安治川抱屋敷弐ケ所引当ニ取之、銀高

御聞済御座侯付、昨廿日致剃髪、貞山と致改名并子息丈助儀次

平次者勿論高津屋共随分丈夫口也ニ取之、銀高シサダゝ利足ウ朱来未六月切ニ取組申侯、呉田喜ニ取之、銀高シサダゝ利足ウ朱来未六月切ニ取組申侯、呉田喜舟問屋高津屋幸七方江富島一町目居宅并古川一町目掛屋敷引当

一月廿二日天気 金サシイゝエゝ也 銭チン・ウスマツ厘 我打カチシン位 カゴカチシン位

鳥井幸七着船ニ付入来、田牧市右衛門、江戸屋源右衛門寒中為久次郎持参御月番エ差上、御書替ハ十人組エ持帰り申侯明日渡御為替証文并京都御役所御請取銀御証文、今日御金方エ明日渡御為替証文并京都御役所御請取銀御証文、

四拾間計焼失、丑ノ刻時火鎮り申侯り唐物町北側両角ゟ南本町両角迄不残焼、凡東西三十間、南北今夜亥之刻栴檀木筋南本町南横町東側ゟ出火、即刻西側エ火移

見舞入来ス

肥後米チシエゝセ入 銭チゝウ入セマ厘 丸打ツカシゝ位 丸サシイゝよサ厘 昼イセ入

今日御為替銀并京都御役所御請取銀等為請取久次郎罷出、左之

通

銀ウシセメサ舟ゝ(九十二貫目五百目) 手前 戦セシイズン (二十一貫目) 戦チシカメサ舟 2 戦チシカメリカト 上田組 十人組

メ銀セ舟メゝ内小玉セシメゝ (二百質目) (二十貫目)

右者定式之方 一銀セシチメゝ(二十八貫目)

上納来未二月廿六日

一銀エメゝ (七貫目) (七貫目) (七貫目)

十人組

上田組

一銀マシメユ 京都両御役所御請取銀右者清水御収納之方

メ銀カシメ×小玉なし (六十貫目)

上納右同日

六日江戸上納相済候御納札引替も相済申候 右之通無故障請取申候付、例之通夫々為御届罷越申候、

尤当月

次郎右衛門様御儀江戸表ゟ御帰京并寒中御見舞御兼被遊、今昼 舟ニ御下向、今暮時過舟中御機嫌能御着坂被遊倭、御供寺田十 太郎并下男等無難致着坂侯

右御着坂為御悦本店ゟ中西庄右衛門、支配人奥田吉太郎、 役片山儀兵衛入来ス 組頭

+ 一月廿四日 昼サシュエチス

肥後米休日 銭チゝウ入マツ厘 丸打カチシゝ位

土岐様御家中桜井伝右衛門殿御用向ニ付御出坂為御土産左之通

| 御菓子盆五枚箱入八郎右衛門様江

| 徴状熨斗包添

之趣本状ゟ及通達御状品共為差登申侯、尤伝右衛門殿御事追而 上京有之候段、右使之衆且高池よも及承申候 右之通御足軽一人、中間一人ニ為持被遺候付、 請取書認遺、 右

右寄会五次郎右衛門御出坂御出席被遊、左之通(離脱) 近藤三右衛門致出席候

今日寄会相勤、本店ゟ中西庄右衛門、支配人奥田吉太郎、

大坂両替店

矢野庄次郎

(「此度組頭格被仰付候」の記事脱)

今初夜半頃当店門口江出生四十日計二相成候男子捨有之候付、 と申者江下役長蔵世話ニ而預ケ置申候 依之右捨子尼ケ崎町丼池北江入町井筒屋平次郎借屋井筒屋新七 月行事油屋四郎兵衛、町代付添御届申上侯処、御聞置被遊侯間' 即刻町内紅相届、御番所紅当店家守小野藤次郎、年寄病気ニ付 物質切身 酒肴 硯蓋玉子ふのやき 但金色ニ而右茶碗蒸汁持出ル 1-17、 WF 504 大碗蒸票 さんかん くらけ相知被申候、右之節料理 汁竹輪とうぶ 茶碗蒸票 さんなん 家督并退役中、新田役人エも為相知遺侯、尤本店掛りは本店よ為 様方并店々江庄次郎ゟ御礼状夫々差上申候、将又当地店掛り、 方御状并京、江戸店江本状ヲ以及通達侯、且京都、江戸、松坂主中 右之通結構被仰渡難有奉存候、依之右之趣京、江戸、松坂江之元 追而外方遺候ハヽ其節又々御断可申上段被仰渡侯、

深井孫七郎

江

土岐様御屋敷ゟ御使者川村伴右衛門殿弟中間三人店表エ入来

中方御勤先一統江胸紐五掛或者三掛、御家老方江は肴添差送り 助様初御格式被蒙仰御上京之節為御届御下向被遊侯砌、右御家 御城代様御家中��是迄者一統江戸御土産無之侯処、此已来三郎

有之候付、

当月廿二日紀州を御国御宰領衆両人付添、皆金マ仙両為御登被(三千) 右之趣申遣侯処、右金髙之内今夕金セ仙両、明夕金曽仙両天満 遊候付例之通元メ衆宛請取書差出、右金高請取置、即夕京都店在 一飛脚ゟ為差登可申旨申来り候付、

十一月廿五日天気 肥後米チシチゝ也 戟チゝウ入サ厘 カガカチシゝ位 をサシイゝサ入 戸 昼マサ入

道明寺五代参無人ニ付、 横町与兵衛ニ御初穂例月之通銀イ両為(こ)

矢野庄次郎御役入御礼本店并両店掛り当役、

宅々

江相廻り申侯、

断申上候

次郎右衛門様御儀、今日御城代様、両御奉行様并御家中、 其外家督并退役エも為挨拶罷越申候 江戸御下向之節御餞別御座侯ニ付、定式之外御音物有之、将又 尤御上ケ物者定式之通、且御城代様并村田万大夫殿ゟは先達而 屋敷、上田方等江戸御帰京御届、寒中見舞御兼夫々御勤被遊侫、 奉行様方、且天満与力衆、御金方同心衆、笠間御屋敷、 髙崎御 御金

> 殿様御儀今般御家督被為蒙仰、 様江 一金セ舟疋 (三百) 、為御祝儀左之通

金子三百疋 八郎右衛門様 深井孫 七郎 江

但堅目録添

阿部様御家中岡孫右衛門殿、原田五左衛門殿
が郎右衛門様 御礼状御使者エヒ之溜メ等之儀も為申登候 右之通御意之趣ヲ以被下置候付、京都エ為差登、 昼時頃勘定所工御出 本状が及通達

申上候、尤島村新兵衛殿ゟも同様申来り候付、是又程克取繕御 京都用向有之候付、先刻乗舟帰京仕候旨、久次郎参上取繕御断 被成侯様私共よ可得御意旨申聞侯段被仰下侯付、次郎右衛門儀 手紙到来、明廿六日用人共可懸御目侯間、

渡部新三郎入来、 候、尤弘メ之儀者来春相務申度旨為届入来 中西とな方内婚礼来月四日相整申積りニ 御 座

次郎右衛門様御儀当地御用向相済、今夕舟ニ御帰京被遊候、 支配人武右衛門、 組頭三右衛

十一月廿六日小雨降 肥後米チシチュツ入銭チュウ入サエ厘丸打サエシュ位 昼同事

奥村次右衛門儀剃髪、貞山と改名、来月朔日、 弘メ相整被申侯段、本店ゟ申来ル、 依之当店懸り之衆中に右之 二日七十賀并剃髮 右之節高池三郎兵衛内々申聞侯者、御家督老之助様未御幼年ニ

付、沼田御交代無御座、其外万事御倹約被成候得は、

一ケ年ニ

趣為相知遣し候

次郎右衛門様御儀、明廿七日京都御屋敷方江御帰京御届御出勤

ヲ以委細為申登申侯 被遊侯付、御土産物左之通 右之通今夕舟ニ爰元出入弥七 三為持為差登申候、尤右之趣別紙両御家中十二人 金京魚五枚宛両御家中十二人 金京魚五枚宛北御用人四人 生干開

十一月廿七日曇天 肥後米休日 銭チゝウ入カエ厘 丸打カチシゝ位 をサシイゝサ入サ厘 昼カ入サ厘

土岐様御家中桜井伝右衛門殿御事、 御用向ニ付御出坂之由ニ而

御繁用ニ付、得御出京不被成候間、何分京都江宜為申登呉侯様、 尤右之通致出金呉侯ハヽ、当暮年賦 者無相違御渡可被成旨被仰 之積り、右之趣伝右衛門殿御上京御頼可被成処、短日之砌何角

> 仰込可然哉之段等今夕京都店エ本状ゟ委細及通達侯 儀、此節御懸合中八郎右衛門様ゟ度々御文通御座侯付、 郎ゟ差送り可申哉、将又土岐様、阿部様御屋敷孫七郎勤方引申 イ仙両宛者御物入相減シ侯付、五ケ年之間ニ者急度無御相違御(1子) 加増祝物樽代銀野枚ニ鰹節一連八郎右衛門様ゟ、鰹節一連孫七 返済致出来侯段相咄申侯付、右等之趣、且桜井氏此度御役替御 此砌被

上田三郎左衛門殿、此間次郎右衛門様御出被遊候為挨拶入来 当月廿二日夜九ツ半時、芝宇田川町東側裏町二、三十軒程焼、 由、尤芝口店ゟ南紅五、六町程隔風脇ニ而有之侯旨、増上寺御 夫ゟ東ユ焼出新銭座家数二、三十軒程焼、八ツ半時火鎮り申候 浜程近ニ有之侯由、江戸屋源右衛門方よ為相知侯

十一月廿八日 天気 肥後米チシチゝイ入 銭ウゝゟマ厘 丸打カチシゝ位

切ニ置居、且鉄質チシメゝ歩合エサ川崎屋八三郎置守、来未二(八十萬日)(七五)(七五)(十五)(七五)(七五)(十五日東小歩合エサ之口来ル未五月(1十4日)(七五) 月迄置延遣ス

左衛門エ御印取組、銀ツシメン、且今治方よ之貸シメン共此度(四+寅目) (中寅目) (十寅目) (十寅日) (十寅日) (十寅日) (中寅日) (申寅日) (中寅日) (申寅日) (日寅日) (申寅日) (日寅日) 新田方貸当春改対談之通、年賦銀今日相納、尤自分貸之方も同 対談之上請取、右之外加入方者其儘差置申候事

様請取候事

今日店荒神祭ニ付、 昼汁があら 焼物生干金京魚塩焼

十一月廿九日天気 肥後米チシウゝセ入銭チゝウ入チウ厘ウゝ丸打サエシゝ位 セ ゝサヱ入

文取遺等相済申候 正金曽仙両差戻シ差引無之候付、 対談 証

メチ舟ゝ京都店引請ニ相成、残りサシツメマ舟カシイゝエ入ウ貫八百目) (五十四貫三百六十一匁七分九) 古代電影初々売払損銀高ウシツメ舟カシイゝエ入ウ厘之内マシウ右蠟最初が一般地では、大工シサンエ入ウ厘、当十八日請取相済候、残蠟払切代銀セシイメエシサンエ入ウ厘、当十八日請取相済候、 阿部様御用人村田万太夫殿よ八郎右衛門様、次郎右衛門様、 郎江も同弐袋京都奥田店ゟ相届候由、 之助様江御状相添、例年之通寒中為御尋蕎麦粉一箱、名代孫七 厘者大坂両替店要銀ニ而引捨、 即刻相届申侯 蠟方差引此度本帳消合相済申侯 右御礼御状本状ゟ下り申 元

土岐様御家督御祝儀被下置候御礼状、八郎右衛門様ゟ江戸御家 人江鳥目舟文宛半紙添遣ス(音) (音) 村届御使者川村伴右衛門殿江溜メ銀 相届御使渚川村伴右衛門殿エ溜メ銀イ両、若党エセゝ、仲間弐下し候付、当地御屋敷エ相頼、桜井氏エ之書状は此節在坂ニ付下し候付、当地御屋敷エ相頼、桜井氏エ之書状は此節在坂ニ付 老三人宛白米御状箱一ツ、孫七郎ゟ桜井伝右衛門殿宛書状壱通

> 相添差送り、 加州当年御埒合相済候付、 猶又久次郎為御礼罷越侯 牧野平左衛門殿江龍文絹壱疋、

十二月朔日雨天 但小豆餅相祝候事

肥後米休日 丸打サユシュ位 金サシマニセ入

当月御月番佐野備後守様御金方三浦藤左衛門様并下シ番手前 今朝御屋敷方御礼久次郎相勤侯、 文次郎儀不快ニ付不罷出候

奥村貞山七十賀并剃髮弘今明日相整候付、 り、為悦孫七郎、半兵衛、 **外次郎罷越候** 五ヶ所よ之祝物差送

而相勤

牧野平左衛門殿よ久次郎、文次郎江寒中為御尋生肴両種 紙相添致到来候付、御礼答認遣、猶又為御礼罷越侯

桜井伝右衛門殿今般御中老御加増被蒙仰候祝物左之诵 右之通此節御出坂ニ付、 一鰹節一連
ハ郎右衛門様
る 於当地八郎右衛門様并孫七郎書状相添 鰹節一連 深井孫七郎な

差送り申侯

今朝汁常之通 平 いこ人 もも参 ふ 昼汁をうふか小才 焼物金原魚

当地薬種屋仲間例年十一月晦日仕切候処、 薬種并沙糖類大下り (マトン) 吹田くわい夜酒肴かれい青シそ

鍵屋孫兵衛 伏見屋太兵衛 和泉屋惣七淡路町二丁目 瓦町二町目 淡路町一町目 ※路町一町目 上相成、身上差支候分当地并所々ニ而凡左之通

同十日御触通在之候

右之外道修町辺ニ小店之者数多有之候得共、委ク名前相知レ不 門其外名護屋二拾軒計有之候旨ニ候 申侯、尤江戸表ニ十四五軒、京都ニ而三条室町鍵屋弥兵衛、 右之拾四 軒 者問 屋之由、 但 早速及対談罷在侯 简屋伊右衛門但二条辺丸大別家手代之由、 池田屋宇右衛門平野町一町目和泉屋六三郎 一河内屋仁右衛門 平野町一町目 平野町一町目 第一奈良屋藤兵衛 道修町一丁目 大和屋弥兵衛本物町 日野屋代助 堺材木町酢屋久左衛

十二月二日天気 肥後米ウシイゝ也銭ウンセマ厘へ打マサシュ位 昼ツサ入

御所司様御組筆墨紙其外諸入用銀七百九拾九匁五分、三輪市十 文也 改請取申候、尤右両口銀高来ル五日当地御金蔵ゟ御請取之御証 状并御書番状通達ヲ以京店出入喜十郎、甚兵衛持下り、今朝着 郎様御役所右同断、銀六百目右御証文両通并写両通御添簡等本

京都ゟ元方状奥村貞山、深井孫七郎宛致到着候処、松紀来状之 大殿様御儀当月七日御剃髪被遊、 太真様と御改被為遊侯段

当廿日御触通之趣左之通

衛門、太郎助、何太郎抔と申筋、又ハ何太夫と申筋ハ名改ル 事ニ侯、夫ニ付名之上ニ而も下ニ而も、太之字計附有之筋者 ニ不及候、太夫と続候筋も改ルニ不及候、たとへは太兵衛、 大殿様御名文字と同文字相認候名之面々名相改候儀者勿論之 ニ不及筈 ニ不及筈、シント唱候名ニ而も御名文字と違候筋ハ是又改ル 太左衛門、左源太、右源太抔と申筋は相改侯筈ニ侯、太郎左 名相改候筈、名之上ニ而も下ニ而も太郎と続候筋は名相改侯

右之通申来り候付、当地御宅々并店々当役人中右御名、 御触通りニ相当り候名文字之分ハ早々改名可被成侯、此旨拙 則廻文差出し侯儀ニ御座侯、依之其御地店々当役人中迚も右 字之分ハ右之御趣ヲ以早々致改名侯様主中様方ゟ被仰付侯而、 右之通御通有之候間、此段宜被仰上可被下候

同文

十一月廿九日

者共ゟ御通達得其意候様被仰付如斯御座候

三郎助様御方御善様御儀、 都店ゟ別紙ヲ以申来り候 上写置、尤右返事は於本店相認差登ス 郎宛ニ而申来侯付、則本店ゟ中西庄右衛門持参、孫七郎一覧之 右之通京元方名代已上木村忠兵衛連名ヲ以奥村貞山、 今般御里楚様と御改名被遊侯段、 深井孫七 京

丸山弥兵衛ゟ例年之通寒中為見舞生鱈五尾今日当店江到来ス

操難致候条何分舟サシ両致調達吳候様被仰聞候付、猶又高池へ(金之)(無期) 一位之)(無期) 一位之)(無期) 一位之)(無期) 一石ヲ差引申候得は、漸カエ舟ゝ之手取ニ相成、夫ニ而は甚手其元
に当暮御渡可申年賦凡ツメサ舟ゝ程ニ候、当時之金相場ニ其元
に当暮御渡可申年賦凡ツメサ舟ゝ程ニ候、当時之金相場ニ其元
に当暮御渡可申年賦凡ツメサ舟」を開入。 一石ヲ差引申候得は、漸カエ舟」と手舟サシ金御頼申度候、 にて工事。 一石ヲ差引申候得は、漸カエ舟」と手の、「今取繕右之趣御返答来り候付、今日右御屋敷エ久次郎参上、何角取繕右之趣御返答。 来り候付、今日右御屋敷エ久次郎参上、何角取繕右之趣御返答。 意候申聞侯付、 取可被成侯、 年賦御渡方相違無御座候様御儀定申上、 も右之高ニ而相済侯様挨拶致被呉侯様相頼侯処、 時節柄御断も被仰度思召候得共、 今一応相考桜井氏エも致内談候而自是又々可得御 何分宜御申入給ル様相頼罷帰り候 金髙舟両御請可申旨申 (音) 無御拠御頼候間、当暮 何角取繕右之趣御返答 当時之金相場ニ 先今日は御引 夫ニ而は甚手 乍然当時金相

十二月三日天気 肥後米ウシイゝツ入銭ウゝヱチ厘丸打マサシゝ位 昼 同

明後五日御為替銀為伺久次郎罷出候処、 写等御月番江差上置申侯 則割合書、 後明書并京都筆墨紙諸入用御請取御証文之 仲間 同江マ舟メへ (三百貫目) メム御渡可

候□ □□右品京(虫損)(今夕ヵ) 渡辺庄左衛門殿、 土岐様御屋敷よ八郎右衛門様江寒中為御尋中村八郎左衛門殿、 □右品京都五為差登、 秋田善左衛門殿御状相添、 本状□及通達候、(虫損) 鴨一□御到来被遊 尤御□足軽 (供力)

中間一人之段も申遣侯

土岐様新調達金之儀、

京都に先月廿七日所ニ扣有之候通及通達

奥村貞山七十賀剃髪名前譲り替弘等無故障相整、 候為御礼、 **悴忠右衛門、** 次右衛門入来ス 祝物等差送り

京本店上島太郎兵衛儀、 ヲ以申来ル 今般七郎兵衛と致改名侯旨京店よ別

郎殿ニ者京都御主人方名代中へも何分宜為申登呉侯様、 喜多川儀四郎殿并鳥居幸七、 秋田松甫寒中為見舞入来、 北儀! 而御

四 [日天気 肥後米ウシイゝイ入銭ウゝウ厘ゟイ入丸打マサシゝ位 昼同

十二月

達候、 土岐様前件御用達金之儀、 明日渡御為替証文并京都御役所筆墨紙御請取御証文両通共御月 訓 達呉侯様混□頼ニ付、 江久次郎持参差上、 外方江御賴用達被申候振合等御申双、 申遣御餞別之儀相尋遣候 尤□□氏来ル十一日頃出立御帰府之御積り之由ニ付、^(桜井み) 御書替者手前、 今夕右之趣京都店江本状ヲ以猶又及通 &振合等御申双、何分ニも舟サシ□致 (百五十)(金カ) 高池氏エも相頼色々と御断申上候得 上田両方エ罷帰り申侯

十二月五日曇天 々小雨降昼時晴

肥後米ウシイゝ也銭ウゝヱチ厘丸打マサシゝ位 昼チ入ゟツゝ

一今日御為替銀為請取久次郎罷出左之通

(百三十八貫五百目) (百三十八貫五百日) (日三十八貫五百日) (日三十八月日) (日三十日) (日三日) (日三十日) (日三十日) (日三日) (日三十日) (日三十日) (日三日) (日

御役所御請取銀之儀は本状ゟ及通達候右之通無故障請取候付、例之通為御届夫々相廻り申候、尤京都

一山川太右衛門事此度伊右衛門と致変名侯段京都店よ申来ル御見舞差下可申旨、京都店よ申来り侯付、則昨夕差下申侯一勢州宗恵様御病気御同いと申内、日々御勝レ不被遊侯由、依之一勢州宗恵様御病気御同いと申内、日々御勝レ不被遊侯由、依之

肥後米ウシイゝ也風立 銭ウンイ入セ厘風立 銭ウンイ入セ厘エカザシッン・イセス 昼マッ入

是又同様到来ス限別宅人中立も一重宛到来ス、孫七郎ゟ組合祝儀差送り候付、限別宅人中立も一重宛到来ス、孫七郎ゟ組合祝儀差送り候付、奥村貞山方ゟ七十年賀剃髪為祝儀赤飯一重店表エ出ス、尤当地

使僧ヲ以到来ス島村新兵衛殿#西方寺寒気為見舞入来、尤西方寺ゟは納豆

一土岐様よ八郎右衛門様江御到来鴨一番御礼状下り侯付、一石井与三郎半元服、井口庄太郎上座ニ申付ル

敷共専御懸合も御座候付而者、何角と不都合之筋も有之候、依孫七郎致出坂罷在候段、薄々相聞得有之趣ニ付、此節右両御屋岐様御屋敷病気分ニ申立置候処、此節ニて而ハ、右両御屋敷共に非孫七郎儀当春ゟ爰元店に為勤番罷出、右之内者阿部様、土

一曲

差登申候

御断申上、猶又島村氏エも同様取繕御断申上置候 り主中様方
を御通達被遊候付、右之趣今日桜井氏へも久次郎
を 之此度

を孫七郎右両御屋敷共引退、已来五十川清太郎相勤候積

道修町一町目加賀屋弥三右衛門居宅并道修町三町目加賀屋弥一 宇兵衛連判証文ヲ以銀高サシメゝ歩合月イ歩来ル未三月限引当郎抱屋敷一ケ所引当ニ取之、右別家加賀屋仁兵衛、同美さ代判 新取組致遺候

十二月八日晴天 暖気之方 肥後米ウシイゝカ入銭ウゝイ入ヱチ厘丸打シゝゟセシゝ位。金サシツュツカ入 ロ 昼マゝウ入ゟツゝ

|炭元ニ吉野花供□法と申町内触ニ而家別ニ米|升程取ニ廻|塚泊り之積罷下ル、供男甚兵衛、爱元ゟ新蔵遣ス 寺井瀬兵衛儀、南紀御下ケ金之儀ニ付罷下り、今朝着坂、 処ル、

勢州宗恵様御病気御勝レ不被遊侯、甚御大切之様子ニ侯間' 見舞状差下候様京都店ゟ申来り候付、則御見舞今夕京都店向為 |垣当之由町里と同断取ニ廻ル、但二季ニ相廻ル

御

//和屋次兵衛平野町抱屋敷一ケ所引当ニ取之、銀シメゝ歩合月 大和屋次兵衛平野町抱屋敷一ケ所引当ニ取之、銀シメゝ歩合月 当店向角畳屋半右衛門後家死去、 申候付、男頭徳兵衛差出ス 今七ツ時於浜墓所葬式相営被

歩来ル五月切ニ御印取組、

引当随分丈夫口ニ侯

十二月九日曇天 暮時ゟ雨降 |昼セマ入

西方寺貞玉尼ゟ寒中為見舞納豆一曲到来ス

勢州宗恵様御儀段々御差重御急変差出、終五日夜八ツ時御死去 先月廿四日夜当店門口江捨候小児||気強養生不相叶今朝致死去(糜z) 被遊侯、依之則兵衛様、則右衛門様宛御悔状差上可申旨、 ニ而火葬ニ相営申侯、御検使東組同心三宅四郎右衛門殿也 候付、早速東御番所五町役人中并爰元店藤次郎同道御届申上侯 御檢使御出被成、書物等御取相営候様被仰付候付、梅田

サニ月六日 十二月六日 戒名左之通

右之通京都店ゟ無番状ゟ申来ル、 依之御悔状京都店江向為差登

申候

十二月十日曇天 肥後米ウシツゝイ入銭ウゝセ入ウ厘マ入丸打シゝゟマシゝ位。金サシツゝサカ入 R 昼ツサ入

海端 物料 大 御餞別左之诵

桜井伝右衛門殿御事当地御用向相済明朝出立、

御帰府ニ付京都

一サ舟疋 八郎右衛門様よ 代シュ也 但此度土産到来付 孫七郎ゟ

伊達和泉守様

吉川監物様

右御不幸之儀本店申合、家督并退役エも廻文ヲ以申遣ス 宗恵様御死去ニ付御慎方之儀元方御状る左之通 申侯、久次□□も今日為暇乞堀川御屋敷エ罷越申侯(原儀) 北孫七郎此度□□□退侯得共、土産物到来ニ付、右之通差送り(思想) は出り、「は土産無之侯付、是迄何迚も孫七郎一名ニ而差送り侯、店名代エは土産無之侯付、是迄何迚も孫七郎一名ニ而差送り侯、 日本によっていた。「「五百」 「三四十名」 (五十名) 「三四十名) (五十名) 「三四十名) (五十名) 「三四十名) (五十名) 「五十名) (五十名) 「五十名) (五十名) 「五十名) (五十名) 「五十名) (五十名) 「五十名) (五十名) 「五十名) 中戸エ暖簾掛ケ被申、両替店は見世入口西之方エ境格子壱枚入 申遺候処、先此度は近例之通り金サ舟疋可遺段申来り候付、右 別宜相成侯、当時殿様御代も替り、度々御引合事も無之侯付、 之通差送り申侯、巳来者前々之形ニ戻り侯方可然侯事、且大坂 右之通今日差送り申候、尤右餞別之儀御城代已前ゟ之格とは格 右之通ニ付両店共今日夕方見世早ク乄侯而、本店者明日計台所 右之通被仰下侯付、当地両店申合左之通 御宅々表大戸閉申建 遠慮四日 其元店々之儀建之通半減ニ相心得可被申侯 精進四日(但十三日迄内一日見世上ケ遠慮二日 精進七日 精進七日 東京 大学 一日 見世上ケ 遠慮四日 関東筋川々并伊豆国川々御普請御用掛り当月六日[之通被仰付候 溝口亀三郎様 松平□蔵頭様(内) 内藤徳丸様 加藤遠江守様 松平富之進様 松平大膳太夫様 松平阿波守様 松平出羽守様 十二月十一日天気 五万石 拾万石 二十五万七千石 五万石 六万石 拾八万六千石 三拾七万石 三十壱万五千石 肥後米ウシツゝ也銭ウゝツ入マ厘か打シゝゟマシゝ位 昼サンサン也 松平相模守様 松平安芸守様 九鬼長門守様 伊東虎三郎様 京極能登守様 松平主殿頭様 有馬中務大輔様 七万石 二十壱万石 三万六千石 五万二千石 二十四万弐千石 五万千石 三十二万五千石 四拾二万六千石

六万石

桜井伝右衛門殿御事、弥今朝御発駕御帰府被成侯由、左侯時者前件御知行高ニ而金合四拾九万千三百両ニ相成ルニ而者御金御手伝ニ而御知行壱万石ニ金千七百両宛之御割法之ニの後と、江戸店よ申来ル、尤於当地高池三郎兵衛噂

明朝三組申合罷出御伺申上候積りに候、依之右之趣京都店に本明朝三組申合罷出御伺申上候積りに候、依之右之趣京都店に本内に御樂越、当月十六日、廿三日本中之御添簡御渡被下候処、今夕方到着波、則右之趣当地御金方に之御添簡御渡被下候処、今夕方到着次、則右之趣当地御金方に之御添簡御渡被下候処、今夕方到着次、別右之趣当地御金方に之御添簡御渡被下候処、今夕方到着水正月十六日、廿三日共中[二]マ舟サシメン宛、来内に御樂越、当月十六日、廿三日本の御渡の下、春渡り之分年上頃相願候御為替増渡之儀願之通御閣済被成下、春渡り之分年上頃和別次同六日出五日切書状今夕方追々相達、

則相届申候

一宗恵様御不幸ニ付今日当店境格子入長暖簾掛相慎状ヲ以委細及通達候

被致侯・神武事御執行御頼申積相極決着致侯付、則右之趣同寺五案内・神武事御執行御頼申積相極決着致侯付、則右之趣同寺五案内・神武事の様の中陰御法事之儀に付、本店庄右衛門殿相談被参、先一御同所様御中陰御法事之儀に付、本店庄右衛門殿相談被参、先

よ細野平十郎付添、来ル十四日昼舟ニ罷下り申候間、例年之通納相成候付、小堀様よ斎藤杢之丞殿手前よ深井助九郎、島本方京都店よ本状到来、去巳年大川筋国役銀来ル十六日当地御金蔵

納方万端無間違取計可申旨、則御銀高左之通於当地は手前ゟ何角致世話候筈ニ候間、旅宿案内出迎、

一銀三拾七貫八拾三匁七分三厘八毛 島本三郎九郎分一銀三拾九貫四百六拾目七分弐厘 手前分

相納御納札申請為差登可申旨、右之御添簡者昨夕為差登今日着、ル十四日昼舟ニ前件便りニ助九郎持参罷下り候間、日限無間違納相成候付、右御証文之写一通到来、御銀并御証文御本紙者来右之通申来り候、且右之外ニ同日伏見新舟運上銀八貫六百目上

一年 日曇天 金サシカン・ウス を中雨降 銭ヴェサカス を中雨降 銭ヴェサカス をアンプログラング

者仲間エサシメム御渡可被下旨被仰渡候(五十5月)(五十5月)六日、廿三日共仲間エマ舟サシメム宛来ル正月十六日、廿三日共仲間エマ舟サシメム宛来ル正月十六日、廿三日(10万五十5月)御為替増渡り之儀為伺三組申合罷出候処、御下知之通弥来ル十

日中自是御案内可申段被申之候、依之右金高舟サシ両今日相場渡可申候間、今日金子相納呉侯様、将又年賦銀御渡申儀は一両拶入来、且右御用達金舟サシ両今日之相庭ニ而代銀付仮証文御伝右衛門殿ニも宜御礼申入侯様被申置候旨、於拙者も忝段為挨高池三郎兵衛入来、土岐様御用達金之儀御苦労罷成忝奉存侯、高池三郎兵衛入来、土岐様御用達金之儀御苦労罷成忝奉存侯、

サシヱゝツ入替之積、(五十七匁四分) 御証文引替相納申侯 弐朱判ニ而納代銀八貫六百拾匁代付之仮(気)

宗恵様初七日ニ付、於西方寺御法事有之候付、 本店ゟ庄右衛門、武右衛門参詣ス 孫七郎、 **久次郎**

西方寺来春本山黒谷御忌当日導師被相勤侯付、 此間金サ舟疋差送り申侯処、今日右之挨拶叮嚀ニ被致侯 ___ (五百) 村井新左衛門ヲ以本店、両替店ユも被相頼侯付、 先達而寄附之儀 両店相談之上

寺井瀬兵衛紀州御用向相済、今夜亥刻致着坂候

十二月十三日雨降 夜四ツ時ゟ晴 肥後米休日 銭ウゝカ入サ厘エ入 丸打シゝゟセシゝ位 をサシエゝマ入 昼カゝチ入

寺井瀬兵衛儀、今日笠間御屋敷江参上、 御勘定可被成段被仰聞侯 ク御渡被下候様申込候処、 来ル十八日以後、 当暮之御勘定一日も早 金子御買入無相違

右同人今夕罷登り可申処、 雨天故出舟無之見合罷在候

十二月十四日天気 昼サゝウ入カゝ

明後日渡り御為替為伺久次郎罷出候処、 渡可被下旨、則割合後明書、且先月廿六日当月六日江戸上納相 仲間 江マ舟サシメム御(三百五十貫目)

> 等御届申上置候 済候御納札等持参御月番江差上、 且大川筋伏見新舟上納銀之儀

寺井瀬兵衛儀御用向相済候付、今昼舟ニ帰京ス

江戸屋源右衛門方ゟ左之通御用懸被仰付候段相知ス

御代替法令 将軍宣下 松平周防守様 牧野越中守様

御朱印御改 種姫様御入輿 鳥居丹波守様 水野出羽守様

大川筋国役銀并伏見新舟運上銀、 藤杢之丞殿并深井助九郎、島本手代細野平十郎付添今昼舟ニ罷 同御納御証文等小堀様手代斎

z

十二月十五日終日雨天 肥後米ウシカゝウ入銭ウゝツ入サ厘サ入丸打サゝゟシサゝセサ入 ほ金サシサゝモサ入 ほ 昼ツゝツカ入

舟中無難今七ツ時着坂、御銀并御証文等改請取申候

今朝御礼久次郎罷出候、夫ゟ明日渡御為替証文并伏見新舟運上 持帰り被成候 納御証文者斎藤杢之丞殿ゟ御月番エ御差出、御書替も御同人御 銀御証文共御月番江差上、 御書替手前エ持帰り申候、 尤大川筋

八郎右衛門様当寒気為御見舞御下向可被遊処、 今日名代ヲ以定式茶宇御上下地二具宛御両殿エ久次郎持参、右 未御不快二付、

之趣程能御断申差上申侯、 通目録為持差送り申侯 且両御家中并天満与力衆エも定式之

小堀様御手代斎藤杢之丞殿旅宿天満河内屋伊兵衛方江久次郎 今朝常之通、昼鰆あん懸、 深井助九郎御見舞申侯 汁干かぶら 夜酒肴鯛小串ゆりね 并

江戸店ニも時節柄遊金無之侯付、其段御断申上侯得共、半金ニ 継為替当月廿八日切ニ当地ゟ取組遣侯付、迚も繰越納相成不申、 ても繰越相納候様被仰渡候段、当月十一日出四日切仕立飛脚ヲ 申侯間、相働廿三、四日頃相納侯様被仰渡侯由、然ル処、 金子者羽州江御差下ニ相成侯付、廿九日ニ相納侯而ハ間ニ合不 月十一日御勘定所江御届申上侯処、若林市左衛門様御立出、 其段当 右引 右

も無故障相済申候

納侯積り、今夕五日切仕立飛脚ヲ以江戸表エ及返答侯 千両今夕七日切ニ而差下、残り千両者当月廿九日ニ御断申上 候得共、二軒ニ而弐千両者右日限引継無之段断ヲ申、残り千両 以申来り候、依之爰元取組先エ右日限廿三日切ニ縮之儀及内談

弐百五拾匁打ニ而廿三日請取候積り致対談、添状取之、且正金

十二月十六日朝之内雨天 肥後米ウシウゝエ入 銭ウゝサカ入 丸打サゝゟシサゝ位 金サシサゝツカ入 昼マサ入

今日御為替銀請取并伏見新舟運上銀納等久次郎罷出左之通

銀舟カシイメサ舟ゝ(百六十一貫五百目) 手前 一銀マシエメゝ (三十七貫目) (百五十一貫五百目) 上田組

銀八貫六百目伏見新舟運上銀納方相済御納札申請 納札御印等頂戴相済候、尤当月六日江戸上納相済候御納札引替 大川筋国役銀納方無故障相済、小堀様手代斎藤杢之丞殿ゟ手 メ銀マ舟サシメト (三百五十貫目) 右之通請納共無故障相済候付、 分上納銀高書替御渡被成侯、島本方も同様御渡被成侯 内小玉マシメン 上納未三月十八(三十貫目) 例之通為御届相廻り伏見新舟御 日 前

京店差図ニ付銀サシメハ今夕江戸店エ当地店ゟ差下申候申来り候付、是又右同舟ニ助九郎京店出入又七付添為差登申候 持登ル、将又右幸便ニ銀マシメンガ当座差引残金等為差登候様今夕舟ニ罷登ル、尤伏見新舟運上銀御納札壱通助九郎右幸便ニ 右之通大川筋国役銀上納并伏見新舟運上銀上納無故障相済候付、 小堀様御手代斎藤杢之丞殿并深井助九郎、島本手代細野平十郎

十二月十七日晴天 但節分也 肥後米休日 銭ウゝサカ入 丸打サゝゟセシゝ位 金サシサゝサチ入 🕫 . 昼チ入カゝ

紀州替金ツシサ両京都店ゟ下り候付、(四十五) 委細申達置候事 書状相添今夕差下ス、尤此儀此間瀬兵衛罷下り侯節、 栗山惣兵衛殿エ向当方よ 栗山氏江

九郎右衛門様、御千勢様ゟ当店エ歳末為御祝儀金子舟疋被下置(百) 倭、尤右者是迄孫兵衛、嘉平次エ被下置倭代りニ可有御座哉と

柘植長門守様摂州吹田御知行所太田官次殿入来、江戸右御屋敷 屋敷御用人衆ゟ三郎助様并名代エも御頼被仰聞、兼而申来り有 エ之御下金百両御頼ニ付為替取組遺侯、尤此儀先達而江戸於御

之候付、其趣ニ取計申候

→歩合チ朱サニ而来未五月限ニ引当、丈夫ニ付取組り三町目一ケ所、右三ケ所共町々年寄奥印取之、銀高ツシサメリ三町目一ケ所、右三ケ所共町々年寄奥印取之、銀高ツシサメー大津屋九兵衛御池通三町目一ケ所、阿波座敷屋町一ケ所、橋通 今日座敷床工年徳神懸燈明洗米御酒、且同入口工楓ニ洗米、 明其外神棚荒神等同様料理方朝常之通、昼猪口鱠なるを 看 数午つ ノ尻む 子 汁常之 燈

竹内文次郎小瘡ニ而十月ゟ引籠罷在、今日ゟ出勤ス

平ねき 焼物りおし

夜食平白とうふう

十二月十八日雨降夜七ツ 肥後米ウシウゝツ入銭ウゝエ入サ厘チ入丸打シゝゟマシゝ位金サシカゝエ入よエ、 ۷ 昼カゝツカ入

戸川山城守様よ例年之通次郎右衛門様エ寒中為御尋小鴨二羽被「鉄巌鏡を」 下之侯付、 ゟ為持差越ス 即夕京都店江向為差登申侯、右者用達佃屋吉兵衛方

> 十二月十九日曇天 肥後米舟へ也銭ウムエスサ厘、大打シュタマシュ位をするとなる。 ほんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は

新田浅田弥助儀、当暮ゟ弥右衛門と致変名度旨、差支無之哉之 当店昨夜四ツ時ゟ煤払、但夜四ツ時表ニ有之侯証文箱并諸道具 段申来り侯付、則差支無之侯条、勝手次第変名可有之旨申遣侯、 **北今八ツ時夕飯鱠大根** 奥座敷

に相片付、夜七ツ時

ら表通り

店勘定場

其外畳揚ケ候事、 汁大根せん 焼物ニツ切 酒出ス 肴なし

十二月廿日天気 肥後米舟へ也銭ウムカエスが無打なシュ位をサシサムウスをカムイス 尤変名之上猶又相届可申段も申遺候

笠間御屋敷当暮御勘定御差引金当年者不残於当地御渡被成侯筈 二候、右之内五今日金千四百両御渡被成侯付、 右之趣今夕京都

江戸店松島太助事今般林右衛門と致改名侯段、 知被申侯、尤京都店ゟも同様申来り候 当地本店よ為相

十二月廿一日曇天 肥後米休日 銭ウェカスサ風 大打無打よシュ位 なりシカス を入り は 江戸表江宜御礼申遣呉侯様御挨拶被仰聞侯

上出立之節も御餞別等被下、

御厚志之段呉々忝次第存侯、

別而彼是と御世話相成、其

拙者儀於彼是病気罷在、

メュ清水御収納銀カシメュ御渡被下候筈、目) (六十貫目) 明後廿三日渡御為替為同文次郎罷出候処、明後廿三日渡御為替為同文次郎罷出候処、 、依之割合書付明家質(後脱カ)、仲間 江定式 マ舟サシ

笠間御屋敷御勘定当暮御渡金之内、今日マ仙両御渡、(三千) 書付等御月番 江差上申候

日明後日之内御渡可被成旨被仰聞候

土岐老之助様御屋敷当暮御年賦并御利足等高池方よ今日相渡、

一銀カ舟ゝ(六百目) (三貫三百十二匁) ۷ 当午年分年賦渡元銀ウシセメゝ之内

之内エ当午年分元済元銀済残高シメセ舟 (十貫二百月)

右同断当午年分御利足

一銀サ舟シュ (五百十匁)

メ銀ツメツ舟セシセ (四貫四百二十二匁)

右之趣京都店に本状ゟ及通達候 右之通相渡り候付、例之通久次郎請取書ヲ以無滞請取申候付′

当地御金同心辻村忠右衛門殿、 故障相済、 無難当十七日着坂被致候付、 当五日江戸出立、 東海道十三日経罷登り被申、 着悦ニ罷越候処、 村田惣右衛門殿事江戸御勘定無 **外次郎 工 惣右衛**

> 十二月廿二日天気 但風立 肥後米舟ゝサ入 我打無打シゝ位 なサシカゝイ瓜

> > 昼サゝカチ入

明日渡御為替証文文次郎持参御月番江差上、 持帰り申候

御書替ハ十人組エ

残金者明

笠間御屋敷ゟ京都江御登せ金銀左之通

米拾九石弐斗

代銀イメエ舟ツゝ(一貫七百四匁)

但 但チシチゝエ入サ厘替(ハナハタセ分五) 八郎兵衛様御扶持方宗 巴 様御扶持方

銀マメウ舟シイゝイ入セ厘金セシチ両 但皆金(ニオハ) 一(三貫九百十一久一分二) 一(三貫九百十一久一分二)

金セシチ両 但皆金 (二十八) (二十八) (二十八) (二十八) (二十八) (二十八) (二十八)

同 伊右衛門渡右同荒木伊 兵 衛渡右同 佐藤源兵衛渡御状添

右之通為差登呉侯様御頼ニ付、 瀬兵衛江文次郎ゟ及通達侯 請取為差登、 名寺渡右同断 猶又委細別紙ヲ以

岸本安次郎、 井口伝ゟ餅搗祝儀差出候 清太郎、

十二月廿三日天気 **余寒強夕方風立** 肥後米舟イゝ也 銭ウゝサ入チ厘カ入 丸打無打シゝ位 金サシサゝ &イ入 早

「一大子」 「一銀マシエメューー」上田知 「日本十二貫五百目」 「日本十二貫五百目」 「日本十二貫五百目」 「日本十二貫五百目」 「日本十二貫五百目」 笠間御屋敷当暮御渡金イ仙マ舟マシチ両、銀サゝ今日御渡被成〔一千三百三十八〕 (五久)証文相認、文次郎罷出右金銀無故障請取申候 安井新十郎殿、松井官左衛門殿よ三組宛手紙到来、堺御役所御 一金マ仙サ舟両 月 (三千五百) 皆済相成申候、則差引左之通 得共、名代他行ニ付手前エ請取相納呉侯様申越侯付、則手前ゟ 納之積り御為替被仰付旨申来り侯、然ル処少金当番上田組ニ侯 種人参代金銀拾九両弐歩、四匁四分八厘四毛来未二月十八日上 右之通無故障請取候付、例之通為御届夫々相廻り申候 メ銀カシメン 内小玉シメン 上納来未三月廿六日 (六+質目) (+質目) メ銀マ舟サシメン 内小玉マシメン 上納未三月廿六日 (三百五十貫目) (三十貫目) 銀シュ金セ舟マシカ両セ歩 カシカ両セ歩(六十六) (二) 月並金 元金イ仙両四月&十二月迄 (1千) 右御利足年チ歩之積 元金イ仙サ舟両三月ゟ十二月迄(二千五百) 上田組 十一ヶ月分 銀サン 金サ仙ヱ舟マシチ両 / (五名) 今治御屋敷ゟ例年之通歳末為御祝儀金マ舟疋被下置候(三百) 今夕店寄会相勤、当月限対談岡御屋敷取組筋先判人工懸合、 中井幸方ゟ餅搗為祝儀重之内到来ス 来日之内者子供召連、夜ニも入可申候ハヽ下男召連可申儀等及 り金店状ゟ付替為差登候 川清太郎、寺井瀬兵衛な竹内文次郎ゟ別紙ヲ以委細及通達、代 上ニ而牧印エ申込可然旨、且御書届之節雇男大方召連侯付、 右之通追々請取、当年分御勘定皆済相成侯付、右之趣今夕五十 (三十七) (三) 金マシエ両マ歩 一金チ舟両 (八百) 一金マ舟両 (三百) 金セ舟チシヱ両セ歩 金サ舟エシカ両(五百七十六) 済御用達金サ仙ヱ舟サシ両之内ヱ御元御用達金サ仙ヱ舟サシ両之内ヱ御元 之内エ御元済 御用達金マ万セ仙ツ舟エシイ両壱歩 (三)(ニチ四百セキニ) 御用達金チ仙両之内へ御元済(パチ) 古借金之内江請取 右之御利足 元金イ仙両五月ゟ十二月迄九ケ月分(一千)

連名手紙ニ而申来ル、

依之御礼罷越、

右之趣京都店江も為心得

此節米高直ニ付当暮抱屋敷宿賃集り兼可申存候付、

相談之上家

守中江右之趣申渡、当暮之所別而出情取集可申段夫々江改申渡

別紙ヲ以申遣し候

一岐様御屋敷ゟ御使者御入来、

坂源五右衛門殿

但御目録熨斗包添い小袖・一ツ・八郎右衛門様

金マ舟疋被下之、島村新兵衛殿、村田寿右衛門殿よも歳末祝儀(三百)の部様御屋敷村田万太夫殿よ久次郎エ手紙相添、歳末為御祝儀

(疋宛名連ニ而持参差上申候)

十二月廿四日天気 但風立 銭ウゝサ入チ厘カ入 丸打無打シゝ位 金サシサゝマツ入 E 昼サゝサチ入

肥後米舟イゝツ入 但来正月五日な

笠間御屋敷ゟ文次郎江歳末為御祝儀金サ舟疋被下置候、(五百)

依之御

| 阿波屋伊兵衛エ昨年迄歳末為祝儀例年銀マ枚宛差送り来り候得 | (三) 礼罷越京都店エも別紙ヲ以申遺候

当時ニてハ質方、家質方世話も無之、其上向方代替り旁ニ

[屋敷方并町方共歳末祝儀昨今ニ為持差送り申候 昨夜何れも相談之上当年ゟ改銀野枚差送り申侯

十二月廿五日曇天 但暮時ゟ雨降 肥後米年内昨日限銭ウムカエスインシャンカエスの金サシサムカチス 昼 カゝゟセ入

舟疋宛名連って分外の次郎、 歳末為御礼今朝御両殿并御家中、 文次郎罷越相勤申侯、 K、尤御両殿エは定式目録金サ (五 御金方且天満与力衆其外勤方

> 具 五十川清太郎

江

右同断右同断 中間 利 ・

右之通為御持被下候付、 請取書相認遺、 右品々今夕京都江為差

登本状ゟ委細及通達候

江戸本店田所彦右衛門、今般宿入婚礼首尾能相整申侯段申来り 水谷武右衛門名跡大和屋友四郎忌明為御礼入来 **侯付、則今夕歓状差下申侯**

今日道明寺江代参無人ニ付、 出入平兵衛為致参詣

十二月廿六日晴天 但暮時小雨降 肥後米年内一昨廿四日切銭ウゝチ入よサ厘丸打無打よシゝ位金サ原工。 エゝサ入るチュ

今日西佐野様御役所江十人両替被仰呼、 当店餅搗廿四日夜出入餅屋ニ而内祝、 祝申侯、 判弐拾五両差交、通用可致旨被仰渡候 酒出ス、肴数子 焼物小鯛掛汁 酒出ス 且今廿六日竈上塗祝 取肴無之候 翌廿五日朝せんさい餅相 向後小判百両ニ付弐朱

佐野様御用達金御利足昨今年御渡不被成候付、 **外次郎参上、**

も御渡可申旨被仰聞侯、依之後刻文次郎請取書相認罷出、 繁平殿立懸御目程能申取侯処、今年分拵置侯間、 昨年之所エは心付不申候付、仕組無之候、来春ニて 勝手次第請取

金 金カ両セ歩(六) (二) 元金舟両当午正月ゟ同十二月迄閏月共(百) 十三ケ月分御利足月サ朱之積り(五厘)

涌

| 小田切様右同断舟両御利足初年分相渡り、其後御沙汰無御座條間、追而御沙汰可被成段御断被仰聞候 外方ゟ出金致被呉侯方も有之侯得共、利足催捉者無之侯、右之 申入様存候得共、前件利足も御渡不申候付、難申出見合罷在候、 は当地迚も呉服店、 **尤成儀ニ存候得共、登坂後彼是物入打続難渋罷在候、御手前方** 通難渋之砌候之間、何分今暫御断申入ルゟ外無之旨被仰聞候付、 右之通繁平殿御逢御渡被成侯、尤昨年者御失念御拵愷不被成侯 今日文次郎罷越本川九十九殿江懸御目御催促取繕申達候处、 両替店も有之候付、当冬之処今舟金御頼可(百)

十二月廿七日天気 但余寒強少雪 肥後米年内休哉けシュよるサシカュチ入るエスサルチンの 昼 エゝセツ入

江委ク及通達、

八郎右衛門様預り手形も為差登申候

猶又程能申取致退出候

笠間御屋敷は爰元店限御用達銀カシメゝ御返済之儀、(六十貫目) 銀マメマ舟カシュ今日請取、猶又御返済方之儀程能申込置侫事(三貫三百六十名) 上取繕御催促申上候処、御不操合之由御申双御断被仰閒候付、 文次郎参

十二月廿八日天気 但余寒甚強シ 肥後米年内休銭ウンチ入よせシン位をサシエンよせシン位をサシンの

若山御勝手方ゟ御状到来、銀高サメサ舟マシセゝマ入サ厘之八(五貫五百三十二匁三分五) 御使者 江之溜メ銀イ両、足軽エセゝ、中間両人 江鳥目セ舟文相土岐様 6八郎右衛門様并清太郎 江之拝領物御礼状昨日到着ニ付、土岐様 6八郎右衛門様并清太郎 江之拝領物御礼状昨日到着ニ付、 衛江可相渡旨、尤京大坂何れ江相渡侯共伊豆蔵方請取書取之、 郎右衛門様御印形当十月之月付預り手形一通、当地伊豆蔵伝蔵 申来候付、当地伊豆蔵方ぐ右御状相届、銀子請取度申聞候得共 若山立差下可申段被仰下候処、右之儀未京都ゟ何等之案内も不 添為持遣し候 江可相渡、若大坂ニ而相渡侯儀差支侯ハヽ京都ニ而伊豆蔵五兵 右之趣断申遺、 京都ニ而御請取候様申遣、 則右之趣今夕京都店

十二月廿九日天気 余寒強風立 肥後米年内休銭ウェチ入よサ厘 気サンチスよサ厘 金サシエュよセ入 昼エュイセ入

阿部様当暮年賦金舟ウシ両御渡方之通先達而よ久次郎罷越、(音カト) 及催促候得共、何分当暮之処甚六ケ敷今調達致工面居候段被

右御屋敷ぐ前件調達金対談之為御挨拶金野舟疋久次郎江御勝方被遺候付、今夕為差登、猶又右之趣別紙ヲ以委細及通達候 何卒御渡申積色々工面□覚等申談候処、今日至俄ニ差支之儀有(す) 仰聞相分り不申候処、今晩島村氏ゟ手紙到来、年賦御渡金之儀 京都へも書状ヲ以御頼申進侯旨御申聞、則清太郎江之書状一 段も無之候間、来ル二月迄御猶予被下度、 之調達金断申出候而、 俄之儀誠致当惑候、最早今日二至外ニ手 此段訳而御頼申入侯' 通

右御屋敷調達金ツ舟両来ル未五月切、右同断ツ舟サシ両未十御役人連名手紙相添被下之侯

新田浅田弥助儀、 右之趣京都店エ別紙ヲ以申遣侯 右二口今日新証文ニ引替相済申候 一昨廿七日ゟ弥右衛門と致改名侯段申越侯付、

顕名靈社木島森工御建被遊、毎年八月廿二日御神事御祈禱御 田二位様御筆之御神号宗巴様ゟ被遺候而、 而 主中様方并店々ゟも致参詣侯、 江戸表ニは無之候付、 毎年正月三ケ日并八 吉 座

相祭侯様御懸地一幅御渡被遊侯付、爱元店分一幅今日致到着侯、

月廿二日燈明御酒洗米等相備、

神拝仕候付、京大坂店も右神号

十二銅差上、右十二銅年々積置可申旨申来り候事 依之向後毎年正月三ケ日并八月廿二日御祭、 正月者支配人已上

十二月晦日曇天 朝五ツ時ゟ雨降

候而者迷惑奉存候、乍然今日ニ至難仕旨申上候而も不相済儀 阿部様当暮年賦御渡方御断ニ付、一 目右之趣取繕御面談申上候処、御尤之儀ニ御座候得共、拙者儀 達而之両口共手返しニ調達御請申上倏処、年賦之儀右躰被仰下 何分来春早々頭役共へも申談侯上、自是否哉可得御意旨被仰聞 も今日無程中野陳屋エ罷越侯ニ付右証文御渡可申儀も難相調侯 下旨懸合可申段京都ゟ申来り侯付、則久次郎罷越島村氏エ懸御 付御請申上侯、左侯ハヽ来ル二月迄御利足付別御証文御渡可被 肥後米年内休銭ウゝチ入ゟサ厘丸打シサゝゟセシサゝ位をサシエゝゟを入る日本 昨夕京都江及通達候処、

一今日座敷床江年徳神且前件顕名霊社祭燈明、 何れも神拝ス 候付、 程能及御挨拶罷帰り候 御酒、 洗米等相

今朝常之通、昼椀替ル

鱠 大根鍵

汁 天王寺

平腐時

焼物質後

今夕四ツ時本店エ歳末祝儀懸方集り為挨拶孫七郎罷越 前々ゟ当店筆頭罷越侯旨、 肴組重 夜食螺 尤本店よハ見な不申候 肴組重

え、 此儀

日々金銭相庭三好門兵衛方手代弥四郎并油屋甚七月替りニ Ħ

節一連遣ス、右之分歳末計無伸元 (H重) 野舟疋遣ス、且又京屋宗吉と申者が浜方諸式聞合相頼候付、鰹野舟疋遣ス、且又京屋宗吉と申者が浜方諸式聞合相頼候付、鰹米相庭日々河内屋辰三郎と申者が書付差越、依之歳末為祝儀金米相庭日々河内屋辰三郎と申者が書付差越、依之歳末為祝儀金 当店書札方相勤候若狭庄兵衛と申者、今早朝罷出、夜ニ入候而 此銀子相見得不申候付、決而致出奔侯と相見得申侯、依之早春 得共、無会釈折々銭調遣ス 但中元も同様遣ス、右之外天王寺屋利左衛門と申者も参り申侯 相庭帳付ニ参ル、依之弥四郎エ金野舟疋、甚七五鰹節二連遣ス、(二頁) 二至御番所江御断申上侯積侯 ル処店を町内髪結エ相渡侯銀子百目余店之引出しエ入有之侯処、 ツ宛、三尺手拭一ツ、其外硯箱、きせる等ニ而一向無之侯、然 知レ不申侯付、着類相改侯処持出侯哉皆無同前、古袷古繙伴一気と も罷帰り不申候付、請人方は勿論、其外心当り方相尋候得共相

等外次郎相勤、笠間御屋敷エは文次郎罷□相勤申侯、右之通年御城代阿部様御中屋敷并御家中紀州御屋敷、且又土岐様御屋敷 今朝御礼御両殿立久次郎、文次郎定式之通御扇子十本入一箱宛 金方立会、東西ニ而四人江手札計二候、御為替方与力衆東西ニ而 代衆見習共十九軒江者扇子三本入一箱宛持参、天満与力衆之内御 下シ番十人組方ニ而相勤申侯 四人には定式之通扇子三本入一箱宛持参差送り、夫々相勤可申候 連名ニ而差上、両御家中方手札計、御金奉行様方手札計、同手

元日床年徳神顕名霊社祭 朝雑妙いりこ 大橋 露出汁元日床年徳神顕名霊社祭 朝雑妙いりこ 大機 医腐化 アン耕 小いも焼豆腐 町方御礼申合致手分夫々相勤申候 昼汁割昆布 鱠大根 夜食常之通 吸物打割 肴組重 別段長いも 水から くわい エ子旗貫 西出肴組重 別段長いも エ子旗貫 西出肴組重 マホ貝 人参 ・ 焼物若狭小鯛 西出肴組重

始御礼夫々相勤申侯

正月二日天気 諸相庭無立会

「天明七未正月元日ヨリ二月六日迄(表紙)

大

坂店

勤 番 H

記

(別一五七一一三)

深井孫七郎」

今日床同断朝雑煎右同断 昼汁焼豆腐 新田規矩利平次為年礼出坂入来 今日町方年礼何れも申合罷出ル 肴組重 夜食常之通 但湯殿初朝風呂也 平ね腐き鴨

正月三日天気 諸相庭無立会

当月御月番小田切土佐守様、御金方御仮役江原九郎右衛門様、 正月元日天気午日 諸相庭無立会

天明七丁未年日記扣

声奉行様

新田浅田弥右衛門為年礼出坂入来 今日町方年礼何れも申合罷出

当店若狭庄兵衛儀、今日迄も方々相尋候得共相知不申候付、 御番所
エ御断申上候積りニ付、 会所嘉助呼寄右体之振合相尋候

弥

重

今朝雑煎右同断、

昼汁からし

・町内会所嘉助申聞候事

焼物質

酒肴組

物之御糺者都而無之物之由、

乍恐口上

上左之诵

借屋三井次郎右衛門出店預り手代高麗橋三町目越後屋藤次郎支配

!頃ゟ罷出帰り不申候付、方々相尋候得共未行衛相知不申候 「下人庄兵衛と申当未弐十九歳ニ相成侯者、 乍恐此段御断奉申上侯以上 先月晦日朝六ツ

三井喜三郎病気ニ付

天明七年未正月三日

乍恐奥印仕候、 右喜三郎儀当時病気罷在侯段相違無御座侯付、 代庄助印

已上

家守越後屋藤次郎 盯

猶本人行衛相知候ハヽ召連可被出旨被仰渡候 右之通相認東御役所

正助持参御

断申上侯処、 御留置被遊候、

右庄兵衛儀奉公人之儀ニ付雑物御糺者無之由、且家持ニても借 屋人ニても当人ニ有之候得は、家出と相認候旨、 も有之由、奉公人ニ候得は幾日何時ニ罷出と相認候旨、 尤雑物之御糺

> 正 月四日天気

米初相庭建式有但今明日計淀屋橋詰ニ而

肥後米舟カゝセ入銭ウゝサ入サチ軍

今日江戸、京都江年始状并番状例年之通差出 格別丈夫成口ニ付、 鴻池屋市兵衛尼崎町二町目居宅七間ニ弐拾間、 西角拾間ニ弐拾間、 二弐拾間、同町北側抱屋敷四間ニ弐拾間、平野町三町目中橋北 則今日取引相済申候 銀高舟セシメュ歩合エ朱サ来ル十一月限(音二十貫目)(七)(五)右四ケ所共町年寄奥印ニ而御印引当ニ取) 同町続屋敷拾間

正月五日天気 肥後米舟カゝカ入銭ウゝカ入サ風 昼セマ入

島村新兵衛殿年始為御礼入来、 **外次郎** 五扇子二本入持

正月六日天気 肥後米休日 戦ウゝサ入サエ厘 戦・オンカンウスをエ ۷

一西方寺和尚為年礼入来

事の 一今夕当店初寄会相勤、定式之通大式目 #帯刀格式続聞せ、惣中 中分有之方催促、且証文引替等不相済分急々相改可申段申談侯 非角前髪惣中承合夫々帳面ニ相扣、其上夜判之節支配人組頭猶 并角前髪惣中承合夫々帳面ニ相扣、其上夜判之節支配人組頭猶 東方有之方催促、当月伊勢代参林庄助エ申渡、且是迄医師衆服薬外 申分有之方催促、且証文引替等不相済分急々相改可申段申談侯 申分有之方催促、且証文引替等不相済分急々相改可申段申談侯 事

肥後米休日 銭弁シカンウ入 屋カンツサ入工月七日天気 念井シカンタ 位 ポ朱打マツシン位

一今朝鮮・ 組重 昼鱠大根 焼物生鱒 酒出ス 肴組重一今日残礼申合相勤ル 花盤 脱後米休日 肥後米休日

正月八日天気 金サシカゝツサ入 昼カエ入 近年打シサン なせシサン位

勢州代参盃事今夕台所ニ而出ス、肴鹽 硯蓋が串 吹田くわい 原蛸 ゆりね

正月九日天気 正月九日天気

肥後米舟チゝヱ入銭ウゝツ入マ厘式朱打セマシゝ位昼同事

以来合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條処、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條約、当正月四日夜浜方年行事東御役所江被為召、此度又承合條約、今日京屋惣吉方二而猶此度於当地御買米被仰付條段及承條付、今日京屋惣吉方二而猶此度於当地御買米被仰付條段及承條付、今日京屋惣吉方二而猶此度於当地御買米被仰付條段及承條付、今日京屋惣吉方二而猶此度於当地御買米被仰付條段及承條付、今日京屋惣吉方二而猶此度於当地御買米被仰付條段及承條付、今日京屋惣古石之前、

下シ方は笘屋八兵衛に被仰付候旨、舟数拾艘計も入用之由ニ候、近天方を相渡置、買立米は右両家に振出シ申候由、右御米江戸候筈之由、右銀子者浜方両替鴻池屋庄兵衛、加島屋安兵衛両家は三村成、則右相庭ヲ以今九日銀ヱ舟メュ替之御積りニ而銀渡右御米金セ万両分御買上、金相庭サシカユ替之御積りニ而銀渡右御米金セ万両分御買上、金相庭サシカユ替之御積りニ而銀渡右御米金・万両分御買上、金相庭サシカユ替之御積りニ而銀渡右御米金・万両分御買上、金相庭サシカト

右之趣ニ付京都店も為心得申遺候 京都江年始為御礼今夕舟ニ罷登り申候

正 | 但暮時前を雪降|

諸相庭共休日

大坂一統休日、依之当店も例年相休候由、 大坂一統休日、依之当店も例年相休候由、 大坂一統休日、依之当店も例年相休候由、 肴組重 朝常之通、 昼 鱠 せ大生 り根子

但朝風呂

月十一日天気 但余寒強折々小雪降

肥後米休日 銭ウゝサ入ゟサ厘 弐朱打セマシゝ位 昼カヱ入

笠間御屋敷椀飯被下候付、例年之通文次郎参上ス 勢州代参林庄助今朝出立ス

小田切様御妾服ニ而御女子様当八日御平産御座候付、

今日例年之通帳書相祝矢野庄次郎認ル、 今日為恐悦文次郎罷出候 朝常之通

昼雑煮餅水な

吸物 酒出ス 組重

正月十二日天気 肥銭弐金

宇野十右衛門為年礼出坂、 塩鱈一尾、 菓子一箱、

> 本店清水藤兵衛儀久々病気罷在候処、養生不相叶終昨十一日八 土産持参ス、依之為挨拶銀子野両差送り候(二)

於墓所相営申侯由、且悔状宛名之儀娘未幼年ニ付、妻民宛ニ而 ツ半時致死去侯段為知来ル、葬式之儀は明後十四日八ツ時梅田

申遣シ、何れも為悔罷越ス

可然旨本店ゟ申来ル、依之右之趣京都店、江戸店エも別紙ヲ以

当年北国米登り高承合候処、 左之通

加賀米五万三千石之内三千石は江戸廻シ、残り五万石大坂着

米子米五万五千石

新発田米弐万五千石

越前米壱万弐千石

富山米六千石

出石米弐千石

上田方申

村松米五千石

仙台米壱万五千石

鯖江米三千石

三島米四千石 津軽米壱万三千石 秋田米壱万石 出雲米弐万石

橋津米七千石

道明寺役人辻友右衛門為年礼御札持参入来ス

越申侯付、為心得京都店五写取為差登申侯

メ米高弐拾弐万七千石大坂表
に着之由河内屋辰三郎方

を書付差

正月十三日天気暖 但著迄俄雨降雷強鳴

八幡蒟蒻拾為

肥後米舟ウゝウ入 銭ウゝサ入チ厘ゟカ入 弐朱打セマシゝ位 昼マツ入

1月十四日天気 金サシカゝツ里 但余寒強 銭ウンカ入マツ里 ボ朱打シサン なセシサン位

付、則右目録拵御屋敷エ久次郎持参、塚田嘉左衛門殿エ懸御目代金マ舟疋先格之通御差上被遊侯段申来、披露状今日致到着侯八金マ舟疋先格之通御差上被遊侯段申来、披露状今日致到着侯小田切様御妾服ニ御女子様御出生被遊侯付、主中様方より御肴段、西下宿よ廻文ヲ以為相知申侯と当地町廻り同心目付木村久左衛門殿、野口国蔵殿エ被仰付侯之当地町廻り同心目付木村久左衛門殿、野口国蔵殿エ被仰付侯之

今朝常之通、昼汁®長 鱠5g 焼物4g 酒出ス 肴なし清水藤兵衛葬式今日於梅田相営候付、孫七郎、久次郎罷越ス清水藤兵衛葬式今日於梅田相営候様後後被仰聞候

阿部様御用達金舟ウシ両去暮御返済之儀、(音丸+)

旧蠟押詰色々御工面

正月十五日天気 諸相庭共休日

一今朝御礼文次郎罷出候、且明日渡御為替証文同人持参差上、御書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少書替上田組立持帰り候、右之節去ル十二月廿六日上納御納礼少

(1十三貫目) (1十三貫目) (1十三貫目) (1十三貫目) (1十三貫目) (1十二貫王目) (1十二貫王目) (1十二貫王目) (1十二貫王目) 山中半兵衛京都年礼相勤八幡工参詣、 今朝常之通 メ銀サシメト (五十貫目) 月十八日、廿六日江戸上納相済侯御納札引替も相済申侯 右之通無故障請取候付、例之通為御届夫々相廻ル、 正月十六日天気 昼鱠りけ木 内小玉シメゝ(十貫目) 汁な 諸相庭共休日 上納四月十八日 宇田いも午尻である。 酒出ス 上田組 十人組 尤去ル十二

Æ 月十七日曇天 但夜中雨降 肥後米舟シュセ入銭ウェカ入イセ厘式朱打セマシュ位 厘 セマス

今日七ツ時御霊宮於神前御弓と申式有之候 字野十右衛門今夕舟二致帰郷候由ニ而、 為暇乞入来

Œ 月十八 日 1雨降 肥後米舟シセゝカ入銭ウゝサ入セ厘、大打シサゝゟセシカ、ツサ入 屋や ュセ

明後廿日本店椀飯四ツ時罷越候様、 本店名代役清水藤兵衛死去二付、 朦中見舞後家民宛ニ而左之通 深井合竹内迄連名宛口上手

葛椎茸両品一重 香典金子舟疋 饅頭百 但虎屋切手 代サ ^ セ入(五匁二分) 代サ舟セシ文(五百二十) 深井、山中、杉本ゟ 店よ

之節金野舟疋、葛椎茸一重差送り候処、去々巳十一月爰元店勘右之通差送り候、尤去ル辰正月本店勘定名代早野平右衞門死去右之通差送り候、尤去ル辰正月本店勘定名代早野平右衞門死去 定名代中井嘉平次死去之節、本店ゟ金舟疋、葛椎茸一重致到来(百)

京店出入定七若山江御使二罷下、 急症差出全体虚労之症ニ而甚六ケ敷、 候付、右両人御役ゟ次座ニ付早野ゟ相減、 今朝着、 療養色々尽手候得共、 即刻若山江罷越ス 右之通差送り候事 K

其甲斐去ル十一日暁子刻終致死去侯段申来り侯、

則戒名左之通

之趣本店并家督退役并新田エも為相知遣ス 尤年始旁差支有之候付、 右之通ニ付松野次郎兵衛エ悔状一通、京都店エー 法空浄説信士 行年三十五才 中陰十日本

通為差登申候!

正月十 九日 天気

肥後米舟シサゝ也 銭ウゝツ入ウ厘サ入 弐朱打シサゝセシサゝ位 金サシカゝイセ入 昼セ入

松野安次郎死去ニ付本店武右衛門為挨拶罷越

正月廿日天気 肥後米休日 銭ウゝツ入マツ厘 弐朱打シサゝセシサゝぬ 位星 サゝカヱ入

焼物生物 今暁七ツ時前玉造之東本庄村出火有之、 本店椀飯紅孫七郎、 快ニ付不参、 酒台引飯蛸 料理鱠大根 せり よめな 汁椎茸 ふりこしううか 汁椎茸 半兵衛、 二したし物 **外次郎、** 三吸物白魚 文次郎罷越、 無程相鎮 平 午く鴨 尻わ

一京店 6本状到来、取肴岩茸はしかみ取肴岩茸はしかみ

江戸本店去ル十一日御寄会之上左之通 七持下り、 金蔵ゟ御請取被成候付、 無難着改請取、 両御役所御入用銀セシメゝ来ル廿三日当地(二+賞目) 右御証文并写御添簡等出入吉兵衛、 右両人今夕舟ニ罷登

望性銀等被仰渡侯 御暇望性銀等被仰渡候 鈴木三郎兵衛此度願之通 頭已下之役替者相記不申候事 右之通被仰渡侯段元方御状致到着侯、 望性銀等被仰渡候 右支配役願之通御暇 右組頭役願之通御暇 是迄支配役進藤安兵衛 右支配役被仰付侯 芝口店 正月廿一日天気 向店 土田庄兵衛 加藤五郎右衛門 堀三右衛門 肥後米舟シマゝチ入 銭ウゝツ入サエ厘 3、朱打シサゝセシサゝ位 金サシサゝサカ入 昼セマ入 を 藤原弥平次 望性銀等被仰渡候 右組頭役願之通御暇 右支配役被仰付候 右支配役被仰付候 芝口店 付候 芝口店 右三人組頭役被仰 清水平五郎 御子宇兵衛 伊藤源兵衛 和 大橋兵四郎 知幸助 尤組頭役迄出入相記、 右組頭役被仰付候 右支配役願之通野村伊兵衛新 羅 甚 七 仰付候 望性銀被仰渡候 御暇被仰付候、 右三人組頭役被 後頭が 山が 上口 路 金 役 頭向 野 d 店 三宅十五郎 田 村 清 藤 役 助 냠 京都を元方御状着、 候筈、依之割合書後明書 并京都両御役所御請取銀セシメゝ之御明後日御為替渡為伺久次郎罷出候処、三組エサシメゝ御渡被下明後日御為替渡為何久次郎罷出候処、三組エサシメゝ御渡被下 御金方江此度御触被仰出候弐朱判弐拾五両差交之儀通用之儀、 当町油屋彦三郎入口東之方ニ有之侯番小屋屋根之上江、 明後廿三日如例年当店節相祝侯付、本店当役并当店家督退役中 伊勢代参林庄助無故障相勤、今夕四ツ時無難致帰着候 生後五十日計も相立侯女子致捨子侯付、右之段早速御届申上侯 **ゟ別段手紙ニ而申遣ス、且新田エも手紙遣** 此間十人両替ゟ御触之通り御届申上侯付、今日手前十人組ゟも 役頭已下之役替ニ付相記不申候事 証文写等御月番��差上申侯 **エ廻文ヲ以申遣ス、尤京本店中塚徳次郎此節在坂ニ付、支配人** 同様御触書之趣御届申上置候 右之通被仰付侯段申来り侯、尤上ノ店、紅店役替も有之侯得共 右両人組頭役被仰付候 藤田与三兵衛 小林三右衛門 一昨十九日本店節御祝儀之上左之通一昨十九日本店節御祝儀之上左之通 渡侯、尤惣兵衛儀は熊谷仁右 衛門養子願之通被仰渡侯 右願之通御暇、望性銀等被仰 丹羽彦三郎 夜前出

正月廿二日天気 肥後米舟シセゝエ入銭ウゝツ入サカ厘、朱打シサゝセシサゝ位金サシサンウ

平朧豆腐

其外昼残物取肴

吸物赤味噌

但

|座敷 公二 而·

督退役店惣中初元迄

明日渡り御為替証文并京都御役所御請取銀御証文等今日久次郎

京店出入甚兵衛夜前若山ゟ罷帰り、則今昼舟 持参御月番エ差上、御書替手前エ持帰り候 //二罷登

京本店中塚徳次郎御用向有之、今夕舟ニ罷登り候旨為暇乞入来

節聞酒吸物蛤、 当店ゟも為挨拶文次郎罷越ス 、取 看玉子ふの焼 瀬鉾

鉢くき 直 二夜食常之诵

正月廿三日天気 肥後米舟シイゝカ入 銭ウゝツ入よイ厘 弐朱打シサゝセシサゝ位 金サシサゝイセ入 昼サゝよイ入

メ銀サシメム (五十貫目) | 右之外京都両御役所御入用銀セシメ〜(日十貫目) | 内シメ〜小玉銀 | 上納四月廿六日(五十貫目) | (十貫目) | (十貫目)

一節料理鱠大根 世別 右之通無故障請取候付、 蚴 一吸物ふきのうとう **汁** よめな 平 ね鴨 き 例之通為御届夫々相 取 長いも くわい 収有飯蛸 椎茸 玉子ふの焼 蒲鉾 焼物生鰤 台引なせめ 廻り申候 夜食 **汁** 割昆症 ニ

た

正 月廿四日曇天 折々雨降 肥後米舟ウゝエ入 銭ウゝマ入チウ厘 弐朱打シサゝゟセシサゝ位 金サシサゝイセ入 昼サンよイ入

り候ハト出訴之儀見合可申段及返答候処、 持続ケ申積りニ御座候、抱屋敷之儀も右之通暫見合候ハヽ望人 渡申候ハヽ、出訴之儀暫御見合可被下哉、 上候由、夫二付此方江取置候家質滞利銀之内江此節正銀少々 伏見町加賀屋次右衛門方相続人相極り、 利銀不残此節正銀請取、右家屋敷売レ候迄之所、 可有之哉と存候付、御頼申候段、右町内町代申来り候付、 敷旨申之罷帰り候 近日御番所江も御届 中々其儀は致出来 何れニも居宅之方者 町請負ニ相改 右滞

正

月廿五

日天気

肥後米休日 銭ウゝマ入セ厘 弐朱打シサゝゟセシサゝ位 金サシサゝよイ入 - 昼ツゝエチ入

次郎右衛門様御儀御不快ニ付、 満与力衆へも定式扇子差送り候分も久次郎持参、 箱交肴一折宛久次郎持参差上、御家中方并御金方、同手代衆、天 不被遊候付、今日御名代ヲ以御両殿エ定式 之 通御 扇子+ホス| 当地御屋敷方江年始御礼御下向 御名代相勤候

正月廿八日天気

肥後米休日 銭ウゝゟサ厘 弐朱打シサゝセシサゝ位 金サシツゝセマス 昼ツゝゟサ厘

今日道明寺江林庄助代参ス

柘植長門守様摂州吹田御知行所御役人太田官次殿入来、江戸御 屋敷に金七拾弐両御下被成度旨ニ而御持参被成侯処、右金□不(子) 之儘差下申侯、尤下し賃八匁六分請取申積り及対談侯 残切金ニ付御対談之上正金下シ致候積り、同人封印為致、 右封

正月廿六日天気 肥後米舟ウゝイ入銭ウゝセ入サカ厘、朱打シサゝセシカルの金サシツゝウ入サ厘サゝ 昼ツゝヱチ入

朝常之通、

昼茶食 | 大王寺かぶら | 沖白豆腐

今日当店日待相勤、

月廿七日天気 暖気之方 肥後米舟シセゝ也銭ウゝイ入サチ厘ま失打シサゝセシサゝ位ま失打シサゝセシサゝ位

候得共、此度は舟サシ〆ゝニても不苦候間、何卒取組呉侯様田|上田方ゟ大川町淀屋橋角抱屋敷引当下地御印セ舟〆ゝ取組有之|上町方 中嘉七と申手代申来り候付、今夕京都店エ本状よ及相談候

伏見町加賀屋次右衛門死跡又吉儀次右衛門と改名致相続候付、 侯、尤次右衛門跡名前相極侯付、猶又済方之儀御頼可申上侯之 聞候付、追々及懸合無拠趣ニも有之候付、是迄滞利足正銀相渡 先達而及出訴候家質滯之儀、次右衛門死去二付御引上二相成有 右之儀も出来不申候由申聞候付、不得止事伏見町申合候上罷出 候ハヽ当次右衛門証文ニ相改、出訴之儀見合可申段申遣シ侯処、 之候処、此節下済致度旨、当時年寄加賀屋彦作方ゟ色々頼筋

御役所ニ付、今日も西御役所エ罷出ル事、且右之通御届申上相 済候趣当町会所へも申達置候、右御日限来ル六月廿八日ニ相当 当月御月番者東御役所ニ候得共、先達而御引上ケニ相成候者西 五十日切元利共相済可申旨被仰渡、則双方印形御取被成侯、 糺之上、右家質滞先達而御日限被仰付候内、次右衛門死去ニ付 伏見町加賀屋次右衛門代御呼出、右元利滞銀高相違無之哉と御 役所エ罷出御日限方エ差上候処、御掛り安井大助殿御請取被成 一旦御引上ニ相成候得共、最早改相願侯ニ不及申候、今日ゟ百 此段被為聞召置被下侯様今日書付相認、喜三郎代庄助西御

阿波屋伊兵衛名前ニ而取置侯家質滞之方右同様ニ付、今日東御 郎殿御請取、是者先達而相願候之処、無程次右衛門死去ニ付御 役所エ阿波伊手代藤兵衛罷出、御届申上候処、御掛り小泉松次 届書ニ書入可申旨被仰渡侯付、則来月二日奉願上度侯間、 引上ケニ相成、未対決不相済候間、来月二日改相願候様今日之

略之ス 被為聞召置被下侯様相認差上相済申侯、 **尤両様届書御用留ニ記**

新田利平次入来、 同所畑肥シ之儀、 半兵衛、 喜三郎談

正 月廿九日曇天 折々雨降 肥後米舟シツゝ也銭チゝウ入マサ厘、朱打シサゝセシサゝ位金サシツゝゟイ入 昼マ 位っり入よツゝ

橋井利右衛門病気ニ付、 樽別宅并支配人迄為年玉豊心丹一包宛持参入来 為年礼手代定七と申者出坂、 当店霰酒

月晦日雨降 昼時前ゟ折々晴 肥銭弐金 後米舟シツゝツ入《チゝウ入サヱ厘》(年打シサゝセシサゝ位《朱打シサゝイセ入 昼ツゝイ入

正

シメュ之内家質取組之方引当「下足」付、マシメュハ右家質之方・10世紀 (三十寅日) (三十寅日) (三十寅日) (三十寅日) (五十寅日) (三十寅日) (三月月) (三 以御取組之儀御承知被下、忝奉存候、乍然右歩合之儀ウ朱三,而 江内済被致候ハヽ、 L内済被致候ハヽ、此度舟サシメゝ取組可申旨及対談候処、 (音五+賞目) ・メゝ之内家質取組之方引当不足ニ付、マシメゝハ右家質ウ 先

> も申聞、 自是御返答可申段申之罷帰り

二月 朔日天気 庚子 余寒強風立 肥後米休日 銭ウゝイ入マサ厘 弐朱打シサゝセシサゝ位

今朝御礼久次郎罷出相勤申候

当月御月番佐野備後守様、 御金方酒井与左衛門様、 下シ番手

ニ而相勤候

今朝鱠大概 平 こ午小 も房い も

汁常之通 **昼**汁常之通 焼物館

一新田弥右衛門入来、夜酒肴小串 下百姓救銭之儀 ニ付半兵衛、 喜 郎 江 相

談

二月二日天気 肥後米舟シサゝマ入銭ウゝセ入ゟイ厘弐朱打シサゝセシサゝ サゝ位 昼ツゝゟイ入

方様共御剃髪御改名左之通 宗 救 様 寿 珉 様

九郎右衛門様御儀御年齢并御千勢様御儀御本卦二付、

新町源右衛門様御方江竹屋町御式様旧冬御入家御内御婚礼御 此節右御弘メ御両家様共御整被遊候

り位之儀は如何様ニも可仕哉、

猶罷帰り三郎左衛門并同役共

者私方引当二合不申迷惑奉存侯、御存之通薩州御屋敷抔者工朱

宗龍様御儀当年御初老二付、 右御祝儀御祝被遊候

135

道明寺役人木戸与左衛門入来、京都丹波屋五郎左衛門エ登せ銀

則今夕右之通相認為差登申侯宗龍様エ者格状右之通御悦状為差登可申段、別紙通達有之候付、右之通候間、宗救様、伝蔵様宛一通、源右衛門様、元之助様、右之通候間、宗救様、伝蔵様宛一通、源右衛門様、元之助様、

但昼八ツ過ぐ哨 銭ウンチ厘ダイ入一月三日雨天一般ウンチ厘ダイス一般サシツュセマ入 昼同事

金之儀御断申上侯儀も有之旁此度は御請申上侯、已来儀者三十

日切ニ御心得被下候様得と申上置候

聞、猶又夫々得と入割申聞せ候 関、猶又夫々得と入割申聞せ候 関、猶又共々得と入割申聞せ候 関、猶又共々得と入割申聞せ候 所後五日渡り御為替為伺文次郎罷出候処、三組エ舟サシメゝ御 明後五日渡り御為替為伺文次郎罷出候処、三組エ舟サシメゝ御 上田方取組之儀兎角歩合下地ヱ朱之処、ソ通り上ヱ朱サニ而致(土) (玉) (土) (五)

喜三郎ゟ猶又及対談候事

成侯得共、再応無拠被仰聞儀ニ付、左侯ハヽチ朱サニ致可申旨用捨呉侯様再応相頼被申侯得共、此方よハウ朱よ相減侯儀難相用

月四日天気 肥後米舟シセゝサ入 銭ウゝツサ厘 弐朱打セシゝゟマシゝ位

明日渡り御為替証文文次郎持参、 御月番江差上、 御書替ハ十人

組工持帰り候

書簡方江金舟疋宛、右之通夫々持参差送り無故障相勤申侯御肴代金サ舟疋宛差上、御家老、御用人、御取次金七舟疋宛、 八郎右衛門様御儀、当地御屋敷方五為御年礼御下向之儀、 昨夜寄会、料理汁焼豆腐 (三百)(五百) (二百) (二百) (二百) (二百) 気今以御勝レ不被遊候付、御名代ヲ以相勤可申旨京都ゟ申来り 平さざし 酒出ル 肴赤菜 右之通ニ 御 病 而

済申候

中塚徳次郎御用向ニ付出坂之由ニ而入来、 役人之分座敷、巳下台所也 仍而支配人為挨拶参

新田利作為年礼今日入来、早春差支有之延引相成侯旨断有之、 銭マシメ文、新田役人エ当秋収納迄貸シ遺侫儀、将又木綿作前(三十貫) 依之例年之通酒差出ス、且又右之節先頃よ申立有之侫下百姓救 肥シ代銀取替遣候儀等京都ゟ承知之趣申来り候付、右之趣半兵

> ▲引当不足家質之方エ引取、正銀舟マシメス相渡候対談ニ而相 屋敷引当勿論年寄奥印取之、歩合者チ朱、且右銀高之内セシメ 屋敷引当勿論年寄奥印取之、歩合者チ朱、且右銀高之内セシメ (11+質見) (11+質見) (11+質見) (11+質見) 不申候付、家質内済マシメゝ引取可申処、セシメゝ之内済ニ而余儀品合共被仰聞候付、致チ朱可遣、且銀高之儀相増候儀は望 之候、歩合之所もチ朱サゟまけ申儀迷惑存候得共、(八)(五) 及返答侫処、何分其上相減、銀髙之処舟エシ〆ゝ取組呉侫様此間(百七十貫目) 度々御出無

二月五日天気 肥後米舟シツゝツ入銭ウゝツサ厘 は失打マシサゝゟツシサゝ位金サシツゝツ入ゟサ厘 昼マツ入

今日御為替銀請取文次郎罷出左之通 〆銀舟サシメト (百五十貫目) 銀カシウメゝ手前(六十九貫目) 内セシメゝ小玉(二十貫目) 一銀シカメゝ (六十五貫目) (六十五貫目)

二条御蔵御入用金ウシツ両皆弐朱判ニ而、今日窪田(九十四)十八日江戸上納相済候、御納札引替も無滞相済申侯 無故障御請取、 御城於馬場直ニ手前エ御渡被成候付、 今日窪田官左衛門殿 本状御

右之通無故障請取候付、例之通為御届夫々相廻り申

候、

正月

上納五月六日

又申談上京ス

頭五十入一折差送り、猶又御旅宿為暇乞文次郎罷越候 用向相済候付、今夕舟ニ罷登り被申候、 達之通御三判御証文ヲ以引替請取申侯、 尤官左衛門殿御事右御 依之先格之通為餞別饅

候処、 笘屋久兵衛手代嘉助、今日店表江入来、文次郎江逢申度旨ニ侯 可被下候、右請取方相違無之段者大屋四郎兵衛様ニ而御聞合被 舟メゝ計用達呉侯様相頼申侯付、時節柄払底之段取繕即答及断(百貨目) (当生)御金蔵ゟ手当金マ仙両宛請取申侯間、当八月迄之所銀高者当地御金蔵ゟ手当金マ仙両宛請取申侯間、当八月迄之所銀高相違、銀子手操難出来難渋致罷在侯、勿論毎年八月、十二月ニ相違、銀子手操難出来難渋致罷在侯、勿論毎年八月、十二月ニ 下候得者、能ク相分り申候旨申之、 八月迄之御取替被下、八月ニ者御金蔵ニ而請取候内直ニ御引取 廻舟ニても書入可申哉、 自是御答可申旨及返答置侯 他行二付久次郎及面談侯処、今年御払米相減侯付、手当致 何分ニも致相談呉侯様申之侯付、引当物等之儀相尋侯処 勿論長々借用之積ニ而ハ無御座侯、当 再応相頼申候付、 猶又及內

二月六日天気 肥後米舟シツゝ也銭チゝウスエチ厘 昼休

孫七郎儀、 之儀当三日夕当店寄会之節半兵衛、 且用向も有之候ニ付、 昨年二月六日夕舟ニ爰元店エ罷下り、 今夕舟ニ上京ス、 人次郎 江申談置候得共、猶 依之逗留中泊り番 丸一ケ年ニ相

成

中塚徳次郎、 御両所様御剃髪被遊侯段承之候 千勢様為御養生西洞院御屋敷エ御引移、 孫七郎上京為暇乞入来、 右之節九郎右衛門様、 於御同所先月廿七日右

井口庄太郎

井川善助

人名補注

秋田善左衛門 秋田万兵衛

浅田弥助

大坂両替店元メ家督(秋田清兵衛跡 沼田藩土岐家の大坂留守居役

と改名 菱屋新田支配人、天明六年一二月弥右衛門

高麗橋三丁目、両替屋仲間 (日々金銭相場月変わりニ帳付ニ参ル)

高麗橋三丁目町人、月行事

油屋彦三郎

油屋甚七 油屋四郎兵衛

大坂東町奉行所与力

大坂城代、武州忍藩主阿部正殷

御為替十人組

伊勢屋呉服店

荒木伊兵衛 荒木伊右衛門 阿部領左衛門 阿部能登守

阿波屋伊兵衛 有馬中務大輔

大坂奈良屋町抱屋敷名前人、「本店暖廉内 筑後久留米藩主有馬頼貴

阿波屋三郎右衛門 富島二町目

同様」

忍藩阿部能登守用人 大坂西町奉行所与力

飯島茂太夫 安東丈之助

大坂両替店平手代、天明六年一二月上座役 加賀藩蔵元

池田屋三郎兵衛

石井彦四郎

石井与三郎 石井ゆの

和泉屋惣七

五十川源太郎 和泉屋六三郎

五十川清太郎

伊豆蔵五兵衛

市川文蔵 伊豆蔵伝蔵

融

京都吳服問屋

大坂呉服問屋、高麗橋二丁目

三井家三代高路、天明六年一一月宗融と改

井筒屋伊右衛門 京都二条、薬種仲間 井筒屋新七

尼崎町丼池北江入町井筒屋平次郎借家 日向飫肥藩主伊東祐粛(のち祐鐘)

伊東虎三郎

名

京両替店組頭、定次郎を改め、天明六年二 京間之町店組頭、天明六年二月支配格

月一七日支配格

乾市右衛門 伊東弥助 池田屋宇右衛門 井口孫兵衛

池田屋嘉兵衛

平野町一丁目、大坂薬種問屋 大坂両替店元方掛名代、天明六年九月没

内淡路町浜、大坂薬種問屋 内淡路町浜、大坂薬種問屋

大坂両替店支配退役石井彦五郎後家 大坂両替店手代、賄方、石井彦五郎子

大坂両替店子供、一二月七日半元服

淡路町一丁目、大坂薬種問屋

道修町一丁目、大坂薬種問屋

京両替店名代 **両替商平野屋又兵衛子** 大坂本店手代、天明六年二月上座役松坂北

大津屋新助	大津屋九兵衛	太田検校	太田官次	近江屋忠兵衛	江原九郎右衛門	江戸屋源右衛門	越後屋安次郎	卯兵衛	宇野平三郎	宇野藤五郎	宇野政七郎	上田三郎左衛門		上島太郎兵衛	岩田屋伝兵衛		今井与三右衛門			井上三郎兵衛	井上伊織
思案橋西詰居住	阿波座阿波町、両替・材木屋	笠間瀋牧野家関係	柘植長門守摂州吹田知行所役人	津村東之町俵屋九兵衛借家	大坂御金奉行仮役	江戸飛脚、平野町一丁目	→松野安次郎	大坂両替店出入	大坂両替店手代	大坂両替店平手代、天明六年六月暇	天明六年一〇月死去	御為替御用達、上中之島町	と改名	京本店名代、天明六年一二月三日七郎兵衛	上町旅宿	屋年寄	大和屋与三右衛門、天満組惣年寄、大坂質	事	替店に転じ、同年一二月退職、井上十五郎	大坂両替店元支配役より天明元年三月京両	田沼主殿家老
落合権太夫	小田切土佐守		御式	奥村忠右衛門	奥村丈助		奥村次右衛門	奥平富之進	奥田吉太郎	御倉	沖村忠右衛門		御喜勢	小川八助		岡田彦次郎	岡田金兵衛	岡田喜三郎	岡 孫右衛門	大屋四郎兵衛	大戸源内
				LJ			୮ ግ				菛					(IX	1年1	ЦA	門	衛	

加賀屋仁兵衛 加賀屋四郎兵衛 加賀屋次右衛門

加賀屋弥三右衛門別家

加賀屋弥三右衛門別家

加賀屋九郎兵衛 加賀屋宇兵衛

伏見町、 伏見町

心斎橋 唐反物問屋

伏見町、

か行

御千勢 小野儀右衛門 小野平五郎 小野藤次郎 小野藤次郎親、 松坂北三井家高豊女、長井三井家高陳室 大坂両替店支配退役 を兼ねる 大坂両替店平手代、 へ出勤 過書町住所引払、大坂本店 同時に同所抱屋敷家守

小畠久兵衛 小野田宗休 天明六年二月一七日大坂本店支配役退役、 松坂北三井家髙路女御喜勢の養父

大坂本店出店預り

那波九郎左衛門祐利に嫁す 新町三井家四代高典女、北三井家高清養女、

> 鍵屋孫兵衛 笠屋五郎兵衛 鍵屋弥兵衛 加島屋安兵衛

嘉助 高麗橋三丁目会所下役

片山儀兵衛 片桐石見守

大坂本店組頭役 大和小泉藩主片桐安貞

西町奉行所与力、天明六年一一月罷役

勝部丈右衛門

別家、京本店元メ家督、 、伊勢講行事 高麗橋一丁目小間 伏見町の町年寄 加賀屋四郎兵衛手代

加賀屋美さ 加賀屋彦作 加賀屋太助

加賀屋弥一郎

加賀屋弥三右衛門親 加賀屋弥三右衛門別家

道修町一丁目

加賀屋弥三右衛門 加賀屋与左衛門

唐卷物反物問屋、長崎本商人、 目

道修町一丁

淡路町二丁目、 大坂薬種問屋 薬種仲間

京都三条室町、

四郎兵衛町家守支配

浜方両替

大坂東町奉行小田切土佐守用人カ

木村勝四郎、 大坂両替店子供、佐々木左京

勝四郎

勝浦恒右衛門

次男

西町奉行所与力

伊予大洲藩主加藤泰侯

加藤遠江守

加東藤助 勝部弥十郎

141

吉の養家にあたる

御 酉;

伊皿子三井家三代高登女、天明六年一一月 北三井家八郎右衛門高祐と離縁、同年一二

月一日里楚と改名

木戸与左衛門	吉川監物	吉兵衛	喜十郎	岸本安次郎	規矩利平次		規矩文兵衛	川村伴右衛門	河内屋仁右衛門	河内屋伝兵衛	河内屋辰三郎	川崎屋清兵衛	河方勘兵衛	苧屋半兵衛	苧屋喜兵衛	苧屋市右衛門	紙屋次兵衛	金屋与右衛門	金沢安太郎		金房孫市
道明寺役人	周防岩国藩主	京両替店出入男	京両替店出入	別家、大坂両替店加判名代家督	菱屋新田支配人	一日暇、一一月一日別家中西とな方相続	天明六年二月一七日大坂本店支配役、四月	沼田藩土岐家家中	平野町一丁目、大坂薬種問屋	勧修寺宮御用達、白銀町	(米相場日々差し越)、今治御屋敷世話人	思案橋西詰大津屋新助方南隣	西町奉行所与力	高麗橋三丁目町人	高麗橋三丁目町人	高麗橋三丁目町人、天明六年一一月没	今橋二丁目カ	大坂南組惣年寄、金谷町	御勘定組頭	家守	井口孫兵衛弟、江戸堀二丁目・麴町抱屋敷
小坂源五右衛門	鴻池屋庄兵衛	鴻池屋市兵衛	幸七	小泉松次郎	小泉忠兵衛	元之助		源右衛門		九郎右衛門	栗山惣兵衛	栗田唯右衛門	久米孫次郎	葛山亀右衛門	窪田官左衛門	具足屋	九鬼長門守	京極能登守	京屋宗吉	木村久左衛門	儀兵衛
沼田藩土岐家家中	浜方両替、	尼崎町二丁目	大坂両替店出入	大坂東町奉行所与力	大坂東町奉行所与力	室町三井家五代高郷	名前人	新町三井家五代高雅、	して宗救と号す												

椹奥次郎 椹奥右衛門 三郎助

佐野備後守 佐藤惣兵衛

三十郎

さ行 小堀様 近藤三右衛門 米屋平右衛門 小寺武兵衛 殿村氏、十人両替の一人 京都代官、小堀邦直数馬、 加賀藩前田家家中 大坂本店組頭

斎藤杢之丞 酒井屋与次兵衛 酒井屋与一 酒井屋与一実子、高麗橋三丁目町代跡役 高麗橋三丁目町代 京都代官小堀手代

肴屋七兵衛 堺表出入肴屋

藤兵衛

酒井与左衛門

大坂御金奉行 (右同)

京両替店出入カ

讃岐琴比羅宮の御師カ

大坂城代土岐美濃守用人

御為替十人組惣代、高麗橋三丁目

定七

佐々木左京 桜井伝右衛門

大坂西町奉行、佐野政親

伊皿子三井家四代高年

天明六年三月二七日則右衛門と改名

二条御蔵方

二条御蔵手代

松坂三井家五代髙行(松坂西村宗寿子息)、

自空 信濃屋弥右衛門

内平野町二丁目

島本三郎九郎 島村新兵衛

清水藤兵衛

浚明院 次郎右衛門

新蔵

京両替店出入 →前田新太郎

甚兵衛

新太郎

西町奉行所与力 笠間藩牧野家家中

見守蔵屋敷留守居役 笠間藩牧野家家中杉浦大蔵父、大坂毛利岩

杉浦素為 杉浦兵左衛門 杉浦大蔵

杉本久次郎 落合権太夫手代 大坂両替店支配役、天明六年二月一六日通

杉本仙助

杉山仙右衛門 勤支配 江戸本店加判名代、 天明六年三月元〆役

炭屋五郎右衛門

炭安 炭屋善五郎 瓦町一丁目、大坂両替商人

炭屋安兵衛、十人両替の一人 大坂両替商人

堺材木町、薬種屋仲間

酢屋久左衛門

家原三井家初代政俊

忍蕃阿部能登守摂州陣屋 思案橋西詰大津屋新助方南隣

京都両替商人

大坂本店名代、天明七年一月一一日没

大坂両替店出入 南三井家五代高英、 十代将軍徳川家治、天明六年九月八日没 御為替御用名前

則兵衛 清蔵様 た行 宗龍 宗巴 宗十郎 関口大助 関六郎右衛門 太真 外谷郷左衛門 則右衛門 宗三 宗慶 宗恵 高池三郎兵衛 日没 紀州藩第八代藩主徳川重倫 忍蕃阿部能登守摂州代官 尼崎藩松平遠江守用人 沼田藩・延岡藩・小倉藩名代、 尼崎松平遠江守用人 天明六年四月五日より松坂家四代高岳が名 より同家五代高行に替る 松坂南三井家四代高岳、天明六年四月五日 新町三井家四代高典 伊皿子三井家三代高登 松坂北三井家高蔭 松坂南三井家二代高邁、 南三井家二代髙博 松坂南三井家三代髙峙、天明六年一二月六 長井三井家高陳、天明七年正月二七日剃髪 室町三井家四代高行(長井高陳男) 家原三井家三代政昭 して宗救と号す 明和六年七月歿 長州藩蔵元、 長五郎 田中嘉七 伊達和泉守 畳屋半右衛門 高津屋幸七 高垣藤七 玉村熊次郎 田牧市右衛門 種村定右衛門 田中嘉右衛門 田所忠七(のち 田坂直右衛門 竹内宗硯 竹井東蔵 千葉善次郎 丹波屋五郎左衛門 竹内文次郎 彦右衛門) 新左衛門 京都 北浜二丁目 京本店元方掛名代 同閨十月九日彦右衛門と改名 伊予吉田藩主伊達村賢 医師 小野藤次郎病気につき 松坂店名代跡、御喜勢嫁付先 **舟問屋、富島一丁目** 和歌山両替 家原三井家清蔵の在京中の名乗り 平→上座 大坂両替店子供 大坂本店組頭退役二代目田牧権右衛門跡 笠間藩牧野家家中 笠間藩牧野家家中 上田三郎左衛門手代 見役にて再勤、同年十月一六日彦兵衛と改、 **江戸本店支配退役、天明六年三月一八日後** 大坂両替店向角 大坂西町奉行所与力 大坂両替店組頭、天明六年二月一六日支配

土岐老之助 戸田因幡守 戸川鉄蔵

川(五千石)

藤兵衛

天満屋吉兵衛

寺尾善左衛門 寺井瀬兵衛

大坂御金奉行仮役カ 京両替店支配役

長次郎 塚田嘉左衛門 佃屋吉兵衛 津久井武兵衛 笠間藩牧野家家中 小田切土佐守家中 入家し次郎右衛門を長次郎と改める 南三井家四代高業、天明四年家原三井家に

柘植長門守 拓植正寔、天明六年閏一○月作事奉行から 戸川鉄蔵・遠藤備前守用達、

辻村忠右衛門 友右衛門 大坂御金奉行付同心 道明寺役人

勘定奉行へ役替

都筑忠兵衛

和歌山両替

津国屋十助 西方寺 出入方

貞玉尼

天王寺屋利左衛門 大坂両替店出入方 (日々金銭相場帳付けに参る)

京両替店出入

諱は逵邦、交代寄合表御礼衆、

在所備中撫

京都所司代、宇都宮藩主戸田忠寛 大坂両替店下男頭

徳兵衛

沼田藩第六代藩主土岐定富 天明六年一〇

土岐美濃守

苫屋久兵衛

一〇日没

御米江戸下し方

鳥井丹波守

下野壬生藩主鳥井忠意

な行

中井嘉十郎 内藤徳丸

嘉平次、大坂両替店勘定名代、天明五年 大坂両替店手代

越後村上藩主内藤信敦

一月死

中塚徳次郎 永田兆十郎 京本店後見 西町奉行所与力

大坂本店名代

中村嘉助

沼田藩土岐家大坂屋敷留守居役 糸店平頭、天明六年三月組頭內格 別家、大坂両替店元〆家督

中西とな 中西庄右衛門

奈良屋忠兵衛 中村八郎左衛門

奈良屋藤兵衛

道修町一丁目、薬種問屋

道修町一丁目、薬種問屋

成瀬正兵衛 成瀬九郎左衛門

贄安芸守 西町奉行所与力、天明六年一一月御役御免

西町奉行所与力

贄正寿、

月就封

沼田藩第五代藩主土岐定経

天明六年九月

145

平田弾右衛門	平井吉兵衛	日野屋代助	肥前屋七兵衛	春田半十郎	播磨屋忠次郎	播磨屋仁兵衛	播磨屋宇兵衛	原田五左衛門	早野平右衛門	林庄助	服部平右衛門	八郎兵衛	八郎右衛門	橋井利右衛門	は 行		野崎新兵衛	野口国蔵	布屋弥兵衛	西田新四郎	西三省
忍蕃阿部能登守在坂家老	糸店組頭、二月一六日組頭	道修町一町目、薬種問屋	富島町二丁目	大坂御金奉行	思案橋西詰大津屋新助方南隣	堂島中二丁目、一橋家御用達	北野	忍藩阿部家の勘定奉行	京本店勘定名代	大坂両替店手代	西町奉行付与力	北三井家五代高清	北三井家六代高祐	南都晒買宿			別家、大坂両替店元〆家督	町廻り同心目付	伏見	京両替店後見役	京都の医師、法眼
牧野平左衛門	牧野越中守	前田新太郎		前川多十郎	ま行		細野平十郎	平三郎	伏見屋太兵衛	古森幸右衛門	福田丹蔵	副田新助	福島台右衛門		深尾音五郎	深井助九郎	広岡伊兵次	平野屋又兵衛	平野屋半兵衛	平野屋佐兵衛	平野屋嘉十郎
東町奉行所与力	常州笠間藩主、牧野貞長	大坂両替店手代	月廿日死	天明六年二月十六日京両替店支配退役、同			島本三郎九郎手代	→宇野平三郎	大坂瓦町二丁目、大坂薬種問屋	役頭→組頭	別家、大坂本店元〆家督	間之町店平頭、三月組頭内格	大坂西町奉行佐野備後守用人	日大坂両替店出勤	佐々木佐京親類の子供、天明六年十一月二	京両替店手代	京両替店支配格	大坂両替商、仙台藩名代、長堀富田屋町	本靱町、薬種問屋	平野町一丁目、薬種問屋	四軒町、宇都宮藩御用達

深井孫七郎「大坂店勤番日記」 又兵衛 丸山弥兵衛 松本伊豆守 松平土佐守 松平遠江守 松平出羽守 松平大膳太夫 松平周防守 松平相模守 松平内蔵頭 松平阿波守 松井官左衛門 又右衛門 松野安次郎 松平主殿頭 松平薩摩守 松平和泉守 松平安芸守 松島太助 勘定吟味役、天明六年一一月一五日免職 肥前島原藩主松平忠恕 別家、松野次郎兵衛、京両替店大元メ家督、 雲州松江藩主越前治卿 長州藩主毛利治親 石州浜田藩主松平康福 江戸向店元メ、天明六年一二月一九日林右 大坂両替店出入 京両替店元メ役 京都川原町四条上ル町、質商売 京両替店組頭、二月一七日支配役 土佐藩主山内豊雍 **摂津尼崎藩主松平忠告** 薩摩藩主島津重豪 鳥取藩主松平治道 岡山藩主池田治政 三河西尾藩松平乗完 徳島藩主蜂須賀治昭 広島藩主浅野重晟 衛門と改名 大坂西町奉行所与力 伏見町町代 元五郎 森権兵衛 村田寿右衛門 村井新三郎 村井新左衛門 向崎吉郎兵衛 溝口亀次郎 水野出羽守 水谷武右衛門 三宅四郎右衛門 三浦藤左衛門 村井新十郎 三輪市十郎様 三好門兵衛 三宅十郎右衛門

元五郎
 村田惣右衛門
 大坂御金奉行同心
 村山勘助
 平→上座役
 本川九十九
 大坂東町奉行小田切土佐守家中カ大坂東町奉行小田切土佐守家中カ大坂東町奉行小田切土佐守家中カ大坂東町奉行小田切土佐守家中カ大坂東町本行小田切土佐守家中カ大坂東町本行小田切土佐守家中カ大坂東町本

忍藩阿部能登守摂州陣屋(万太夫養子)

丁目、糸見世

別家、本店加判名代家督四代目、高麗橋一

村井新左衛門養子別家三代目村井新十郎改

京本店元メ

二条御殿番

別家、大坂両替店支配退役

大坂東町奉行所同心越後新発田藩主溝口直侯駿州沼津藩主水野忠友上田三郎左衛門名代

大坂御金方(御金奉行仮役カ)

和歌山両替

		→規矩利平次	利平次
		出入	利兵衛
	『大阪市史』	菱屋新田	利作
天明元年	「大坂武鑑」(天明元年)		ら 行
網目 』	『校本難波丸網目』		
明四年)	『大武鑑』(天明四年)	大坂御金奉行付同心	吉野勝之助
水醋	『寛政重修諸家譜』	摂州呉田	吉田喜平次
· 永用帳」(三井文庫所蔵史料 本一一一九)	「永用帳」(三:	西町奉行所与力	吉田勝右衛門
「日用帳」(三井文庫所蔵史料 本二五三)	「日用帳」(三)	西町奉行所与力	由比甚右衛門
買料(主なもの)	人名補注参考資料(主なもの)	大坂両替店後見役	山中半兵衛
		本靱町、大坂薬種問屋	大和屋弥兵衛
		水谷武右衛門名跡	大和屋友四郎
に転じ、支配退役		天満又次郎町	大和屋次兵衛
(=三好又次郎)元大坂両替店より京両#	渡辺甚兵衛	伊右衛門と改名	
元大坂本店通勤支配退役渡辺新右衛門は	渡辺新三郎	京間之町店勘定名代、天明六年一二月六日	山川太右衛門
土岐家大坂屋敷留主居役	渡辺庄左衛門	大坂両替店組頭	矢野庄次郎
大坂両替店出入	和勢屋仁兵衛	西町奉行所与力	安井大助
笠間藩牧野家家中	渡辺九蔵	西町奉行所与力	安井新十郎
大坂両替店出入方	和勢屋新兵衛	新田支配人	弥助
大坂両替店書札方、天明六年一二月出た	若狭庄兵衛		や行
御勘定組頭	若林市左衛門		
	わ 行	大坂西町奉行佐野備後守家老	森繁平

附表 1 天明 6 年 2 月 7 日~天明 6 年 7 月28日 大坂金・銭・米相場表

F1122C .	大功金・銭・オ	代相		
	金(1両二付)	金(昼) (1両ニ付)	銭 (1貫文ニ付)	肥後米 (1石ニ付)
月日	タ タ	タ タ 55 85	タ タ	タ 58. 2
2.7	55. 71	55. 75	9. 23	休
2 • 8	55. 75	休	9. 29 9. 27~ . 28	58. 5
2 • 9	55. 71	55. 70		58. 5 58. 5
2 • 10	55. 71	55. 75	9. 27	58. 4
2 • 11	55. 77	55. 75 55. 05	9. 29 9. 26~ . 27	59. 1
2 • 12	55. 85	55. 95 55. 88	9. 20~ . 21 9. 27~ . 28	58. 8
2 • 13	55. 93	55. 85	9. 28	57. 9
$2 \cdot 14$ $2 \cdot 15$	55. 92 55. 83~ . 84	55. 85	9. 26~ . 27	休
2 • 16		55. 93	9. 28	が 休 涅槃=付
2 • 17	55. 93 55. 96~ . 97	55. 95	9. 28~ . 29	57.5 //
	55.96~ .97 56.02~ .03	56. 10	9. 24~ . 25	休
$2 \cdot 18$ $2 \cdot 19$	55.94~ .95	55. 85	9. 26	57. 8
2 • 19	55. 95	55. 90	9, 27	57. 2
2 • 20	55. 78	00.00	9.28~ .29	休
2 • 21	55. 69		9.28~ .29	··· 休
2 • 23	55.63~ .64	55.63~ .64	9.25~ .26	57. 7
2 • 24	55.63~ .64	55, 65	9. 28	57. 8
2 • 25	55.62~ .63	55. 61	9. 29	57. 9
2 • 26	55. 41	55. 35	9.25~ .26	57. 7
2 • 27	55, 25~ . 26		9.25~ .26	休
2 • 28	54. 95	54. 70	9. 22	休
2 • 29	54. 90		9.22~ .23	休
2・晦	54.84~ 85	54. 52	9.23~ .24	休
3 • 1	54. 90~55. 00		9.18~ .20	休
3 • 2	55.15~ .17		9.15~ .20	休
3 • 3	(休)	(休)	休	休
3 • 4	55.00~ .02	54. 95	9.10~ .11	休
3 • 5	54.85~ .88	54. 7 0	9. 78	59. 7
3 • 6	54.45~ .50	休	9. 00	休
3 • 7	53. 55	53. 30	8.95~ .97	57. 0
3 • 8	53. 20	52. 30	8. 95	57. 0
3 • 9 }	50.99~51.00		8.88~ .89	57. 0
3 • 10	53. 70	53. 00	9.03~.04	57. 5
3 • 11	53. 30		8. 80	57. 2

	金(1両ニ付)	金(<u>星)</u> (1 両ニ付)	銭 (1貫文ニ付)	肥後米 (1石ニ付)
3 • 12	タ 51.50~52.00	タ タ 52.00	タ タ 8.92~.93	タ 57.5
3 • 13	52. 80~53. 00	52. 08	8.97~ .98	57. 3
3 • 14	52. 70	52. 70	8.93~ .94	58. 0
3 • 15	53.05~ .10	53.05~ .10	8.97~ .98	58. 2
3 • 16	52. 90~53. 00	53.01~ .02	8.94~ .95	休
3 • 17	53.10~ .20	53.10~ .20	8. 96	58, 5
3 • 18	53.40~ .50	53. 40	8.94~ .95	59. 2
3 • 19	53. 40	53. 70	8. 97~ . 98	58. 1
3 • 20	53. 10	53. 10	9. 02	58. 1
3 • 21	53. 30	53. 20	9. 01	休
3 • 22	53. 25	53. 20	8. 95	58. 2
3 • 23	53.80~ .90	53. 70	9.02~ .03	58. 1
3 • 24	53. 85	53. 70	9.02~ .03	57. 9
3 • 25	53. 65	53. 65	8.98~ 99	58. 2
3 • 26	53. 50	53. 20	9. 00	58. 7
3 • 27	52.80~ .90	52. 50	9. 00	58. 2
3 • 28	52.30~ .50	52. 70	8.98~ .99	58. 1
3 • 29	53. 30	53. 30	9. 00	57.9
4 • 1	53.00~ .10	52.80∼ .90	8.95~ .96	58. 1
4 • 2	52.75~ .80	52.80∼ .90	8.94~ .95	58. 2
4 • 3	53. 10	53. 20	8.94~ .95	58. 4
4 • 4	53.10~ .20	53. 20∼ . 30	8.94~ .95	59. 0
4 • 5	53.60~ .70	54.00	8.94~ .95	58, 2
4 • 6	53. 90~54. 00	休	8.94~ .95	58.9
4 • 7	54.10∼ .20	54.10∼ .20	8.98~ .99	58.7
4 • 8	54.10~ .20	54.00	9. 00	休
4 • 9	53. 94		8.98~ .99	58.6
4 • 10	53.80~ .90		8.97~ .98	
4 • 11	53. 95~54. 00		8.96~ .97	58. 1
4 • 12	54. 20	54. 20	8.97~ .98	57.8
4 • 13	54.10~ .20	54.10∼ .20	9.00~ .01	57.8
4 • 14	54.15~ .20	54.15∼ .20	8.98~ .99	57.9
4 • 15	54. 20	54. 20	8.98~ .99	57.6
4 • 16	54. 40	54. 40	8.96~ .97	休
4 • 17	54.40~ .50	54. 45	9.00~ .01	休
4 • 18	54. 40	54. 40	9.01~.02	57. 8

				Him Albanda
	金(1両ニ付)	金(昼) (1 両ニ付)	銭 (1貫文ニ付)	肥後米 (1石ニ付)
4 • 19	タ 54. 05	タ 54.10	9.01~.02	タ 58.0
4 • 20	54. 20	54. 30	9. 00	57. 4
4 • 21	54. 35	54. 40	9. 00	57. 4
4 • 22	54.25∼ .30	54.25~ .30	9.01~.02	57. 4
4 • 23	54.05 ∼ .10	54.30	9.01~.02	57. 6
4 • 24	54. 12	54.10	9.02~.03	57. 3
4 • 25	54.04~ .10	54.04~ .10	9. 00	56. 4
4 • 26	54. 15	54. 25	8.98~ .99	57. 1
4 • 27	54.20~ .25	54. 20	9.01∼.02	57. 1
4 • 28	54.10∼ .15		9.00∼.01	57. 1
4 • 29	54.15∼ .20		9.00~.01	休 節句前休
4•嗨	54.00~ .10	54. 10	9.01∼.02	休 "
5 • 1	54.05∼ .10	54.05∼ .10	9.04~.05	休
5 • 2	53.89~ .90		9.07~.08	休
5 • 3	53.89~ .90	53. 90	9.05~.08	休
5 • 4	54.00~ .05	54.05~ .10	8. 95~9. 00	休
5 • 5	休	休	休	休
5 • 6	54. 10	休	8. 90	休 (以下筑前米)
5 • 7	54.10∼ .20	54.05∼ .10	8.86~ .87	52. 5
5 • 8	54.10∼ .15	54. 05	8.87~.88	52. 4
5 • 9	53.85~ .90	53.85~ .90	8.87~ .88	52. 8
5 • 10	53.95~54.00	53.95~54.00	8.88~ .89	52. 7
5 • 11	53.95~54.00	53.95~54.00	8.87~ .88	52. 7
5 • 12	53.99~54.00	53.99~54.00	8.85~ .86	52. 5
5 • 13	53. 85	53.90~ .93	8.80~.85	52. 6
5 • 14	53.85~ .88	53. 90	8.81~ .82	52. 7
5 • 15	53.90~ .92	53. 98	8.83~ .84	52. 7
5 • 16	53. 99~54. 00	53. 90	8, 83	休
5 • 17	53.98~ .99	54.00	8.82~ .83	休
5 • 18	53. 95~54. 00	53.95~54.00	8.83~ .84	52, 0
5 • 19	53. 95	53. 95	8.80~ .81	52. 1
5 • 20	53. 99~54. 00	53.99~54.00	8.79~ .80	52. 1
5 • 21	54.10~ .15	54.10~ .15	8.77~ .78	52. 4
5 • 22	54.10~ .15	54.10~ .20	8.77~ .78	52. 5
5 • 23	54.20~ .35	54. 13	8.78~ .79	52. 5
5 • 24	54. 20~ . 35	54. 22	8.78~ .79	52. 2

	金(1両ニ付)	金(昼) (1両ニ付)	銭 (1貫文ニ付)	筑前米 (1石ニ付)
5 • 25	タ タ 54. 25	タ タ 54.25	8.81~ .82	匆 52. 0
5 • 26	54.22~ .23	54.22~ .23	8.79~ .80	52. 0
5 • 27	54.18∼ .19	54. 25	8. 75	52. 0
5 • 28	54. 21	54.24~ .25	8.76	休
5 • 29	54, 25	54. 25	8. 78	51.8
6 • 1	54. 25	54. 25	8. 79	休
6 • 2	54. 23	54.24~ .25	8. 81	51.8
6 • 3	54.25~ .26	54. 25	8. 80	51. 8
6 • 4	54.23~ .24	54.24~ .25	8.79~ .80	51. 8
6 • 5	54. 26	54. 23	8.76~ .77	52. 0
6 • 6	54.27~ .28		8.76~ .77	51.8
6 • 7	54.26~ .27	休	8.77~ .78	休
6 • 8	54. 28	54. 35	8.77~ .78	52. 6
6•9	54.33~ .34	54.33~ .34	8.77~ .78	52. 4
6 • 10	54.35~ .36	54.35∼ .36	8. 81	52. 5
6 • 11	54. 36	54. 36	8.79~ .80	53. 1
6 • 12	54.41∼ .42	54.41∼ .42	8.81~ .82	53. 3
6 • 13	54.46~ .47	54.51∼ .52	8.85~ .86	54. 0
6 • 14	54.45∼ .48	54.45∼ .48	8. 84	53. 5
6 • 15	54.49~ .50	54. 48	8.82~.83	53. 5
6 • 16	54.40~ .42	54.40∼ .42	8.83~ .84	休
6 • 17	54.47~ .48	休	8.82~ .83	休
6 • 18	54.38~ .40	54.22~ .23	8.82~ .83	53. 5
6 • 19	54.50∼ .52	54.54∼ .55	8. 82	53. 7
6 • 20	54. 50	54.42∼ .43	8.81~ .82	53. 5
6 • 21	54.38~ .40	休	8.78~ .79	53. 8
6 • 22	休	休	休	休
6 • 23	54.24~ .25	54.24~ .25	8.81~.82	54. 7
6 • 24	54.30∼ .32	休	8.82~ .83	休
6 • 25	(33) 休	休	休	休 天神祭二付
6 • 26	58. 40		8.83~ .84	55. 3
6 • 27	54. 34	54. 34	8.84~ .85	55. 8
6 • 28	54.35∼ .36	54.35∼ .36	8.84~ .85	55. 9
6 • 29	54.40~ .42		8.86~ .87	休
7 • 1	54. 52		8. 86	57. 0
7 • 2	54.55~ .57	54. 48	8.85~ .86	57. 5~58. 0

		A / F1	A.S.	Ha Vista
	金(1両ニ付)	金(昼) (1 両ニ付)	銭 (1貫文ニ付)	筑前米 (1 石ニ付)
7 • 3	タ 54.53~ .55	タ タ 54.53~ .55	タ 8.84~.85	タ 57. 2
$7 \cdot 4$	54.65~ .70	54. 53	8.87~ .88	56. 7
7 • 5	54. 58	54. 63	8. 89	57. 2
7 • 6	54. 75	休	8. 89	58. 1
7 • 7	54. 85	55. 50	8. 91	休
7 • 8	55.10∼ .15	55.40~ .50	8.88~ .89	休
7•9	56.50∼ .60	57. 10	8.89~.90	休
7 • 10	56.30∼ .50	56.30∼ .50	8.94~ .95	休
7 • 11	56. 20∼ . 40	56. 20	8. 97	休
7 • 12	55.80~ .90	56.10∼ .20	8.96~ .97	休
7 • 13	55. 95~56. 00	56. 10	8.93~.95	休
7 • 14	56.30∼ .40	56. 40	8.93~.95	休
7 • 15	休	休	休	休
7 • 16	休	休	休	休
7 • 17	56.00∼ .10		8.75~ .76	56. 8
7 • 18	56.20~ .25	56. 20~ . 25	8. 78	58. 5
7 • 19	56.05~ .10	56.05~ .10	8.78~ .79	休 庚申二付
7 • 20	56.10∼ .20	56.10~ .20	8.78~ .79	休
7 • 21	56. 05	56. 05	8. 78	51. 1
7 • 22	56.05~ .10	56.05~ .10	8.76~ .77	50. 1
7 • 23	56.05∼ .10	56. 05	8.80~.81	59. 7
$7 \cdot 24$	56.15~ .20	56.15~ .20	8.81~.82	(**)
$7 \cdot 25$	56. 45	56.40∼ .50	8. 86	53.'9
7 • 26	56. 30	56. 25	8. 90	63. 5
7 • 27	56.10∼ .15	56.15~ .17	8.86~ .87	66. 1
7 • 28	56.05~ .10		8.85~.86	

出所)「大坂店勤番日記」(三井文庫所蔵史料 別 1571, 別 1572)。

附表 2 天明6年11月1日~天明7年2月6日 大坂金・銭・為替打銀・米相場表

月 日 タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ タ		70901E BG 700		-	A6.	tim 24 sta
11・1		金(1両ニ付)	金(昼) (1 両ニ付)	為替打銀	銭 (1貫文ニ付)	肥後米 (1石ニ付)
11・2	月日				1	1
11・3			i	"		
11・4			ŀ	1.7		
11・5 51.10~ 30 51.80~51.00		1		""	1	
11・6				1		
11・7					l .	
11・8			ŀ	打 90~110〃		88. 5
11・9	11 • 7	51.00~ .10	51.80~ .90	打 90~110〃	8.90~ .91	87. 8
11・10 51.10~ .25 51.10~ .25 打 80~100	11 • 8	50.70~ .80	50.70~ .80	打 90~110〃	8. 92~ . 93	休
11・11 51.15~、20 51.10	11 • 9	51.00~ .05	51.80~ 90	打 80~100 //	8. 92~ . 93	88. 2
11・12 51.10~ .20 51.05~ .10 打 60~ 80	11 • 10	51.10~ .25	51.10~ .25	打 80~100 #	8. 93~ . 94	87. 5
11・13 51.10~ 20 51.10~ 20 打 30~ 50 8.93~ 94 86.4 11・14 51.10~ 20 51.30~ 40 打 30~ 50 8.89~ 90 85.8 11・15 51.50~ 60 51.40~ 50 打 25~ 45 8.93~ 94 株 11・17 50.90~51.00 50.60~ .70 打 90~110 8.89~ .90 86.0 11・18 50.70~ .90 50.70~ .90 打100~120 8.91~ .92 86.2 11・19 50.60~ .80 50.30~ .50 打 90~100 8.90 87.5 11・20 50.90~51.00 50.90~51.00 打100~120 8.90 87.5 11・21 51.10 51.30~ .50 打100~120 8.97 86.0 11・22 51.70~ .80 51.50~ .70 打 60~ 80 8.93~ .94 株 11・23 51.00~ .05 51.10~ .20 打 40~ 60 8.92~ .93 87.2 11・24 51.25 50.70~ .80 打 60~ 80 8.93~ .94 株 11・25 51.50 51.30~ .50 打 60~ 80 8.95~ .97 株 11・26 51.50~ .60 51.50~ .60 打 50~ 70 8.95~ .97 株 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 60~ 80 8.95~ .97 株 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 60~ 80 8.96~ .97 休 11・29 53.50~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 9.00~ .03 88.1 11・29 53.50~ .70 54.50 打 50~ 70 9.03	11 • 11	51.15~ .20	51. 10	打 70~ 90〃	8.93~ .94	87. 2
11・14 51.10~ 20 51.30~ 40 打 30~ 50 ** 8.89~ .90 85.8 11・15 51.50~ .60 51.40~ .50 打 25~ 45 ** 8.93~ .94 株 11・17 50.90~51.00 50.60~ .70 打 90~110 ** 8.89~ .90 86.0 11・18 50.70~ .90 50.70~ .90 打100~120 ** 8.91~ .92 86.2 11・19 50.60~ .80 50.30~ .50 打 90~100 ** 8.90 87.5 11・20 50.90~51.00 50.90~51.00 打100~120 ** 8.97 86.0 11・21 51.10 51.30~ .50 打100~120 ** 8.97 86.0 11・22 51.70~ .80 51.50~ .70 打 60~ 80 ** 8.93~ .94 株 11・23 51.00~ .05 51.10~ .20 打 40~ 60 ** 8.92~ .93 87.2 11・24 51.25 50.70~ .80 打 60~ 80 ** 8.95~ .97 株 11・25 51.50 51.30~ .50 打 60~ 80 ** 8.95~ .97 株 11・27 51.55 51.65 打 60~ 80 ** 8.95~ .97 株 11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 ** 8.96~ .97 株 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 50~ 70 ** 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 打 50~ 70 ** 9.03 株 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 ** 9.02~ .03 91.0 12・3 53.10~ .20 打 30~ 50 ** 9.07~ .08 91.4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 ** 9.07~ .08 91.0 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 ** 9.07~ .08 91.0	11 • 12	51.10~ .20	51.05~ .10	打 60~ 80 ″	8.96~ .97	86. 6
11・15 51.50~ .60 51.40~ .50 打 25~ 45	11 • 13	51.10~ .20	51.10~ .20	打 30~ 50〃	8. 93~ . 94	86. 4
11・16	11 • 14	51.10~ .20	51.30~ .40	打 30~ 50〃	8.89~ .90	85. 8
11・17	11 • 15	51.50~ .60	51.40~ .50	打 25~ 45〃	8. 93~ . 94	85. 8
11・18	11 • 16	51.30~ .40	51.30~ .40	打 20~ 40〃	8.93~ .94	休
11・19 50.60~ .80 50.30~ .50 打 90~100 " 8.90 87.5 11・20 50.90~51.00 50.90~51.00 打 100~120 " 8.93~ .94 休 11・21 51.10 51.30~ .50 打 100~120 " 8.97 86.0 11・22 51.70~ .80 51.50~ .70 打 60~ 80 " 8.93~ .94 87.0 11・23 51.00~ .05 51.10~ .20 打 40~ 60 " 8.92~ .93 87.2 11・24 51.25 50.70~ .80 打 60~ 80 " 8.93~ .94 休 11・25 51.50 51.30~ .50 打 60~ 80 " 8.95~ .97 88.4 11・25 51.55 51.65 打 60~ 80 " 8.95~ .97 88.4 11・27 51.55 51.65 打 60~ 80 " 8.96~ .97 休 11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 " 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .70 打 50~ 70 " 8.98~9.00 89.2 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 " 9.02~ .03 91.0 12・3 53.10~ .20 53.20~ .40 打 30~ 50 " 9.07~ .08 91.4 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 " 9.07~ .08 91.0	11 • 17	50.90~51.00	50.60∼ .70	打 90~110〃	8.89~ .90	86. 0
11・20 50.90~51.00 50.90~51.00 打100~120	11 • 18	50.70∼ .90	50.70~ .90	打100~120〃	8.91~ .92	86. 2
11・21 51.10 51.30~ .50 打100~120 8.97 86.0 11・22 51.70~ .80 51.50~ .70 打 60~ 80 8.93~ .94 87.0 11・23 51.00~ .05 51.10~ .20 打 40~ 60 8.92~ .93 87.2 11・24 51.25 50.70~ .80 打 60~ 80 8.93~ .94 休 11・25 51.50 51.30~ .50 打 60~ 80 8.95~ .97 88.0 11・26 51.50~ .60 51.50~ .60 打 50~ 70 8.95~ .97 88.4 11・27 51.55 51.65 打 60~ 80 8.96~ .97 休 11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 9.00~ .03 88.1 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 50~ 70 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 打 50~ 70 9.03 休 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 9.02~ .03 91.0 12・3 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 9.07~ .08 91.0	11 • 19	50.60~ .80	50.30~ .50	打 90~100〃	8. 90	87.5
11・22 51.70~ .80 51.50~ .70 打 60~ 80 8.93~ .94 87.0 11・23 51.00~ .05 51.10~ .20 打 40~ 60 8.92~ .93 87.2 11・24 51.25 50.70~ .80 打 60~ 80 8.93~ .94 休 11・25 51.50 51.30~ .50 打 60~ 80 8.95 88.0 11・26 51.50~ .60 51.50~ .60 打 50~ 70 8.95~ .97 88.4 11・27 51.55 51.65 打 60~ 80 8.96~ .97 休 11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 9.00~ .03 88.1 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 50~ 70 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 打 50~ 70 9.03 休 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 9.07~ .08 91.0 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 9.07~ .08 91.0	11 • 20	50. 90~51. 00	50.90~51.00	打100~120〃	8. 93~ . 94	休
11・23	11 • 21	51. 10	51.30~ .50	打100~120〃	8. 97	86. 0
11・24	11 • 22	51.70~ .80	51.50~ .70	打 60~ 80 //	8.93~ .94	87. 0
11・25 51.50 51.30 51.30 50 打 60 80 $^{\prime\prime}$ 8.95 88.0 11・26 51.50 60 51.50 60 打 50 70 $^{\prime\prime}$ 8.95 88.4 11・27 51.55 51.65 打 60 80 $^{\prime\prime}$ 8.96 9.00 9.00 38.1 11・29 52.10 20 52.50 70 打 50 70 $^{\prime\prime}$ 8.98 9.00 89.2 12・1 53.20 53.50 80 打 50 70 $^{\prime\prime}$ 9.03 休 12・2 53.50 .70 54.50 打 30 50 $^{\prime\prime}$ 9.07 .08 91.4 12・4 53.20 40 53.80 54.00 打 30 50 $^{\prime\prime}$ 9.07 .08 91.0 12・5 53.40 60 53.80 54.00 打 30 50 $^{\prime\prime}$ 9.07 .08 91.0	11 • 23	51.00~ .05	51.10~ .20	打 40~ 60 "	8.92~ .93	87. 2
11・26	11 • 24	51. 25	50.70~ .80	打 60~ 80 "	8.93~ .94	休
11・27 51.55 51.65 対 60~ 80 * 8.96~ .97 休 11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 対 60~ 80 * 9.00~ .03 88.1 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 対 50~ 70 * 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 対 50~ 70 * 9.03 休 12・2 53.50~ .70 54.50 対 30~ 50 * 9.02~ .03 91.0 12・3 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 * 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 * 9.07~ .08 91.1 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 対 30~ 50 * 9.07~ .08 91.0	11 • 25	51. 50	51.30~ .50	打 60~ 80 //	8. 95	88. 0
11・28 52.00~ .20 51.90~52.00 打 60~ 80 $^{\prime\prime}$ 9.00~ .03 88.1 11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 50~ 70 $^{\prime\prime}$ 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 打 50~ 70 $^{\prime\prime}$ 9.03 休 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 $^{\prime\prime}$ 9.02~ .03 91.0 12・3 53.10~ .20 53.10~ .20 打 30~ 50 $^{\prime\prime}$ 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 $^{\prime\prime}$ 9.09~ .10 91.1 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 $^{\prime\prime}$ 9.07~ .08 91.0	11 • 26	51.50~ .60	51.50~ .60	打 50~ 70 #	8.95~ .97	88. 4
11・29 52.10~ .20 52.50~ .70 打 50~ 70 " 8.98~9.00 89.2 12・1 53.20 53.50~ .80 打 50~ 70 " 9.03 株 12・2 53.50~ .70 54.50 打 30~ 50 " 9.02~ .03 91.0 12・3 53.10~ .20 打 30~ 50 " 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 " 9.09~ .10 91.1 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 " 9.07~ .08 91.0	11 • 27	51. 55	51. 65	打 60~ 80 //	8.96~ .97	休
12・1 53. 20 53. 50~. 80 打 50~ 70 " 9. 03 株 12・2 53. 50~. .70 54. 50 打 30~ 50 " 9. 02~. .03 91. 0 12・3 53. 10~. .20 打 30~ 50 " 9. 02~. .03 91. 0 12・4 53. 20~. .40 53. 20~. .40 打 30~ 50 " 9. 07~. .08 91. 1 12・5 53. 40~. .60 53. 80~54. 00 打 30~ 50 " 9. 07~. .08 91. 0	11 • 28	52.00~ .20	51. 90~52. 00	打 60~ 80 //	9.00~ .03	88. 1
12・2 $53.50 \sim$.70 54.50 打 $30 \sim 50$ " 9.02 ~ .03 91.0 12・3 $53.10 \sim$.20 $53.10 \sim$.20 打 $30 \sim 50$ " 9.07 ~ .08 91.4 12・4 $53.20 \sim$.40 $53.20 \sim$.40 打 $30 \sim 50$ " 9.09 ~ .10 91.1 12・5 $53.40 \sim$.60 $53.80 \sim 54.00$ 打 $30 \sim 50$ " 9.07 ~ .08 91.0	11 • 29	52.10~ .20	52.50∼ .70	打 50~ 70 "	8. 98~9. 00	89. 2
12・3 53.10~ .20 53.10~ .20 打 30~ 50 # 9.07~ .08 91.4 12・4 53.20~ .40 53.20~ .40 打 30~ 50 # 9.09~ .10 91.1 12・5 53.40~ .60 53.80~54.00 打 30~ 50 # 9.07~ .08 91.0	12 • 1	53. 20	53.50~. 80	打 50~ 70 //	9. 03	休
12・4 53. 20~ .40 53. 20~ .40 打 30~ 50 " 9. 09~ .10 91. 1 12・5 53. 40~ .60 53. 80~54. 00 打 30~ 50 " 9. 07~ .08 91. 0	12 • 2	53.50~ .70	54. 50	打 30~ 50 //	9.02~ .03	91. 0
12 · 5 53. 40~ . 60 53. 80~54. 00 ‡T 30~ 50 » 9. 07~ . 08 91. 0	12 • 3	53.10~ .20	53.10~ .20	打 30~ 50 //	9.07~.08	91. 4
	12 • 4	53. 20~ . 40	53. 20~ . 40	打 30~ 50 //	9.09~.10	91. 1
12 · 6 53 80~54 00 53 80~54 00 ±T 20~ 40 # 9 10~ 11 00 0	12 • 5	53.40~ .60	53. 80~54. 00	打 30~ 50 //	9.07~.08	91.0
12 0 00.00 -04.00 00.00 -04.00 11 20 - 40 5.10~ .11 90.9	12 • 6	53. 80~54. 00	53. 80~54. 00	打 20~ 40〃	9.10∼ .11	90. 9

_	A(1更-H)	金(昼)	**	銭	肥後米
	金(1両ニ付)	(1両ニ付) タ タ	為替打銀	(1貫文ニ付) タ タ	(1石ニ付)
12 • 7	54.10~ .20	54.30~ .40	打 10~ 30位	9. 12	91. 0
12 • 8	54.40~ .06	53. 90~54. 00	打 10~ 20	9.17∼.18	91.6
12 • 9	54.10~ .20	54.20~ .30	打 10~ 20	9.25~ .27	92. 2
12 • 10	54.50∼ .60	54.40~ .50	打 10~ 30	9.29~.30	94. 1
12 • 11	55. 00	55.80~ .90	打 10~ 30	9. 43	94. 0
12 • 12	56. 80~57. 30	57.30~ .50	打 20~ 40	9.50∼ .60	93. 9
12 • 13	57. 30	56. 80	打 10~ 20	9.65~ .70	休
12 • 14	56. 10∼ . 30	55. 90~56. 00	無打 ~ 10	9. 55	96. 1
12 • 15	55. 20~ . 50	54.40~ .60	打 5~ 15	9.45∼ .50	96. 9
12 • 16	55.40~ .60	55.30~ .50	打 5~ 15	9.50∼ .60	99. 7
12 • 17	55.50∼ .80	55. 80~56. 00	打 5~ 20	9.50∼ .60	休
12 • 18	56. 70~57. 00	56.40∼ .60	打 10~ 30	9.75~ .80	99. 4
12 • 19	56.50∼ .70	56.50∼ .70	打 10~ 30	9. 75	100. 0
12 • 20	55. 90~56. 10		無打 ~ 10	9.60~.70	100.0
12 • 21	56. 20	56. 20	無打 ~ 10	9. 65	休
12 • 22	56. 10	55.60∼ .80	無打 ~ 10	9. 61	100. 5
12 • 23	55.00∼ .10	55.10∼ .30	無打 ~ 10	9.58∼ .60	101. 0
12 • 24	55.30∼ .40	55.50~ .80	無打 ~ 10	9.58∼ .60	101. 4
12 • 25	55.60∼ .80	56.00∼ .20	無打 ~ 10	9.60∼.70	年内休
12 • 26	57.30∼ .50	57. 50~58. 00	無打 ~ 10	9.80∼.85	年内休
12 • 27	56. 80~57. 00	57. 20~ . 40	打 10~ 20位	9.75∼ .80	年内休
12 · 28	57.00~ .20	57.40~ .60	打 10~ 20位	9.80∼ .85	年内休
12 • 29	57.00∼ .20	57. 10∼ . 20	打 20~ 30位	9.80∼.85	年内休
12・晦	57.00∼ .20	57. 00∼ . 20	打 15~ 25位	9.80∼.85	年内休
1 • 1	休	休	休	休	休
1 • 2	休	休	休	休	休
1 • 3	休	休	休	休	休
1 • 4	57.70~ .90	57. 80	二朱打30~50	9.55∼.58	106. 2
1 • 5	57.50~ .70	57. 20~ . 30	二朱打30~40	9. 65	106. 6
1 • 6	56. 90~57. 00	休	二朱打30~40	9.55∼.57	休
1 • 7	56. 90	56. 40∼ . 50	二朱打30~40	9. 53	休
1 • 8	56.40∼ .50	56.60∼ .70	二朱打15~25	9. 43	107. 5
1 • 9	56.60∼ .70	56.60∼ .70	二朱打20~30	9. 43	108. 7
1 • 10	休	休	休	休	休
1 • 11	56.70~ .80	56.60∼ .70	二朱打20~30	9.50~ .55	休
1 • 12	56.50~ .60		二朱打29~30	9.56~ .57	107. 6

	金(1両二付)	金(<u>星</u>) (1 両ニ付)	為替打銀	銭 (1貫文ニ付)	肥後米 (1石ニ付)
1 • 13	タ 56.40~ .50	匆 56.30~ .40	□ 二朱打20~30位	タ 9.58~.60	勿 109. 9
1 • 14	56.40~ .50	56.20~ .30	二朱打15~25 /	9.63~ .64	休
1 • 15	休	休	休	休	休
1 • 16	休	休	休	休	休
1 • 17	56. 45	56. 20~ . 30	二朱打20~30〃	9.61~ .62	110. 2
1 • 18	56.40~ .50	56. 20	二朱打15~25 /	9. 52	112.6
1 • 19	56.10~ .20	56. 20	二朱打15~25 #	9.49~.50	115. 0
1 • 20	55. 90~56. 00	55.60~ .70	二朱打15~25 /	9.43~ .44	休
1 • 21	55.50~ .60	55. 20~ . 30	二朱打15~25 /	9.45~ .47	113.8
1 • 22	55.30~ .40	55.20~ .30	二朱打15~25 #	9.45~ .46	112. 7
1 • 23	55.10~ .20	55.00~ .10	二朱打15~25 //	9.40~ .41	111.6
1 • 24	55.10~ .20	55.00~ .10	二朱打15~25 #	9.38~ .39	109. 7
1 • 25	55.00~ .10	54.70~ .80	二朱打15~25 //	9. 32	休
1 • 26	54. 95~55. 00	54.70~ .80	二朱打15~25 /	9.25~.26	109. 1
1 • 27	54.70~ .80	54.40~ .50	二朱打15~25 //	9.15~.18	112. 0
1 • 28	54.20~ .30	54.00~ .05	二朱打15~25 /	9.00~.05	休
1 • 29	54.00~ .10	53. 90~54. 00	二朱打15~25 /	8.93~ .95	114.0
1•晦	54.10~ .20	54. 10	二朱打15~25 #	8.95~ .97	114. 4
2 • 1	54.40~ .50	54.00~ .10	二朱打15~25 //	9.13~.15	休
2 • 2	54.50~ .60	54.00~ .10	二朱打15~25 /	9.20~.21	115. 3
2 • 3	54. 20~ . 30	54. 20~ . 30	二朱打20~30 #	9.08~.10	114. 5
2 • 4	54. 20~ . 30	54.20~ .30	二朱打20~30 /	9.04~.05	112. 5
2 • 5	54.40~ .45	54.30~ .40	1 ' ' '	9.04~.05	114. 4
2 • 6	54.40~ .50	休	二朱打30~40 #	8.97~.98	114.0

出所)「大坂店勤番日記」(三井文庫所蔵史料 別 1572)。

たものです。 二二号に掲載された史料紹介をまとめ 史料解題の執筆は樋口知子。 本資料は『三井文庫論叢』第二一~

三井文庫史料叢書

深井孫七郎「大坂店勤番日記」

二〇二三年発行

(天明六・七年の大坂両替店) その一~その二

編集発行 公益財団法人 三井文庫

電話 http://www.mitsui-bunko.or.jp 東京都中野区上高田五-一六-一 〇三-三三八七-九四三一

郵便番号 一六四-〇〇〇二

©Mitsui Bunko 2023. Printed Japan